

第 6 回臨時会

令和 3 年10月29日開会

令和 3 年10月29日閉会

第 7 回定例会

令和 3 年12月 3 日開会

令和 3 年12月17日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第6回臨時会

○10月29日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	発議第1号及び発議第2号の一括上程	4
日程第4	質疑	4
日程第5	討論・採決	5

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和3年 第6回臨時会 (10月)	発議第1号	三股町議会ハラスメント根絶条例	原 案 可 決	10月29日
〃	発議第2号	三股町議会会議規則の一部を改正する 議会規則	原 案 可 決	10月29日

◎第7回定例会

○12月3日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	1 1
日程第2	会期決定の件について	1 1
日程第3	議案第81号から議案第96号までの16議案及び報告1件一括上程	1 2
日程第4	発議第3号上程	1 8

○12月8日（第2号）

日程第1	一般質問	2 0
	7番 堀内 義郎君	2 0
	1番 田中 光子君	3 0
	10番 上西 祐子君	4 4
	4番 楠原 更三君	5 3

○12月9日（第3号）

日程第1	一般質問	74
	8番 内村 立吉君	74
	6番 池邊 美紀君	83
	2番 堀内 和義君	95
	9番 指宿 秋廣君	106
	3番 新坂 哲雄君	121

○12月10日（第4号）

日程第1	追加議案第97号の取扱いについて	128
日程第2	総括質疑	129
日程第3	常任委員会付託	129
追加日程第1	議案第97号上程	130
追加日程第2	質疑・討論・採決（議案第97号）	132

○12月17日（第5号）

日程第1	追加議案第98号の取扱いについて	139
日程第2	常任委員長報告	139
日程第3	質疑（議案第81号から第92号までの12議案）	143
日程第4	討論・採決（議案第81号から第92号までの12議案）	144
日程第5	質疑・討論・採決（議案第93号から第96号までの4議案）	148
日程第6	質疑・討論・採決（発議第3号）	150
追加日程第1	議案第98号上程	151
追加日程第2	質疑・討論・採決（議案第98号）	152
日程第7	閉会中における議会運営委員会の活動について	153
日程第8	閉会中における広報編集常任委員会の活動について	154
日程第9	閉会中における議会正常化調査特別委員会の活動について	154
日程第10	議会正常化調査特別委員会の経過報告について	154
日程第11	議員派遣の件について	155

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和3年第7回定例会 (12月)	議案第81号	三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案 可決	12月17日
〃	議案第82号	三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	原案 可決	12月17日
〃	議案第83号	三股町犯罪被害者等支援条例	原案 可決	12月17日
〃	議案第84号	令和3年度三股町一般会計補正予算(第7号)	原案 可決	12月17日
〃	議案第85号	令和3年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案 可決	12月17日
〃	議案第86号	令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)	原案 可決	12月17日
〃	議案第87号	令和3年度三股町介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案 可決	12月17日
〃	議案第88号	令和3年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案 可決	12月17日
〃	議案第89号	指定管理者の指定について(上米公園パークゴルフ場)	原案 可決	12月17日
〃	議案第90号	工事請負契約の変更について(令和3年度(仮称)三股町第5地区防災センター建設工事)	原案 可決	12月17日
〃	議案第91号	三股町公共下水道三股中央浄化センターし尿汚泥処理棟築造工事に関する基本協定の締結について	原案 可決	12月17日
〃	議案第92号	第2次三股町男女共同参画プラン(三股町DV防止基本計画含む)の改訂について	原案 可決	12月17日
〃	議案第93号	教育委員会委員の任命について	原案 同	12月17日
〃	議案第94号	公平委員会委員の任命について	原案 同	12月17日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和3年 第7回定例会 (12月)	議案第95号	公平委員会委員の任命について	原案 同意	12月17日
〃	議案第96号	公平委員会委員の任命について	原案 同意	12月17日
〃	議案第97号	令和3年度三股町一般会計補正予算 (第6号)	原案 可決	12月10日
〃	議案第98号	令和3年度三股町一般会計補正予算 (第8号)	原案 可決	12月17日
〃	報告第11号	専決処分の報告(損害賠償額の決定及び和解について)		
〃	発議第3号	三股町議会会議規則の一部を改正する 議会規則	原案 可決	12月17日

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	堀内 義郎	1 牛白血病について	<ul style="list-style-type: none"> ① 感染拡大が懸念される牛白血病の対策として、都城北諸管内の取り組みは。 ② 町の和牛品評会において検査が義務づけられたが、今後の支援について対応はどうか。 	町 長
		2 サツマイモ基腐病について	<ul style="list-style-type: none"> ① サツマイモの基腐病の発生についての現状や被害状況は。又、抜本的な防除対策は。 ② 次年度植付けの影響と、今後の支援についてはどうか。 ③ 発生を防ぐため隣接する農地に、ほ場へ水漏れしないよう防止徹底の指導はなされているか。 	町 長
		3 新型コロナウイルス感染症について	<ul style="list-style-type: none"> ① ワクチン接種率について、16歳以上の若い世帯の接種状況はどうか。 ② 3回目の追加接種についての今後の予定は。 ③ 前回の質問において、公式アカウントやラインでの予約の検討はなされたか。 	町 長
2	田中 光子	1 通学路について	<ul style="list-style-type: none"> ① 植木から西小学校までの通学路の問題点を把握されているか？ ② 見守り隊との意見交換はどのように行われているか？ ③ 途中でトイレの設置が必要ではないか？ 	教育長
		2 生理の貧困問題について	<ul style="list-style-type: none"> ① 困窮世帯の現状と対策は？ ② 宮崎県教育委員会は学校のトイレに生理用品を置く取り組みを県立高校で始めましたが、小中学校でも取り組んではいかか？ ③ 今後の対策はどのように考えているか？ 	町 長 町 長

3	上西 祐子	1 デジタル化で私たちの暮らしと地方自治はどうなるのか	<ul style="list-style-type: none"> ① プライバシーの侵害について問題点はないのか伺う。 ② 地方自治の侵害について問題点はないのか伺う。 ③ 国民生活の影響について問題点はないのか伺う。 	町 長
		2 生理の貧困について	<ul style="list-style-type: none"> ① 小中学校の女子トイレに生理用品を設置を検討することは出来ないか。 ② 社会福祉協議会にも同様に生理用品を設置を検討することは出来ないか。 	町 長
		3 福祉灯油の支援について	① 生活困窮者に対する灯油購入等の助成、社会福祉施設等に対する暖房費高騰分の助成を検討できないか。	町 長
4	楠原 更三	1 三股の魅力について	<ul style="list-style-type: none"> ① ふるさと納税の現況とそれに対する町長の一言。 ② ふるさと納税に対してのこれまでの取り組み姿勢と今後の予定。 ③ 『寄附金の使い道』の中に、交流拠点整備事業を明記できないか。 ④ ハート型の町生誕150年の周知方法の途中経過。 ⑤ 梶山城跡整備調査委員会の今後の予定は。 	町 長
		2 文教みまたについて	<ul style="list-style-type: none"> ① 現在の不登校生「数」に対しての教育長の見解と教育委員会が把握している主な問題点は。 ② 今年度の全国学力テスト結果に対しての教育長の見解と次年度への具体的な実効性ある対応策は。 ③ 役場正面にあった「文教みまた」の看板のその後は。 	教育長

5	内村 立吉	1 タブレット端末について	① 児童・生徒への指導はどのようにしているか。 ② パスワードはどのようなものであるか。 ③ 指導者として、体制はどのようなものであるか。	教育長
		2 小学校の通学路について	① 未対策37箇所の学校区でどのようにになっているのか。	教育長
		3 給食センターについて	① 給食調理室の夏季の対策はとられているか。 ② コロナ感染症対策として、トイレはどのようなものであるか。	教育長
		4 新型コロナワクチン接種について	① 接種率はどのようなものであるか。	町 長
		5 第63回県畜産共進会和牛枝肉について	① 内容(成績)、前年との比較(単価価格)との差額の内容は。 ② 一価不飽和脂肪酸について、どのようなであったか。	町 長
6	池邊 美紀	1 長田峡のライトアップについて	① 長田峡のライトアップは素晴らしいと評価を得ているが現状と今後継続の可能性は。	町 長
		2 不登校およびひきこもりについて	① 小中学校の不登校の推移と現状は。 ② どのような対策を進めているか。 ③ 教育委員会だけで対応できない場合などはどのように対応しているのか。福祉課や社協などと連携をとることもあるのか。	教育長
		3 新型コロナワクチンについて	① 2回目のワクチン接種状況。 ② 12～15歳の接種状況。 ③ 3回目のワクチンの準備状況とスケジュールはどのようなものか。	町 長

7	堀内 和義	1 勝岡蓼池線沿道（大原地区）の周辺整備について	<p>① 勝岡蓼池線沿道の大原地区は、用排水の容量不足に伴う局所豪雨等による雨水冠水や周辺の宅地開発及び道路整備による交通量の増加など、排水整備や交通安全の向上が喫緊の課題となっている。そこで、まず、この地区の雨水冠水対策の考えについて伺いたい。</p> <p>② 雨水冠水対策後、側溝等敷地を利用し、交通安全対策として歩道整備が出来ないか伺いたい。</p> <p>③ こばと保育園と蓼池南交差点信号機の中に、横断歩道の新設は出来ないか。</p>	町 長
		2 みまたん霧島パノラマまらそん大会について	<p>① みまたん霧島パノラマまらそん大会は、1月の厳寒時期の開催で、選手・ボランティアも体調管理に大変である。日程の変更は出来ないか。</p> <p>② 三股町ふるさと祭り、三股町剣道錬成大会のいずれかと同日開催は出来ないか。</p> <p>③ 三股町ふるさと祭りと同日開催した場合の経済的効果はどのようなものか。</p>	町 長 教育長
		3 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策について	<p>① 町内における防疫体制は出来ているのか。</p> <p>② 養鶏農家への防疫指導はなされているのか。</p> <p>③ 防除機、消毒剤の確保、飼養農家への消毒剤の配布はされるのか。</p>	町 長

8	指宿 秋廣	1 防災対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難場所の看板設置は出来ないか。 ② 広報塔の改善を図ることは出来ないか。 ③ 各家庭に受信機の設置は出来ないか。 ④ 受信機設置のための補助制度は出来ないか。 ⑤ AEDの設置箇所の増設は出来ないか。 ⑥ 児童館や集落館等の名称の変更や増改築をする考えがあるか。 	町 長
		2 投票率の改善対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 投票しやすい期日前投票の改善すべきところはないか。 ② 投票用紙の内容変更は考えられないか。 	選管長
		3 鳥インフルエンザの対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 現状をどう考えているか。 ② 町独自の取り組みは計画されているか。(消石灰や消毒液等の事前配布) 	町 長
		4 「みまたはあと便」について	<ul style="list-style-type: none"> ① 11月19日(金)23時59分までの実績はどうなっているか。 ② 申請者等の状況で改善すべき点があったか。 ③ 今後の予定はどうなっているか。 	町 長
9	新坂 哲雄	1 農業対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 担い手不足、育成新規就農状況と取り組みは。 ② 担い手協議会活動はどう考えているか。 ③ 第三者就農者へ国の支援事業手続き状況は。 	町 長
		2 防犯灯設置について	<ul style="list-style-type: none"> ① 文化会館前、植木公園付近、夜間ジョギング等道路確認が出来ない場所。 	町 長

三股町告示第62号

令和3年第6回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年10月22日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和3年10月29日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君

堀内 和義君

新坂 哲雄君

楠原 更三君

福田 新一君

池邊 美紀君

堀内 義郎君

内村 立吉君

指宿 秋廣君

上西 祐子君

山中 則夫君

○応招しなかった議員

令和3年 第6回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和3年10月29日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年10月29日 午前9時51分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 発議第1号及び発議第2号の一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 発議第1号及び発議第2号の一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 田中 光子君 | 2番 堀内 和義君 |
| 3番 新坂 哲雄君 | 4番 楠原 更三君 |
| 5番 福田 新一君 | 6番 池邊 美紀君 |
| 7番 堀内 義郎君 | 8番 内村 立吉君 |
| 9番 指宿 秋廣君 | 10番 上西 祐子君 |
| 12番 山中 則夫君 | |
-

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

副町長 ----- 西村 尚彦君

午前9時51分開会

- 議長（福田 新一君） ただいまから、令和3年第6回三股町議会臨時会を開会いたします。
ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
-

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（福田 新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、内村議員、12番、山中議員の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

- 議長（福田 新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

- 議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告申し上げます。

去る10月22日に委員会を開催し、本日招集されました令和3年第6回三股町議会臨時会の会期日程等について、協議をいたしました。

その結果、本臨時会の会期は本日1日限りとし、本日提案される発議第1号及び発議第2号については、委員会への付託を省略し、全体審議で措置することに決定しました。

以上、報告を終わります。

- 議長（福田 新一君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間とし、今回提案される2つの発議については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。よって、本会議の会期は、議会運営委員長の報

告のとおり決しました。

日程第3. 発議第1号及び発議第2号の一括上程

○議長（福田 新一君） 日程第3、発議第1号及び発議第2号を一括して議題とします。

ここで、提出者の説明を求めます。

指宿議員。

〔9番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（9番 指宿 秋廣君） おはようございます。議席番号9番、指宿です。

議会正常化特別調査委員長の立場でご提案を申し上げます。

この2つの案件は、議会正常化特別委員会では合意を頂いたわけですが、改めて議会で議決をして、経緯等を踏まえて記載しようとするものです。

まず、発議第1号「三股町ハラスメント根絶条例」についてご説明を申し上げます。

この条例の前文に、以下のことが記載されています。

ハラスメントは、町民のみならず社会からの信用及び信頼を失うことになる。そのため、身分、職位及び職責にかかわらず、互いに人格を尊重し、相互に信頼しあうことで、その能力を十分に発揮することができるようにするため、三股町議会はハラスメントを防止し、全ての町の職員や町の関係団体の良好な勤務環境の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

このことでも分かるように、過去のハラスメントを見逃して黙認した我々議員が、深く反省して、この条例を制定しようとするものです。議員全員の賛成で成立させていただきますよう重ねてお願いし、提案理由といたします。

次に、発議第2号「三股町議会会議規則の一部を改正する議会規則」であります。

この規則改正は、会議規則第13章の懲罰を、懲罰・処分要求に改正し、懲罰・処分要求の3日以内とする短期事項を、3日以内の精神を尊重しつつ、提出のいとまがなかった場合や、議会閉会中で委員会等の出来事は時効に該当し、議会の公正の達成や議員個人の尊厳が損なわれると思われるときに、議員の議会に対する報告で、議会の品位保持や議員個人の救済を目的に改正しようとするものです。議員全員の賛成で成立させていただきますよう重ねてお願いし、提案理由といたします。

よろしく願いをいたします。

日程第4. 質疑

○議長（福田 新一君） 日程第4、質疑を行います。

発議第1号及び発議第2号を一括して質疑を行います。質疑の際は、発議番号を明示の上、質

疑をお願いします。なお、全体会議の質疑は、会議規則第54条の規定により、1議題につき1人5回以内となっております。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑もないので、質疑を終結します。

日程第5. 討論・採決

○議長（福田 新一君） 日程第5、討論・採決を行います。

発議第1号「三股町議会ハラスメント根絶条例」の制定を議題として、討論・採決を行います。討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 賛成の立場で討論させていただきます。

条例につきましては……。

○議長（福田 新一君） マイクを。

○議員（8番 内村 立吉君） 条例につきましては、規律にもつながっていくと思います。スポーツやゲームを行うにしても、一定のルールがあり、マナーが強く要求されます。議員は住民全体の代表として、品位を保持することはもとより、秩序維持に努める義務もあると思いますので、賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（福田 新一君） はい、分かりました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

発議第1号は、原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

発議第2号「三股町議会会議規則の一部を改正する議会規則」を議題として、討論・採決を行います。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

発議第2号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。今臨時会において、議決案件等の各項、字句、数字にその他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。

よって、議決案件等の各項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

しばらく、本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時01分休憩

〔全員協議会〕

午前10時03分再開

○議長（福田 新一君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（福田 新一君） 以上で、令和3年第6回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時03分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 福田 新一

署名議員 内村 立吉

署名議員 山中 則夫

三股町告示第76号

令和3年第7回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月29日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和3年12月3日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君

堀内 和義君

新坂 哲雄君

楠原 更三君

福田 新一君

池邊 美紀君

堀内 義郎君

内村 立吉君

指宿 秋廣君

上西 祐子君

山中 則夫君

○12月8日に応招した議員

○12月9日に応招した議員

○12月10日に応招した議員

○12月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和3年 第7回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和3年12月3日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年12月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第81号から議案第96号までの16議案及び報告1件一括上程
日程第4 発議第3号上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第81号から議案第96号までの16議案及び報告1件一括上程
日程第4 発議第3号上程
-

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 田中 光子君 | 2番 堀内 和義君 |
| 3番 新坂 哲雄君 | 4番 楠原 更三君 |
| 5番 福田 新一君 | 6番 池邊 美紀君 |
| 7番 堀内 義郎君 | 8番 内村 立吉君 |
| 9番 指宿 秋廣君 | 10番 上西 祐子君 |
| 12番 山中 則夫君 | |
-

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|-----------|------------|
| 局長 西山 雄治君 | 書記 馬場 勝裕君 |
| | 書記 佐澤 やよい君 |

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	前田 勉君	環境水道課長補佐	大崎 俊英君
教育課長	福永 朋宏君	会計課長	島田 美和君

午前10時00分開会

- 議長（福田 新一君） それでは、ただいまから令和3年第7回三股町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（福田 新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、田中議員、9番、指宿議員の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

- 議長（福田 新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。
議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。
〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕
- 議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。
去る11月29日、議会運営委員会を開き、本日招集されました令和3年第7回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。
今期定例会に付議されました案件は、条例の改正2件、条例の制定1件、令和3年度補正予算5件、指定管理の指定1件、工事請負契約の変更1件、協定の締結1件、男女共同参画プランの改定1件、人事案件4件の計16件。このほか報告1件及び発議1件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は、本

日から12月17日までの15日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

なお、本定例会に提案される議案のうち、議案第93号から第96号までの4議案及び発議第3号につきましては、委員会付託を省略し、最終日の12月17日に全体審議で措置することに決定しました。

また、本定例会の一般質問において、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、質疑答弁の時間を合わせて60分間とすることへの協力をお願いいたします。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（福田 新一君） お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月17日までの15日間とすることにしたいと思っております。

また、議案第93号から第96号までの4議案及び発議第3号につきましては、最終日に全体審議で措置することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3. 議案第81号から議案第96号までの16議案及び報告1件一括上程

○議長（福田 新一君） 日程第3、議案第81号から議案第96号までの16議案及び報告第11号を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） アクリル板があることから、マスクを外して提案理由の説明をさせていただくことをご理解いただきたいと思います。

令和3年第7回三股町議会定例会に上程いたしました、各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第81号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、出産育児一時金の額の変更を行うため、所要の条例の改正を行うものであります。

次に、議案第82号「三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の単価の改正等、所要の改正を行うものです。

次に、議案第83号「三股町犯罪被害者等支援条例」についてご説明申し上げます。

本案は、本年7月に宮崎県犯罪被害者等支援条例が施行され、第5条において、市町村への協力がうたわれたことを受けまして、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図ることを目的として条例を制定するものです。

次に、議案第84号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明申し上げます。

本案は、各種事業の変更、決定、実績見込みなどの当初予算以後に生じた事由に基づく経費及び新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費等について所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額114億9,219万6,000円に歳入歳出それぞれ7,314万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億6,534万5,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金1,205万9,000円などを増減額補正するものであります。

県支出金は、乳幼児医療費公費負担事業費補助金563万6,000円、感染症対策休業要請等協力金事業補助金3,718万3,000円などを増額補正するものであります。

寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金1,000万円を増額補正するものであります。

繰入金は、ふるさと未来基金繰入金1,300万円減額などを増減額補正するものであります。

諸収入は、衛生センター事業受託事業収入277万9,000円などを増額補正するものであります。

町債は、公共施設等適正管理推進事業1,080万円を増額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、役場庁舎駐車場南側車庫設置業務委託料ほか453万5,000円などを増額補正し、交流拠点施設整備基本設計業務委託料ほか2,018万3,000円を減額補正するものであります。

民生費は、地域生活支援事業費226万6,000円、子ども医療費519万1,000円などを増額補正するものであります。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種において3回目接種及び5歳から11歳の接種に係る経費として、コロナワクチン個別接種業務委託料ほか357万4,000円などを増額補正する

ものであります。

商工費は、コロナウイルス感染症によるイベント等の中止による町イベント事業補助金 801万6,000円減額などを増減額補正するものであります。

土木費は、公共施設等適正管理推進事業1,200万円などを増額補正するものであります。

教育費は、教師用を含む学校ICT整備事業学習用タブレットパソコン購入合わせて619万円、来年度に向けた教室改修費を含む修繕料、小中学校合わせて703万7,000円などを増額補正し、ふるさと振興人材育成国内海外派遣事業補助金合わせて251万2,000円、ハーフマラソン大会事業委託料750万円などを減額補正するものであります。

諸支出金は、企業版ふるさと納税によりご寄附いただいた1,000万円を交流拠点施設整備基金に積み立てるものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、「第2表 債務負担行為補正」については、3回目接種における新型コロナワクチン接種事業を追加するものであります。

次に、「第3表 地方債補正」については、事業の追加に伴い限度額を変更するものであります。

次に、議案第85号「令和3年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億7,700万9,000円に歳入歳出それぞれ145万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,846万3,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正するものであります。歳出については、総務費及び諸支出金を増額し、予備費を減額補正するものであります。

次に、「第2表 債務負担行為」については、国保事務処理標準システム導入事業を設定するものであります。

次に、議案第86号「令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億988万8,000円に歳入歳出それぞれ29万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,018万1,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正し、歳出については、総務費及び保険事業費を増額補正するものであります。

次に、議案第87号「令和3年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説

明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額 2 4 億 6, 2 5 0 万 1, 0 0 0 円に歳入歳出それぞれ 1 4 5 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 億 6, 3 9 5 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫負担金を増額し県負担金を減額補正するもので、歳出の主なものは、保険給付費を増減額補正し、地域支援事業費を増額補正するものです。

次に、議案第 8 8 号「令和 3 年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額 8 億 6, 7 6 4 万円に歳入歳出それぞれ 2 3 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 6, 7 8 7 万 3, 0 0 0 円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正するもので、歳出につきましては、報酬及び共済費を増額補正し、旅費を減額補正するものであります。

次に、議案第 8 9 号「指定管理の指定について」ご説明申し上げます。

本案は、上米公園パークゴルフ場の指定管理期間終了に伴う指定管理者の指定について地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 9 0 号「工事請負契約の変更について（令和 3 年度（仮称）三股町第 5 地区防災センター建設工事）」についてご説明申し上げます。

本案は、現在進行している（仮称）三股町第 5 地区防災センターの建設工事において、アメリカの新築住宅需要増が起因する木材価格の高騰に伴い、建設工事に係る物価の上昇を反映した請負代金額の変更請求について、「三股町工事請負契約約款」第 2 5 条第 5 項及び第 7 項により請負代金額の変更額を定めたことによる工事請負契約の変更を行うものであります。

本契約につきましては、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 9 1 号「三股町公共下水道三股中央浄化センターし尿汚泥処理棟築造工事に関する基本協定の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、日本下水道事業団との間で、三股町公共下水道三股中央浄化センターし尿汚泥処理棟築造工事に関する基本協定を締結しようとするものであります。

基本協定の締結については、去る 1 1 月 1 7 日に随意契約により、1 5 億 5, 5 0 0 万円で仮協定したもので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 9 2 号「第 2 次三股町男女共同参画プラン（三股町DV防止基本計画含む）の改訂について」ご説明申し上げます。

本案は、「三股町男女共同参画推進条例」第9条の男女共同参画基本計画となる第2次三股町男女共同参画プラン（計画期間平成27年度から令和6年度）に女性活躍推進法施行に伴う所要の改訂、及び各施策に関する現状評価を行うことによる計画全体の所要の改訂を行うものであります。

計画の改訂につきましては、「三股町議会基本条例」第9条第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第93号「教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者の選任が望ましく、また、委員の年齢、性別、職業等に偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人）である者が含まれるようにしなければならないとされております。

先に、久保田栄子氏が令和3年12月31日付をもって退任されることから、その後任といたしまして、新たに長岡江利子氏を選任するものであります。長岡江利子氏は、三股西小学校PTA役員を3年間、また子育て支援センターの指導員として活躍されており、児童、保護者との接点が豊富であることから最適任者として任命いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき、教育委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第94号から議案第96号までの「公平委員会委員の任命について」は関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

ご承知のように公平委員会委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し見識を有する者を任命することとなっております。

現在の委員3名は、令和3年12月31日をもって任期4年の満了となるところでありますが、引き続きの任命となります黒木弘己氏と退任される兒玉辰教氏と小牧順子氏の後任としまして、新たに、宮内浩二郎氏と岩元安子氏を選任するものであります。

宮内浩二郎氏は、宮崎県教育事務所勤務、三股町中学校校長、三股町教育委員会教育長を歴任され、また岩元安子氏は、三股町役場職員、三股町選挙管理委員会委員を歴任されており、地方自治の本旨、行政事務処理への理解及び人事行政に精通していることから最適任者として任命いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、公平委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

以上、16議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告1件を提出いたしております。

報告第11号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」につきましては、関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（福田 新一君） 補足説明があれば許します。環境水道課長補佐。

○環境水道課長補佐（大崎 俊英君） 議案第91号「三股町公共下水道三股中央浄化センターし尿汚泥処理棟築造工事に関する基本協定の締結について」補足説明をいたします。

日本下水道事業団は、下水道整備の促進という地方公共団体の共通の利益の実現のために、下水道の根幹的施設の建設等の業務について、地方公共団体を代行支援する唯一の期間として設立された地方公共の法人であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約により仮協定を締結したものです。

また、今回のし尿汚泥処理等の建設に際し、一定水準の品質を確保するためには、土木、建築、機械、電気等の多岐にわたる分野の専門的技術職員が必要となりますが、本町ではこれらの分野に精通した専門職員がいないため、適切な設計積算、監督管理、受託者への指導等が困難な状況にあるため、全国の自治体から下水道施設の設計、施工及び管理業務を受託している日本下水道事業団に対し、建設工事を委託するものです。

以上です。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、総務課のほうから補足説明をさせていただきたいと思えます。

報告第11号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」説明させていただきます。

今回の事項につきましては、個人住宅外壁とそれに接する町道の雑草の繁茂に関する駆除相談に対して、職員が対応した除草作業で起きた事故でございます。除草に刈払機を使用し、外壁の防護に対する安全対策が不十分であったため、刈払機の接触及び飛び石により外壁に傷を付ける損害を与えたものでございます。

職員として、道路管理の責務上の業務として、町民からの苦情に遡行したものでありましたが、私的財産に対する安全対策が不十分であり、損害を与えたことに対し深く反省をしているところでございます。今回の事故を教訓に全職員に対し、業務における安全対策、安全確保に十分に配慮するように注意喚起してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第4. 発議第3号

○議長（福田 新一君） 日程第4、次に発議第3号「三股町議会会議規則の一部を改正する議会規則」を議題とします。

ここで、提出者の説明を求めます。池邊議員。

〔6番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（6番 池邊 美紀君） それでは、発議第3号「三股町議会会議規則の一部を改正する議会規則」について、提出の理由を申し上げます。

女性をはじめとする多様な人材の町議会への参画を促進するため、環境の整備を図ろうとするもので、欠席の届出に関し、育児、看護、介護等が欠席の事由となることを明らかにするとともに、出産を欠席の事由とするものについては産前、産後期間を考慮し、あらかじめその旨を届け出ることができることとするものです。

また、議会への請願手続きにおいて、請願者に一律に求めている押印の義務付けと見直し、署名または記名押印に改めるものです。

以上、提出の理由を終わります。

○議長（福田 新一君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時31分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時32分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（福田 新一君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時32分散会

議事日程(第2号)

令和3年12月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君

高齢者支援課長	……………	下沖 祐二君	農業振興課長	……………	上原 雅彦君
都市整備課長	……………	前田 勉君	環境水道課長	……………	西畑 博文君
教育課長	……………	福永 朋宏君	会計課長	……………	島田 美和君

午前10時00分開議

○議長（福田 新一君） ただいまの出席議員は11名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（福田 新一君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守してください。

発言順位1番、堀内義郎議員。

〔7番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（7番 堀内 義郎君） おはようございます。発言順位1番、堀内義郎です。久しぶりの発言順位が1番となりましたので、よろしく申し上げます。

テレビを見ていると、新型コロナウイルス感染について、中国の武漢で発生してから今日で2年ということをおっしゃっていました。ここ最近、新型コロナウイルス感染状況は下火傾向が続いていますが、先月から変異株、オミクロン株による感染者が確認され、これによる感染拡大で第6波も想定しなければならないと言われております。

ワクチンの3回目の追加接種が、医療従事者の皆様を対象に、県内においても始まりましたが、国外においても変異株の感染拡大が続き、各国でワクチンの追加接種を加速させているということをお聞きします。

ウイルスや細菌などの感染症や伝染病などについては、人ばかりでなく、鳥や豚などの家畜においても鳥インフルエンザや豚熱などの発生が見受けられます。また、稲やイモ類などの農産物においても、紋枯れ病やイモチ病などの発生が見受けられます。

県内においても、新型コロナウイルス感染症も減少傾向にありますが、ゼロになったわけではなく、第6波の懸念や農畜産業においても口蹄疫の発生が10年以上がたち、収束したものの、その感染が広まるのではないかと心配され、正常化に向けて取り組む早急な対策が必要であると思われまます。

そこで、早速、通告していただきました牛白血病についてお聞きいたします。

感染拡大が懸念される牛白血病の対策として、都城北諸管内の取組についてお聞きいたします。

あとの質問は質問席にて行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。牛白血病について、感染拡大が懸念される牛白血病の対策として、都城北諸管内の取組につきましての質問に回答いたします。

全国的に感染拡大が懸念される牛白血病は、通称、英語の頭文字を取ってB Lとも言われ、都城北諸管内においても、発生届出数が年々増加傾向にあるというふうに聞いております。

本町を含む都城管内の取組といたしましては、平成31年4月に都城地域B L正常化対策協議会を設立し、県内先進地の取組状況などを調査、参考としながら、都城北諸地域の実情に即した在り方を、宮崎県、J A都城、都城市などを含めた関係団体で協議検討してまいりました。そのような検討を重ねた上で、本年4月の都城地域B L正常化対策協議会で、都城管内で本年度内の実施を目指して取り組むことといたしました。

現段階での具体的な取組方策につきましては、担当課長のほうで回答いたします。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 現段階での具体的な取組といたしまして、まず初めに農家が希望する雌子牛、生後6から7か月のみを対象にB L検査を行いまして、加えて町品評会及び郡市和牛共進会への出品条件に、B L陰性牛が追加となっております。

続きまして、今月の子牛競り市、10月B L検査分から次世代雌牛の表示を行いまして、J A都城のホームページ、子牛競り市名簿に記載いたします。

3番目に、このB L検査の検査方法ですが、血液の抗体検査であるエライザ法により行い、陽性と判定されればウイルス検査であるPCR検査を行います。この検査結果につきましては、秘密保持の観点からJ A都城から直接農家へ通知いたします。

なお、検査費用につきましては、当面の間、1頭当たりの検査料約6割程度につきましては、J A都城が負担し、獣医師の訪問料及び採血料につきましては、農家が負担することとなっております。

以上のことにつきましては、7月に開催しました和牛生産農家を対象としたB L説明会にてお伝えしたところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今、答弁がありましたように、県内においては、口蹄疫の発生を受けていろんな児湯市場とか宮崎中央とか小林市場とか、早くからこういう検査を取り組んでいるんですけども、この検査についてなんですけども、これ希望者による検査だけであるといつて

いいんでしょうか。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほど回答しましたように、現在のところは、農家が希望する場合ということと、町の品評会、郡市共進会に出品する牛を対象ということにしております。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 分かりました。希望する農家の方だけということでありまして、購買者のほうにおきましてはできれば全頭検査して、健康な牛を購入する。そのことによって価格もちょっと上がってくるんじゃないかと思います。できるだけ全頭検査ができるようにしていければいいかと思っています。

次になりますけども、検査と今後の支援についてになりますけども、先月、ある農家さんから話を聞きますけども、町の品評会に牛を出すことになったということでありました。そのため、先ほどありました検査をするということを知りましたが、品評会に私も11月から出向いたんですけども、町長もいらっしゃったんですが、そのときに畜産農家で、特に若い農家の皆さんとか、和牛生産グループの方から、さっき答弁がありましたように、感染拡大については心配があるということをお話を聞いております。

また、検査については、来年については調整がちょっともらえないかということを知りますが、町の品評会において検査が義務づけられましたが、今後の支援について対応はどうなのかお聞きいたします。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 今後の支援につきましては、現在、JA都城が検査に係る費用の一部を負担しているところでありますが、都城北諸管内の子牛のPR、和牛生産農家及び肥育農家のさらなる所得向上にもつながることですので、負担金として何らかの支援ができないかということをお聞きし、都城市も含め、検討しているところでございます。

このBL正常化に向けた取組については、第1に都城北諸管内の雌子牛を繁殖用として安心して購買できる市場にするという狙いがございます。和牛生産農家が減少し、生産基盤の弱体化が懸念される中、本町といたしましても、今後の動向に注意していきながら、農家の皆様の期待に沿えるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（福田 新一君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 宮崎牛のブランド牛は、確立するために検査は必要だと思いますけれども、この前、JAの所長とお話をちょっとお話を聞いてみますと、検査については来年の1月まではちょっと支援ができるのではないかな、それ以降についてはちょっとまだ検討中というようなことを聞きますけれども、町としての対応について、そのあたりはどう考えているかお

願います。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） そのあたりにつきましても、都城市と一緒に取り組みたいという方向で検討しているところでございます。

○議長（福田 新一君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 先ほども言いましたように、農家の皆さんが全頭検査できるような体制を取り組んでいただきたいと思いますが、もし検査が陽性牛であったときの対応としては、PCR検査を行って、その後の対応については何か考えられるのか。分かればお願いいたします。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 現在のところは、陽性牛というのは約5%程度ではないかと言われておりますので、その部分につきましては、隔離飼養を行いながら、発病が出るのもその中でも限られておりますので、そのあたりの対策については、今後の検討課題となっているところでございます。

○議長（福田 新一君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） もし、陽性であった場合、農家さんが防止策として、家畜、畜舎がいろんな密にならないような、感染しないような畜舎の改修とか、あとはいろんな防御、ブヨとかそういうことが入ってこないような経費もいろいろかかると思いますので、先ほど言いました宮崎牛のブランドを確立するために全頭検査、それでもし陽性があった場合の対応として関係団体等、早めに支援とかできれば農家のほうも安心するかと思いますので、よろしく願いいたします。

次になります、サツマイモ基腐病についてお聞きいたします。

生産者の農家の皆さんから、サツマイモの茎や根が腐敗する基腐病が見受けられるということをお聞きしますが、生産量の減少が懸念されておると言うことでございます。

サツマイモの基腐病の発生について、現状や被害。また、抜本的な防除対策はどうかお聞きいたします。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） サツマイモ基腐病について、1番のサツマイモの基腐病の発生についての現状や被害状況は。また、抜本的な防除対策は。につきまして回答いたします。

サツマイモ基腐病は、平成30年に沖縄県で確認されたのを皮切りに感染が広がっています。特に、令和2年以降には全国的に感染が広がり、令和3年11月時点では22都道府県で確認されております。

北諸県管内の発生状況については、北諸県農業改良普及センターが昨年度から定点調査を行っ

ております。その調査によりますと、昨年度と比較して発病割合は増えていますが、発生程度は低い圃場がほとんどのことです。

なお、令和3年10月末時点における北諸県郡内のサツマイモ基腐病の発生実面積割合は、食用かんしょ、焼酎用かんしょ、その他かんしょ、いずれも1%程度との結果が出ております。ただし、一部の圃場では、収量が昨年度比で約30%減となっているということでございます。

宮崎県が推奨する抜本的な防除対策といたしましては、1番に罹病イモを圃場に持ち込まない。2番目に排水対策の徹底、予防薬の適正散布などにより、基腐病を増やさない。3番目に圃場内に罹病残渣を残さないの3つでございます。

なお、北諸県地区では、県推奨対策からさらに踏み込んだ対策として、1番目に輪作経営補完品目の導入ということで、発病危険性が高まる連作を行わない。2番目に総合的な防除対策といたしまして、苗床、種芋消毒の徹底を図る。3番目といたしまして圃場の整備、排水対策の徹底。4番目に作型の早進化、収穫時期が早いほど発病が少ない。の4つの対策の柱とする方針でございます。

○議長（福田 新一君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今、答弁がありましたけれども、平成30年11月に沖縄県で発生し、平成31年1月には串間でも感染が確認され、都城北諸県地区では令和元年10月に確認されているということを聞きます。

今のところ、北諸管内で、そんなには多くないということですが、これは全国的に広まっているということでありまして、先ほどありました防除対策として、抜本的な防除対策は確立されていないということを聞きますが、植付け前の種芋の苗の消毒や、感染した株の速やかな除去、罹病残渣の持出しとか分解処理、土壌消毒とかが挙げられますけれども、農家の方の作業目線になると、病気になっている、基腐病になっているサツマイモの残渣を持ち出すのもなかなか一手間要るかと思っているところでもありますけれども、この病気については発生がちょっと懸念されるということがありまして、農家の皆さんも大変苦労されているということを感じているところでございます。

そういうことで、次になりますけれども、昨年度の植付けの影響と、今年度の支援についてはどうお考えなのかお聞きいたします。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 次年度植付けの影響と、今後の支援につきましては、サツマイモ基腐病の蔓延により、次年度植付け時の安全な種芋を安定的に確保できるかといった問題のほか、苗床消毒用殺菌剤等各種薬剤、消毒薬や予防剤の散布徹底による農家の経費の増大など、安定的な農業経営に及ぼす影響を考慮しまして、国では、サツマイモ基腐病の発生した地域で、か

つサツマイモ基腐病が発生した圃場を持つ農家、経営体に対し、今期作、令和3年産及び令和4年産について購入する薬剤等についての補助事業を行っております。

この補助事業につきましては、JA都城のかんしょ部会員はJAにて受付、それ以外の農家などの農家につきましては、令和元年度に結成されました三股町サツマイモ基腐病対策協議会から町のほうに補助金交付申請を行いまして、なお令和3年度補助事業につきましては、要望がある場合は令和3年12月、今月に申請予定でございます。

○議長（福田 新一君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 答弁がありましたけども、確認になりますけど、その支援については令和4年度も行うということによろしいのでしょうか。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 令和4年度植付けにつきましては、種芋消毒とか苗床消毒というのに補助事業が充てられます。

○議長（福田 新一君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問になりますが、発生を防ぐため隣接する農地に、圃場への水漏れしないよう防止徹底の指導はなされているのかについてお聞きいたします。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 発生を防ぐため隣接する農地に、圃場へ水漏れしないよう防止徹底の指導はなされているのかに回答いたします。

三股町、都城市、宮崎県、JA都城、地域酒造メーカーで構成される北諸県地区サツマイモ基腐病対策連絡会議におきまして、定期的開催されております。

その中で、県及び北諸県地域が推奨する防除対策について、実施の徹底が呼びかけられておまして、各機関で周知を行っているところでございます。

ご質問にあった排水対策についても、県及び北諸県地域が推奨する防除対策の中に記載されております。特に、JA都城のかんしょ部会に所属する農家については、JAの各支所において、上記内容を含む営農指導を行っているとのことでございます。

なお、系統外の方など上記以外の農家につきましては、三股町としまして、県が作成する防除用のチラシなどを役場窓口でかんしょ農家に配布しているほか、町回覧で防除対策についてのお知らせを定期的に掲載しているところです。令和3年度では、7月15日付及び11月15日付回覧に掲載しております。

また、隣接する農家から水漏れがあるなどといった苦情が、町農業振興課に寄せられた場合は、隣接地の農家に対し、改善するようお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 排水流入対策については、各機関で呼びかけあるいはチラシ、広報紙などについて啓発するようになっているというところではありますが、適正な圃場管理です。もう行っている補助では基腐病の発生が少ない傾向にあるということでもあります。

排水が不良な場所で発生しやすいため、排水対策を徹底することが大切だということをお聞きしますが、さらに隣接する農地について、菌の流入を防ぐために、圃場に水漏れしないようにすることで発生を防ぎ、例えば町道に沿っている圃場の生産者の方からもありましたけども、お願いとして、道路の水たまりからの流入の改善はできないかということもありまして、要するに水を嫌うということでありました。

それで、一応その流入を防止するための対策として、私もちょっと田植え前に行っているんですけども、畦畔というか、あぜを塗るようなことをして、となりの圃場に水が入らないようなことを私はしてもいいんじゃないかということで、値段的にそんなに高く……数千円ぐらいで終わるんじゃないかと思っておりますので、そういったこと、あるいはブロックローテーションの徹底されている地区もあるんですけども、その地区から別な地区に耕作している農家さんがそういったブロックローテーションというか、その流入の対策を取っていないということをお聞きしますので、できればブロックローテーション徹底と、あと畦畔を塗り固めるのもいいんじゃないかと思っておりますのでひとつ提案をしておきたいと思っております。

次の質問になりますけれども、コロナ対策についてお聞きいたします。

新型コロナウイルス感染症についてお聞きしますが、ワクチン接種率について、16歳以上の若い世帯の接種状況はどうだったのか、お聞きいたします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 若い世代のワクチン接種についてお答えいたします。

若い世代のワクチン接種は、優先接種として、教育・保育施設の職員、小・中学校職員、消防団員等の希望者に7月から8月上旬にワクチン接種を行いました。

40歳以下のワクチン接種は、9月から集団接種を1日360人、週3回とし、10月27日まで行ってまいりました。

個別接種は、現在も継続しているところでございます。

また、10月には、10代、20代のワクチン接種を進めるために、宮崎県若者ワクチン接種センターが開設され、土曜日、日曜日にも接種が行われました。

12月5日現在、15歳から19歳のワクチン接種率は、1回目82.4%、2回目79.3%、20代は1回目74.0%、2回目72.2%、30代は1回目76.1%、2回目74.5%、

40代は1回目85.4%、2回目84.4%となっています。

全体の接種率は、1回目86.6%、2回目85.3%となっており、若い世代の接種率は、年齢の高い世代より低い状況となっております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今、答弁の中で、各世代についての接種率をお聞きしましたけれども、宮崎県のホームページに市町村別の接種率が公表されておりました。本町においても1回目の接種率が86.2%、2回目が84.8%ということで、1回目、2回目とも県全体より若干低いんですけども、ほとんどの方が接種しているということを感じたところであります。

16歳以上で若い世代の接種率について答弁がありましたけども、20代のほうがちょっと、若干低いのかなということで、あと30代、40代平均、全体的に見て86.数%で、高齢者の方より若干低いということですね。

次の質問になりますけども、3回目の接種について、ワクチンの供給量にもよるかもしれませんが、今後の予定が分かればお願いいたします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 3回目のワクチン接種についてお答えいたします。

新型コロナワクチンは、感染予防効果が経時的に低下すること、また、高齢者においては重症化予防効果においても経時的に低下する可能性を示唆する報告があることを踏まえ、感染防止拡大及び重症化予防の観点から、2回目接種完了者全てに対して追加接種を行うことになっております。

まずは、18歳以上の人を対象として、2回目接種完了から原則8か月以上経過した人から3回目の接種を行ってまいります。3月から5月に2回目の接種が完了した医療従事者には、11月24日に接種券を発送しており、12月から個別接種でワクチン接種を開始できる状況になっております。

高齢者の接種券は、1月から順次発送していく予定としています。接種方法は、集団接種と個別接種としており、集団接種は、1、2回目の接種と同じ多目的スポーツセンターで、令和4年3月から開始予定で準備を進めております。2回接種を完了した約1万9,000人の3回目接種を令和4年8月までに終える見込みとなっております。現在、都城市北諸県郡医師会や町内医療機関との調整を行っているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今、答弁があったんですけども、18歳以上は、原則として2回

目接種した方が8か月経過してからということではありますが、前倒し接種についてちょっと分かればお聞きしますけれども、政府、国のほうもオミクロン株の感染を受けて、ちょっと前倒しの検討もしているということではありますが、本町としては、そのことについてどうかということで、宮崎市も8か月経過ということをお聞きしますが、本町として前倒しの接種も考えられるのかどうか。それが分かればお願いします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 前倒し接種に関しましては、国のほうで、一律に前倒しを行うことは困難というニュースも昨日ありましたが、優先度に応じて、一定程度の国民に対して前倒しは可能であるというふうなテレビ報道もされております。

ただ、まだ市町村のほうには具体的な指示がありませんので、国の指示をもって、再度検討していきたいと思っております。

ただ、今、3月から接種ができる準備を進めておりますが、今、まだ都城市北諸県郡医師会や町内医療機関と協議をしておりますので、少しでも早く接種ができる体制は取っていきたくて考えておりますので、3月接種を少し早める可能性はあるかなと思っておりますが、いずれにしても医療機関の協力がなくてできませんので、医療機関の協力体制もお願いしながら、また協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） できれば、皆さんも早めに打ったほうが安心かなということがありますけれども、前倒しできればひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次というか、交差接種についてですけども、私個人の話になってちょっと恐縮なんですけど、私、1回目、2回目、ファイザー製のものを打ったんですけども、交差接種について、3回目について交差接種は考えられるのかどうか、分かればお願いします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 3回目の追加接種につきましては、現在、ファイザー製のワクチンとモデルナワクチンが両方来る予定となっております。

ただ、まだモデルナ製のワクチンの承認申請が決定しておりませんので、それが決まり次第、連絡があるかと思いますが、交差接種については、初回接種の1回目、2回目でファイザー製のワクチン接種をされた方が、モデルナのワクチンを接種するのも可能となっております。

どのワクチンを、集団接種、個別接種、どういう形で対応するかについても同時に協議をしているところでございます。交差接種は可能となっております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 先ほど言いましたけれども、私自身のことで大変恐縮なんですけれども、同じファイザー製の接種をしたんですけれども、やはりそのとき、もしかしたら熱とか何か出るんじゃないかということを心配したんですけれども、何もなかったんです。私がちょっととろいのかもしれないんですけども、そういうことがあったものですから、3回目についてはちょっと同じファイザー製がいいのかな、あるいは1回目、2回目ちょっと何か副反応があった方については、3回目は別のモデルナ製がいいのかということを考えますので、迅速な対応をできればお願いしたいと思います。

次の質問になりますけれども、前回の質問において、公式アカウントやLINEでの予約の検討はなされたのかどうか、お聞きいたします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 集団接種予約につきましては、3回目の追加接種も電話とインターネット予約の両方で行う予定にしております。LINEでの予約も検討しましたが、インターネットでの予約も携帯電話でできることから、LINEでの予約を行わず、1回目、2回目の初回接種と同様に実施する予定でございます。

1回目、2回目のワクチン接種の予約開始当初は、電話が繋がらないなどの状況がありましたので、コールセンターの電話回線の増設、コールセンター職員の増員を行いました。また、ワクチンの接種券の郵送数を分割し、予約がスムーズに行える体制を整えているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） LINEの予約については、自治体によってしているところがあるんですが、都城市とか、この前、宮崎県が公式LINEを立ち上げて、私もちょっと登録したんですけれども、今回、ちょっといい機会ですので、公式のLINEということについて話しているんですけれども、いろんな市の情報とか観光とか防災の情報が、LINEで入ってきていいのかなと思っていますけど、今現在、老若男女問わずほとんどの方がスマホを持っているということで、公式LINEを始めることについて若い世代においては使いやすいんじゃないかなということで、スマホが必需品と言えるくらい、若い方はもっていらっしゃると思います。

そういったLINEを使うことでいろんな行政についての関心や、何かのときはこういった予約とか、あるいは行政に関心を持ってもらう1つのツールだと思うんですけども、町長にお聞きいたしますが、今回、コロナのことでLINEについてお聞きしましたが、公式LINEについてちょっと何かお考えがあったら一言よろしくお聞きいたします。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） LINEを使ったところの公式アカウント、これについては町のほうも先月スタートいたしました。

これからのいろんな情報伝達を含め、そしてまたLINEを使うというのも1つの方法かなど。また、防災関係を含めていろんな方々に情報提供していくのも、この公式アカウントLINEを使っての情報伝達、これも今後やっていきたいなというふうに思っております。

今回、この接種の予約につきましては、今のところLINEは使わなくて、ホームページ等の予約、そちらのほうからQRコードを使ったり、そちらのほうから予約もできますし、また電話予約もできますので、そうしたら先ほど言いましたように電話回線も増やし、そしてまた体制づくりもしておりますので、一応それで3回目は進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（福田 新一君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 3回目のコロナワクチンの接種がスムーズに行きますことをお願いしながら、質問とさせていただきます。

以上で終わります。

.....
○議長（福田 新一君） これより10時50分まで本会議を休憩します。

午前10時38分休憩

.....
午前10時50分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位2番、田中議員。

〔1番 田中 光子君 登壇〕

○議員（1番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。質問順位2番、田中光子です。通告に従って行っていきます。

全国で、子供が、登下校中に犯罪被害に遭うケースが見られます。被害の多くは、子供だけで行動しているときや、人の目が少ない状況で発生しています。こうした犯罪被害を減らすためには、地域全体で登下校中の子供たちの見守り活動を行うことが欠かせません。一方で、見守り活動を含めた防犯ボランティア活動数は、近年減少しております。

質問事項1の通学路について質問いたします。

三股町では、安全安心な登下校の実現に向けて、見守り活動をボランティアの方々が取り組んでいただいていることに心から感謝申し上げます。見守り活動を実施することで、犯罪や事故が

起きにくい環境をつくることができます。

見守り隊の方々は、子供たちの成長を6年間見守ってくださっている方もおられます。いろいろな変化に気づいてくださっています。夏場の一番暑い時間帯に立ってくださっています。また、冬場の早朝、寒い中の登校や、寒風の中での下校も見守ってくださっています。そして、大雨の中などもです。下校時は、2時間から3時間も見守っていただいています。本当にありがとうございます。

そこで、質問要旨①植木から西小学校までの通学路の問題点を把握されていますでしょうか。お伺いします。

あとは、質問席にて行います。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） お答えいたします。

植木から西小学校までの通学路の問題点を把握されているかのご質問でございますが、県道財部庄内安久線と町道都城三股線の稗田西交差点で、歩行者が滞留する空間にガードレールが未設置になっている箇所、町道稗田線、稗田団地南交差点で、優先道路の設定とそれに合わせた対策を検討しなければならない箇所があることを把握しております。

この2か所については、私も実際に現地を何回か見ているところでございます。

稗田西交差点につきましては、今年度の通学路点検で状況確認をし、都城土木事務所にガードレール設置をお願いしております。

稗田団地南交差点については、優先道路変更に伴い、新たな危険が生じることも想定されるため、現状で実施できる対策を町で協議しているところであります。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 問題点は把握されているようですね。

子供の特徴として、視野が狭く、視点も低いため、危険を感じていないこともあります。そのような子供たちを見守り隊の方々は、神経を使って日々取り組んでくださっています。役場や学校の協力が必要不可欠です。

そこで、質問要旨②見守り隊との意見交換はどのように行われているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 9月議会の中で説明しましたとおり、通学路安全点検において、保護者、見守り活動者、地域住民等から町への改善要請があった箇所が新たな観点の1つとして追加されており、見守り隊員も通学路の危険箇所を察知する重要な役目を担っていただいているも

のと認識しております。

また、町の見守り隊は、学校でも児童を危険から守る役目を担う組織として位置づけられています。

今年度は、稗田団地南交差点の件について、見守り隊員や自治公民館長から個別に役場や学校に要望された箇所を取り上げ、関係者そろっての現地確認の中で意見交換をし、現在、その対策について役場の関係課で協議を進めているところです。

来年度も引き続き、町通学路交通安全プログラムにご意見を生かせるよう進めていかなければならないと思っております。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 見守り活動中に気づいたことや危険な箇所などは共有されているということですね。

出された意見に対しての解決は今、検討中ということだったんですけれども、検討された中でどれほど進んでいるのでしょうか。お伺いします。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） お答えいたします。

資料2を議員のほうからお配りいただいていると思うので、資料2をご覧ください。

今、答弁があったとおり、今年度の通学路合同点検におきまして、稗田団地南交差点の部分につきまして、都市整備課のほうで対応できる部分のことをやりたいというふうに考えております。

この資料2で行きますと、ちょうど真ん中の辺りにひえだ近隣公園がありまして、その下に稗田橋というのがございますけれども、この中央の位置が稗田団地南交差点となります。

この交差点に、交差点だということをちゃんと明確にするようにレッドラインと言いまして赤い枠で囲むラインを引くことと、交差点の十字マークが大分薄くなっていましたので、その交差点の十字マークを引き直す対策をやりたいというふうに考えております。

あわせて、この図面で言う稗田橋のちょうど下の辺りにつきましては、ドットラインを今現在引いておりまして、速度が減速するような対策を講じているんですけれども、それに追加する形で「速度を落とせ」というような文字を表記することで対応したいということで、今その準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 見守り活動はボランティアです。行政としては、活動者への支援、情報提供、安全な通学路環境の整備を行っていただきたいと考えます。

私も実際、植木の自宅から西小学校まで歩いてみました。私は、そのとき携帯電話と鍵ぐらい

で何も持たずに歩きました。

先ほどの資料2です。足立鮮魚店はここには載っていないんですけれども、資料2の一番下の赤いラインから入るところです。足立鮮魚店の近くの押しボタン信号から歩道があり、安全です。でも、雨が多いとき、梅雨——大雨降ります。そういうときなどは、その歩道が川になってしまうんです。それは、以前要望もしたんですけれども、本当子供たちだったら足をすくわれるんじゃないかなというような川になります。

そしてまた、もうちょっと行った稗田橋、さっき言われたドットラインの手前のところです。カーブのところが高校生が自転車で出てきたときは危険な場所なんです。1つミラーがあります。けれども、死角になっていて、もう1個カーブミラーを設置してほしいという要望を令和元年6月にもしていますが、いまだに設置されていない状況です。

そして、稗田橋を過ぎると、稗田団地横のグリーンベルトがあるものの、かなり狭くなっています。先ほどレッドラインですか、引くと言われたんですけれども、かなり狭くなってきています。子供の歩いているすぐ横を車が通ります。もう、そこをスピードを出して、一時停止もしない車がいたので、以前警察に一時停止のところを立ててもらいようにお願いをしました。この一時停止線は、先ほど両方向にはつけられないということで対策を立てているということでした。

その稗田団地横は、グリーンベルトだけでは危険だということを感じたので、あそこは団地です。なので、その歩道をしっかり確保してもらえるような対応はできないのでしょうか。お伺いします。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） お答えいたします。

今、議員のほうからお話があったところにつきましては、この図面で言うちょうどグリーンベルトと明記されているところかというふうに承知しているところなんですけれども、歩道の設置に当たりましては、通学路の合同点検を踏まえまして、学校等の要望を踏まえまして検討に入っていくというふうな形を取っております。

昨今の財政事情を鑑みますと、やはり単費でやるよりも少しでも補助を取ってやりたいということも考えておまして、その条件といたしましては、通学路の合同点検箇所が条件になりますので、また来年度以降、もう今年度は要望が上がってきておりませんので、来年度以降の合同点検の中で検討していきながら歩道の設置の有無について、みんなで、学校関係者、交通関係者、道路管理者で話し合っていきながら対応していくことになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） その後の天翔の前の信号待ちのところなんですけれども、交差点

での待ち方も教えていただく必要があると思うんです。子供たちは、交差点で信号待ちをしているときなどに、車道ぎりぎりのところで立っていることがよくあります。これだと、特にトラックやダンプカーや、近くに車屋さんもありますので、車を積んだ大型のトラックが回るときに非常に危険です。大型になればなるほど内輪差が大きくなります。でも、子供たちは内輪差というものはよく分かっていません。車道ぎりぎりのところに立っていると、前輪は大丈夫でもその後、後輪に巻き込まれるという危険性が高まります。

交差点の信号待ちの実施はされたのでしょうか。先ほど、教育長のほうから、交差点という場所はちょっと私には分かりにくかったんですけども、同じ場所なのか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 私が先ほど答弁申し上げたのは、稗田団地南の交差点でございますが、私もこの赤い経路に沿ってずっと歩きましたので、この天翔のところの横断も、場合によっては登校班がかなりたまることもありますので、注意が必要だということは感じたところでございます。

したがいまして、学校での交通安全に対する指導の中で、先ほど議員がおっしゃったようなことも指導していくようにしたいと考えております。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 車道から1メートル下がって待つように基本なんですけれども、そんなに待機するスペースはあそこもないです。植木地区から西小学校まで、私の足で40分かかりました。もっと私より遠い子が、この資料2の2を見ると、西植木地区の6班、江夏医院のところから通学している子もいるみたいなので、そうすると、私は手ぶらで歩いて40分、子供たちは重たいランドセル、プラス今、タブレットも持って帰るのでしょうか。そういうのを背負って、前かがみになって考えると、すごい子供たちはという思いで、いろいろ想像しながら歩いてみました。

子供はトイレが近いものです。中には、トイレに行ってから30分以内にまた行きたがる頻尿の子もいます。頻尿は、膀胱などの排尿機能に疾患や異常がなくても、精神的な要因やストレスが原因で引き起こされることもあるそうです。これを心因性頻尿と呼び、幼児では細菌やウイルスが原因で起こる膀胱炎に次いで多いそうです。

そこで、質問要旨③途中にトイレの設置が必要ではないでしょうか。お伺いします。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 通学路の中に、途中トイレの設置が必要でないかのご質問にお答えいたします。

登下校中に用を足すためのトイレを設置するという事は想定はしておりません。

教育委員会としては、登校前のご家庭に、下校前は学校に、トイレを済ませる指導を今後もお願いしたいと考えているところでございます。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 先ほど申しましたように、学校から40分です。心因性頻尿というのは、30分ぐらいでも行きたくなるんです。学校でトイレを済ませたとしても途中で行きたくなるんです。その心因性頻尿の特徴としては、排尿痛や発熱が見られず、何かに集中しているときや夜、寝ているときには症状が見られないことだそうです。

入学や新学期、試験や発表会など、緊張する場面でトイレが近くなることはどんなお子さんにも見られますが、このような症状が一過性のものとして終わらず、いつも起きる場合があります。緊張していないときでも、頻尿が起こるのではないかという不安や恐怖でトイレを意識してしまい、頻りにトイレに行くことで頻尿になってしまうのです。心の問題です。漏らしてしまうかもという不安や悲しい出来事、そういったものが原因でトイレが近くなるのはよくあることです。大人も緊張したり、不安になったりするとトイレに行きたくなりませんか。それと同じです。

見守り隊の方に伺ったところ、下校時にトイレを借りるのは1年生が多いそうです。植木の放課後児童クラブの先生に伺ったところ、時々漏らしてくる子はいますと言われました。ある子供は、「僕はパンツにするよ」と笑って教えてくれました。そうやって言える子ばかりではないと思います。

ひえだ近隣公園にトイレはあります。公園の広場の一番端の川の近くに、昼間でも利用するのは怖いようなところですよ。大人でも利用はできないようなところですよ、公園。ひえだ近隣公園西側の通学路に近いところにトイレを設置していただけないでしょうか。お伺いします。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 先ほど、議員のお話の中に出ました西植木6班辺り、ここで距離としては約2キロちょっとあると思います。一方、三股小校区では谷から通いますと2.5キロぐらいあります。そういった状況が各学校にあるのは事実でございます。

文科省が定めている手引きによりますと、通学の距離は小学校でおおむね4キロ、中学校で6キロとなっております、そこをどうするかというのは、市町村がその交通機関の状況とかを考慮しながら定めるということになっております。

そういう状況の中で、議員がおっしゃるような子供たちがいるのは確かだと思います。

ただ、今のところ通学路途中にトイレを設置することは考えていないところでございますが、やはり対応が必要でございますので、先ほど課長のほうから答弁いたしましたけれども、そういった心因性頻尿があるような子供たちについては、より細かな指導を行うといったようなことで対応していきたいと考えております。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） トイレに行きたいと声を出して言える子供ばかりではありません。人前で話すことが苦手で、トイレを貸してくださいと言えず漏らしてしまった、そんな子もいるのです。そんな子供たちは少数だから気にしなくていいと考えますか。漏らしたことはトラウマになります。子供のために、見守り隊の方々はピンポンを押して、トイレを貸してくださいとお願いしてくださっているのです。昼間にいらっしゃるところは少なく、トイレを借りるところは決まってくるので、1日に何人もトイレを借りる子がいると、同じところには頼めないとと言われていました。

ひえだ近隣公園にトイレを設置していただければ、見守り隊の方々が個人宅にお願いに行かなくても気兼ねなくトイレを使えるのですが、また公園利用者の方にも便利だと思います。公園利用をしていて、今のトイレだったらとても昼間、行けません。なので、このひえだ近隣公園にトイレを設置していただけないでしょうか。お伺いします。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） お答えいたします。

ひえだ近隣公園につきましては、都市計画の公園の部類で行くと近隣公園というふうな部類になっておりまして、近隣の方々が利用に供する公園というような都市計画上の位置づけになっております。

議員今、お話があったとおり、トイレにつきましては、この資料2の図面で行きますと、ちょうど川沿いのこの公園の右下になりますか、この辺りにトイレが1つございます。通常、規模の大きい公園とかであれば2つ、3つはあるような状況ではございますけれども、基本的には近隣公園ですので、1つのトイレで用を足すということで設置している状況でございますので、この公園の在り方からすると、公園利用に当たりましては、1つで十分ではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 確かにトイレは1つでいいと思うんですけども、この場所的に、移設という考えはないでしょうか。本当に使いにくい、怖いところにあります。横は川で人目のないところ。本当に犯罪が起きてもおかしくないようなところなんです。なので、とても近隣公園にしては使いづらいトイレです。

このトイレを移設していただいて、みんなが子供も使えるようなちょっと人目のあるところ、道沿いにつくってもらえるということを考えていただきたいと思いますと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） お答えいたします。

今のトイレの位置につきましては、この公園を整備するときに意図を持って設置しているところでございますので、その辺もまた調査して、なぜここにあるのかというのもまた調査していただいた上で考えていければなと思っておりますけれども、今あるトイレ自体が非常に機能がないかという、そうではないというふうに考えておりますので、その辺もご理解いただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ぜひ前向きに検討していただきたいなと思います。

また、ボランティア活動はできないという方へは、見守り活動には「ながら見守り活動」があります。例えば、犬の散歩をしながら見守る、ウォーキングをしながら、農作業をしながら、花の水やり、手入れをしながらといったように、時間帯を下校時に合わせて行うなどの提案を回覧板でしていただけないでしょうか。お伺いします。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 見守り隊につきましては、発足当初の考え方というのは、議員が今おっしゃったような「ながら見守り」でございました。その後、見守り隊の皆様のご努力によって、現在のように登下校での見守りというところまで至っております。

方法は別として、やはり子供たちをその地域で育て、見守っていくという観点から、自治公民館等、その辺とも連携して考えていきたいと思っております。

また今、町教育委員会では、小学校にコミュニティースクール制度の導入を進めております。今、勝岡小学校で試行をしております。令和4年度から本格的に導入し、その後段階的に各小学校に導入していくことにしておりますが、そういったコミュニティースクールの制度の中で見守り活動というの、学校と地域住民の方、見守り隊も含めて検討していただき、いい形に持っていければなというふうに考えております。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 分かりました。よろしく願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

近年、ニュースで耳にするようになった社会問題の1つ、生理の貧困。生理用品を買う余裕がない。または、生理用品を利用できない環境のことを表します。

経済的に困窮し、毎月必要な生理用品が購入できなかつたり、仕方なく代用品を使用せざるを得ない状況に陥っている女性が増加していることは、世界中で問題になっています。経済的な理由から、生理用品を買えない女性がいる問題は「生理の貧困」と言われ、コロナ禍で顕在化しま

した。

生理をめぐる環境の改善を目指す任意団体「#みんなの生理」は、高校生や大学生らを対象に、2月中旬からオンライン調査を行っています。

3月2日時点の集計によれば、過去1年で金銭的理由により生理用品の入手に苦勞したとの回答は20.1%に上りました。交換頻度を減らして節約していた割合は37%でした。深刻な事態です。

生理用品が入手できない要因は、経済的理由に限らないのです。初潮が分からず、親に言えない。父子家庭で、父親に「買って」と言いづらいなど、教育や家庭など社会が抱える様々な問題と密接につながっています。

そこで、質問要旨①困窮世帯の現状と対策をどうなさっていますか。お伺いします。

○議長（福田 新一君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 困窮世帯の現状についてお答えします。

まず、資料をお渡ししておりましたので、資料の1のほうの表をご覧くださいと思います。

三股町における生活保護の受給世帯数です。これが、令和3年11月現在で197世帯となっております。これは、平成29年の161世帯、これに比べて36世帯増加している状況です。

また、経済的基盤が弱く、コロナ禍の影響を受けやすい独り親家庭の世帯数、これは令和3年11月現在で、母子世帯が304世帯、父子世帯が21世帯、合計325世帯となっております。本町の生活困窮者の対策として、3つの基本方針を掲げ対策を行っております。

まず、1つ目ですけれども、生活支援の充実です。具体的な取組内容は、アウトリーチ型フードバンク事業「どうぞ便」を実施しております。

2つ目は、経済的支援の促進として、保育料や放課後児童クラブ利用料金などの負担軽減を行っております。

3つ目は、支援につなぐ体制づくりとして、生活困窮者の相談窓口を設置しております。

また、先ほど言いました独り親家庭に対しては、経済的な自立や負担軽減を図るため、医療費助成事業により乳幼児期から中学卒業までの医療費無料化等を行っております。

また、さらに独り親家庭が安心して仕事と子育ての両立ができるよう、家庭生活支援員による一時的な生活援助や保育サービス等を行う日常生活支援事業を実施しております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 生活に困っている世帯に対し、受け身ではない積極的なアウトリーチ型の支援、つまり支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関が積極的に働きかけて情報、支援を届けることですね。

支援につなぐ体制はどうなっているのでしょうか。お伺いします。

○議長（福田 新一君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 福祉課の支援に対する取組については、先ほど言いましたアウトリーチ型の事業です。そういうのを中心にしながら、各社会福祉協議会等と連携を取りながらいろんな事業に取り組んでおります。

また、地域のいろんな資源なんかも活用したことも考えていって、いわゆるいろんな幅広い支援に向けて、今後いろいろ考えているところではあります。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 困窮世帯の把握は難しいものがあります。共働きであっても、借金があると生活費は足りません。自己申告できない事情はたくさんあります。

宮崎県教育委員会は、今年夏、県内7か所の県立学校で6週間にわたってトイレ内などに、誰もが使える生理用品を置く取組を行ったところ、1,500個余りが利用されました。

これを受けて、今月上旬からは36の県立高校をはじめ、特別支援学校など全ての県立学校で設置を始めることになりました。困ったときに、ほかの人の目を気にせず手に取れるよう、トイレの個室に置く取組を全学校で進めているのは、九州沖縄では初めてです。

宮崎県教育委員会で健康教育を担当する矢野雅樹主幹は、安心して健康的な学校生活を送ってもらうため、配備を決めました。学校で取組を説明する際は、男子生徒にも一緒に聞いてもらい、生理への理解を深めてほしいと話しておられました。

そこで、質問要旨②宮崎県教育委員会は学校のトイレに生理用品を置く取組を県立高校で始めましたが、本町の小中学校でも取り組んではいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） お答えいたします。

現在、本町では生理用品を学校施設の女子トイレ個室に設置している学校はございませんが、全ての学校において必要な児童生徒に対して保健室で渡している状況です。

実際に、生理用品を取りに来る中学生は、月に二、三名で、小学生については6校合わせて、年間三、四名程度となっております。

議員がおっしゃられましたように、県教育委員会では、12月から全ての県立学校のトイレに生理用品を置くことを決定されました。町教育委員会といたしましても、県教育委員会に詳細をお伺いいたしまして、その資料等も入手したところでございます。

その中で、検証の結果では、衛生管理に関する懸念や補充等の負担感等の課題があったようでございます。

また、県教育委員会では、基本的には生理用品を各自で準備すること。設置場所については、それぞれの学校の実情に応じて工夫する必要があることとしておりまして、担当主幹に伺ったところでは、小学校ではやはり児童の発達段階、様々な学年がございますので対応がなかなか難しいのではないかとということをございました。

しかしながら、今回、町が提案しております第2次三股町男女共同参画プランの改定の中で、生理の貧困への対応が盛り込まれており、町教育委員会といたしましても、児童生徒が安心かつ健康な学校生活を送ることができるようにするためには大変重要な課題であると考えております。

ただ、この取組のためには、児童生徒の発達段階に応じた対応が必要であると考えておりますので、まずは中学校において、対応が可能かどうか、場合によっては、県教育委員会が行ったような検証等を行うなどをして、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 生理用品を入手できない背景には、経済的な理由ももちろんありますが、その一端には性別を問わず生理に対する理解の浅さもあるのではないのでしょうか。貧困家庭でなくても、父子家庭で相談がしづらかったり、あるいはDVや虐待だったりという要因が隠れているかもしれないのです。

日本で、生理の貧困の実態が明らかになるのが遅れた背景として、生理をタブー視する風潮と性教育の遅れがあると言われております。

もともと日本では、生理を隠さなきゃいけないという風潮や、性教育が男女別々で行われているという慣習があります。そのために、なかなか声を上げにくかったり、男性が知らなかったりするという現状になってしまっているのです。

性教育問題は、今回は通告していないので次回に回しますが、近年になってようやく知られるようになった生理の貧困ですが、ずっと前から存在する問題です。

確かに、保健室で生理用品を提供するのも、生徒が相談できる機会になっていいと思います。しかし、保健室に行ける子供はいいのですが、行けない子供もいるはずで、保健室に行けない子供に対して、トイレに生理用品を配備してもらえると気兼ねなく使えます。なぜ、トイレトーパーみたいに使えないのでしょうか。女性の必需品です。子供たちに辛い思いをさせないでいただきたいです。

もう一度伺います。小中学校のトイレに生理用品を配備してもらえないのでしょうか。お伺いします。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） この生理の貧困の問題につきましては、現在はコロナ禍の状況にある

こともあり、経済的な困窮の面から捉える考え方も多いとは思いますが、やはり学校においては、生徒が安心かつ健康な学校生活を送ることができるようにという観点が一番大事だと考えております。

したがって、先ほどもお答えしましたとおり、積極的に検討を進めていきたいと考えております。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 積極的に検討を進めていただけるというお答えをいただいてありがとうございます。

生理は12歳前後から50歳前後までの平均35年から40年間もの間、女性だけにやってきます。その間の経済的負担、身体的負担、精神的負担は計り知れません。生理痛やPMS、月経前症候群など身体的、精神的負担も個人差はあるものの、多くの女性が経験しており、大きな負担や悩み、人によっては深刻な問題となっています。

生理中、毎回もしくは頻繁に仕事や学校に行けない人も一定数いるほか、生理が理由で様々な機会を制限されたり、失ったりすることも生理の貧困と言えます。

これら女性が経験する生理の負担は、男性には理解しづらいことかもしれません。しかし、生理は女性だけの問題ではなく、男性も理解すべき問題として社会全体で捉える必要があります。

そこで、質問要旨③今後の対策はどのように考えてられていますか。お伺いします。

○議長（福田 新一君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 生理の貧困問題で大切な視点は、真に必要としている方へしっかり生理用品を配布すること。それと、単に配布で終わらせるだけではなく、ほかに抱えている困り事について把握し、必要な支援につなげる機会とすることです。

この対応の一環として、アウトリーチ型フードバンク事業、先ほど言いました「どうぞ便」を活用し、必要としている方へ生理用品を配布できないか検討してまいりたいと思います。

また、今言われました生活困窮者が抱えている問題です。これは、経済的な問題だけではなく、健康、就労、教育、家庭環境などそれぞれが複雑に絡み合っていることが多く、対象者や課題を限定する縦割りの各福祉制度だけでは十分な対応ができなくなりました。

そこで、本町では重層的支援体制整備事業を活用しながら、生理の貧困問題も含めて困窮世帯の今後の対策について取り組んでいきます。

例えば、福祉の窓口は、障がい者、高齢者、子供、困窮といった分野別に分かれ、それぞれ対応しているのですが、その縦割りを越えた支援を可能とするため、相談支援事業を一体的に行います。さらに、福祉の分野にとどまらず、住まいや雇用、医療、教育などあらゆる分野の支援機関とも連携して困窮世帯が抱えている問題を解決していきます。

また、問題が長期化し、すぐに支援につながらない場合、そういう場合でも、伴走型の支援で困窮者に寄り添いながらつながりを持ち続け、問題を一つ一つ解きほぐしながら支援につなげてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ありがとうございます。どうぞ便に生理用品を入れていただけるということで、本当に助かります。

先ほど言ったように、貧困世帯がこのコロナ禍で増えているというのは現実です。

また、防災備蓄品一覧に生理用品を備えておられると以前、お聞きしましたが、防災備蓄のローテーションに関わる物資を譲り受けるなどして行っていただきたいと思います。毎年決まった数ずつ入替えをしていただければ、安定した数の確保が利用できると思います。

子供の生理の課題も多いのですが、シングルマザーなど、大人の生理の貧困も深刻です。資料1をご覧ください。先ほど、課長が言われたように、母子家庭が304人もおられます。そして、コロナ禍で貧困世帯は増えています。役場や図書館などの公共施設に生理用品を設置するなど、利用しやすい仕組みづくりが必要だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今の田中議員のほうからお話がありましたとおり、防災上、常に備蓄品ということである数の備蓄品、資材等を確保しているところなんですけれども、昨年度からそういった備蓄品にも、特に食べ物等につきましては、使用期限、賞味期限がありますので、その期限等を確認しながら、昨年度から社会福祉協議会、どうぞ便のほうに提供を今、やっているところでございます。

また、そういった生理用品とか、あと粉ミルクですか、そういったのも賞味期限等を確認しつつ、またその後使えるような期限を定めた上でそういったアウトリーチ型、どうぞ便等そういったものに利用できるように昨年度から取り組んできているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） すみません、ありがとうございます。

先ほど言ったように、公共の施設に生理用品を設置するなどの仕組みづくりは考えていただけないでしょうか。役場とか図書館などです。お伺いします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） この件につきましても、先ほどありましたとおり、今度第2次男女共同参画プランの改定という中にも、この生理の貧困という文言を入れさせていただきました。

それに向けまして、具体的にどういったものが庁舎といたしますか、行政でやっていけるのかというところをまた各部署のほうでそれぞれの役割というものを考えていただきながら、その計画に基づいて取り組んでいきたいというふうに思っております。

その庁舎内、公共施設等に対する生理用品等の配置については検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ぜひ、前向きに検討をお願いしたいと思います。

その検討委員会というのが、ちょっと私にも分からないんですけども、検討するときに女性を必ず、半数とまでは行かないんですけども、3割は入れていただかないと、とてもこの生理の貧困は前に進まないと思います。

国は、女性の相談支援及び居場所づくり等に係る交付金である地域女性活躍推進交付金、及び地域子供の未来応援交付金の活用促進を行っているところですが、交付金の補助率を上げるなどの予算措置、つながりサポート型により、この事業をNPO等に委託し、生理用品の調達を行うこともできると思いますが、三股町はどのような方法で生理用品の調達を考えておられますか。お伺いします。

○議長（福田 新一君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 福祉課としては、その生理用品の問題というのは認識はしておりますが、ご指摘のとおり、まだ具体的にアウトリーチ型のどうぞ便などで取り組むということが今、やっていこうかなというふうに検討するところでございます。

先ほどの補助につきましては、どうぞ便に関してはコロナの関係で今、補助率の高い見守り事業で補助を取り組んでおりますので、また議員が言われたいろんな補助金を活用しながら、またそういう事業で使えないか、検討しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 生理痛がつかなくても、仕事や家事が難しかったりしても我慢することを装うのが何十年もの間、常識になってきていました。女性は、生理のつらさを言っはいけないという雰囲気がありました。命の問題であり、人間の尊厳、人権の問題であるとある方が言われました。

三股に住んでよかった、この町で安心と言っただけのよう、一人一人が尊重され、みんなが生きやすい三股町になってほしいと願って質問を終わります。

○議長（福田 新一君） これより、昼食のため13時15分まで本会議を休憩します。

午前11時41分休憩

午後1時15分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位3番、上西議員。

〔10番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（10番 上西 祐子君） 3番、上西です。通告に従いまして質問してまいります。

まず、最初の質問、デジタル化で私たちの暮らしと地方自治はどうなるのかという質問です。

私は、コンピューターとかデジタルのことは全く分かりません。分からない町民の1人としての質問です。よろしく願いいたします。

5月12日に成立したデジタル関連法は、首相の下に強い権限と予算を持ったデジタル庁を新設。国や地方自治体のシステムや規定を標準化、共通化して、個人情報を含むデータの利用を強力に進めるものです。

本来、情報通信などデジタル技術の進歩は、人々の幸福や健康のためにあるものだと思います。地方自治体においても、地方自治の発展や住民の福祉の増進のために、この技術を有効に活用していくことが求められます。

まず最初のプライバシーの侵害についての質問です。

国は、マイナンバーカードを国民に取得させようと必死になっています。本町でも50%以上の方が取得されたと聞いております。

今年3月から、マイナンバーカードを健康保険証として運用開始しました。将来的に、運転免許証、大学の学生証、また現在自民党は、資産把握やプライバシー保護との兼ね合いから、国民が危惧している全ての預貯金口座や国税、年金とマイナンバーとの紐づけさえ企んでいます。現在、マイナンバーカードと健康保険証、銀行口座を結びつけるとポイントをつけるといった政策を取っております。多くの住民は、個々人の大切な情報が国が一括管理し、利用される危険が生じることを心配しております。

政府が狙うデジタル化に対して、強力な防波堤となっている個人情報保護条例の規定が、本人同意、通知義務、オンライン結合禁止などです。

各自治体の個人情報保護条例は、本人以外からの情報収集、目的外利用を原則禁止していると思いますが、本町での対応はどのようになっていますか。

あとは質問席にて質問いたします。

○議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） デジタル化で、私たちの暮らしと地方自治はどうなるのかというご質問です。デジタル化で、プライバシーの侵害について問題ないのかというご質問についてお答えします。

行政事務の効率化と町民へのサービスの向上を図るためには、電子申請などの行政手続のデジタル化は重要であるというふうに考えております。それを推進するためには、その前提としまして、個人情報の漏えいやプライバシーの侵害がないようにしていくことが行政の務めであるというふうに認識いたしております。

行政のデジタル化に伴う、町民の個人情報保護につきましては、個人の権利、利益を保護することを目的に、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法により定められているところであります。

この個人情報保護法に関しましては、令和3年5月19日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されまして、令和4年度中に、国の行政機関及び独立行政法人等が保有する個人情報の取扱いについて定めた法律が、個人情報保護法に統合されるほか、令和5年の春までには、法の対象外であった地方公共団体についても、個人情報保護制度の共通ルールが定められる予定というふうになっております。

本町としましては、今後、法改正に伴うガイドラインやマニュアルが整備される予定であることから、国の動向を注視し、情報収集に努め、必要な準備等を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 情報は、本人通知義務の規定を持つ個人情報保護条例となっているのか。本人通知義務はきちとなされているのか。また、訂正を求める権利、目的外利用の中止を請求する権利、さらに不当に収集、利用、提供された個人情報の消去を請求する権利を明確に定める先進的な地方自治体となっているのかお尋ねいたします。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま言われました個人データの取扱い、これは制度設計なんですけども、情報主体、町民によるアクセス権とか訂正の権利、消去の権利とか取扱い制限の権利、こういうものが制度設計の中では世界標準というふうな形で取り扱われているみたいです。

まだそこまで本町のほうでは進めていませんので、これから国のほうでそういう制度設計がされるのか、そのあたりを注視しながら町としまして、ガイドライン、マニュアル、そういうものを踏まえて制度設計をしていきたいというふうに考えています。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） プライバシーを守る権利は、憲法が保障する基本的人権です。

国は、この国や地方自治体が持っている情報を全部、財界とかも使えるようにオープン化するというような計画を持っているようですが、そして今度のデジタル庁なんかの狙いは、国民の大切な個人情報を財界と特定企業のもうけのために活用させ、あの手この手で全ての国民にマイナンバーを押しつけて監視社会をつくることになるおそれがあるというふうなことも聞いておりますので、私たちはそれを心配しているんです。

いろんな情報がたくさん集まると、それが漏れる可能性も多くなってくるわけで、今日の新聞でもLINE Payが13万件データが漏れていたというふうなことも聞いておりますし、それから、前、中国の企業にそのデータが渡っていたとかいうふうなことを聞くと、本当に私たちの大切な個人情報が漏れるおそれは本当はないのかどうか。

そこら辺をみんなでやっぱり考えていかないと大変なことになるんじゃないかなというふうなおそれを持っておりますので、そのあたり、幾ら情報を人が特定できないように加工するとか言っていますが、そのいろんな情報を合わせると個人が特定されることもあり得るわけですので、そこら辺も含めてこれから先、この2022年、来年度までにマイナンバーを100%持たせようとか、それから25年度までにいろんなことを完成させようとかしていますが、そこら辺をもっと国、地方自治体は住民のプライバシーを守る権利、そのあたりを一番住民から苦情を受けるのは地方自治体ですので、そのあたり心して個人情報を守っていく重要性を感じてほしいと思います。

それと、もう1つは、地方自治の侵害に問題はないのかということなんですが、このデジタル関連基本法では、国と自治体の情報システムの共同化、集約の推進を掲げ、標準化法案では自治体に対し、国が決めた基準に適合したシステムの利用を義務づけております。情報システムの共同化、集約には自治体の業務内容を国のシステムに合わせていくという問題をはらんでおります。

本町は、ほかの自治体よりも福祉政策でいろいろと、子供医療費の無料化とか保育料の安いあれとか、いろいろほかの自治体よりもいい政策がたくさんありますが、そういう中であって国が決めた仕様ですか、カスタマイズをすることにおいて、自治体独自の施策が阻まれるおそれが出てくるんじゃないかということがありますが、先のことですので、今ここでどうするわけじゃないんですが、やはり上に立つ人はそういう面も含めて今回のデジタルを全て一緒にする、国の方針にのっとるというふうなことに対してのお考えを町長、お聞かせください。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 地方自治の侵害について問題ないのかというご質問についてお答えいたします。

議員ご指摘の問題は、国が推し進めていますデジタル化によって、地方自治体の主体性が損なわれるのではないかとこの点であろうかと思っておりますので、その点につきましてご回答させていただきます。

令和3年6月1日に施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律におきましては、住民記録、地方税、福祉など住民の生活とつながりの深い17の業務を処理するシステムの標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省におきまして作成し、令和7年度末を目標にご指摘のごさいました全国共通の標準システムに移行することといたしております。

その目的ですけれども、自治体間の情報連携を円滑にすることで行政運営の効率化を図り、住民の利便性を向上させ、システムの維持管理経費等を削減することといたしております。

これまで、地方公共団体は、利便性などの観点から、システムに個別に機能を追加することなどの対応を取ることが多かったため、維持管理や制度改正による改修などにおきまして、個別の対応を余儀なくされておりました。

そのことによって負担が大きくなっていることや、さらに自治体ごとのシステムに差異がございますので、情報連携を円滑に進められないことなどが課題とされてきたところでございます。

また、標準化によりまして、入れるべき機能が定められていることから、町の施策について独自の判断ができなくなるのではないかと懸念が示されておりますけれども、人口規模や業務内容などの違いがあるため、自治体の政策判断によりまして、機能の選択に幅を認めるとしております。

したがって、自治体の主体性が損なわれることはないものと考えております。

いずれにいたしましても、今後、国から標準仕様が示されることとなりますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今でも、いろんな本を読みますと、これは富山県のある町なんですけど、3人目の子供の国保税免除、65歳以上の重度障がい者の医療費窓口負担免除の提案に対して、町長が自治体クラウドを採用しており、町独自のシステムのカスタマイズはできないと答弁している。そういうふうなことで、自治体クラウドの標準化によって独自のあれをすると、余分にコンピューター関係のお金がかかるからできないというふうなことになっているわけです。

だから、国は、カスタマイズ、仕様変更を抑えた自治体には助成金を出す、ノンカスタマイズを推進したところには出さないとかいうふうなことを閣議決定しているんです。

だから、町独自の施策がだんだん抑制されていくんじゃないか。もう全国共通になっていくんじゃないか。そういうふうなことのおそれがあるものですから、これから先、本町の独自の政策

をどうするのが問われていると考えるわけです。

町長、そのあたりを、これから先も町政を担っていく立場としてどうお考えになりますか。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 行政システムの標準化というのは、これはもう避けて通れないのかなと思います。やはり、住民サービスの観点から言いますと、やはり住民も、本町だけじゃなくていろんなところでいろんな行政サービスを受けます。その時に、同じシステム、統一されたシステムがあれば、その利便性の向上に寄与できるんじゃないかなと、そういう中で、言われますように、この独自性というのをいかに出すかということですが、先ほど課長から説明がありましたように、まだ国のほうから標準仕様はどんなものなのかというのも示されておられません。この中で、本町は本町なりの福祉施策を含めていろいろ取組をやっていますので、その中にどういうふうな形でこれを入れ込んでいくのか。そのあたりは十分検討させていただきたいと思いません。

要するに、標準化イコール独自性ができないというようなことになれば、大変まちづくり、地域づくりに非常に支障になりますので、その点は十分注意しながら制度設計をしていきたいなというふうに考えています。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） そのあたりは、これから先いろいろ注意して、注視していかないといけない問題だと思うんですが、住民サービスの向上を徹底して、そのデジタルを生かすことで、行政手続の迅速化、簡素化が図られ、住民の選択肢を増やすことはよいことだと思います。全部、デジタルが悪いと言っているわけではないんです。

やはり、だがその半面、災害時とか、電源の確保とか、情報通信機能の麻痺が起こった場合、自治体サーバーの水没とかそういうふうなときに、アナログのほうは安定的な手段となることもあります。

昨年の10万円の給付のときも、マイナンバーを使ったところは混乱が起こったというふうなことも聞いて、本町では手作業、今までどおりしたというふうなことも聞いているんですが、その点、何もかもデジタルとアナログのほう、両方できるようにするような感じでの対策も必要じゃないかと思うんですが、そのあたりどうお考えでしょうか。昨年の給付金のことなんかを含めてお聞かせください。

○議長（福田 新一君） 上西議員、通告に基づいて、いろんな情報を提供される、いいんですけども、通告に基づいて質問のほう、分かりやすくお願いいたします。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） その点は、デジタル化を口実に、これから先、窓口、何もかもデジタルで済ませて窓口業務を少なくさせたり、対面サービスを後退させるようなことはないの

かどうか。そのあたり、どうお考えでしょうか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 町長からの答弁がございましたように、現在、このデジタル化につきましては、まだ我々も国から下りてきていない情報がたくさんございます。

そういった中において、今後危惧されることは承知しておりますけども、じゃあどういったものが実際起こり得るのかということは、またそれらの国からの今後、標準化に向けた仕様の関係とかそういったものが下りてきてから、十分関係課、集まりまして、それらの問題性がないのかというのは検証していきたいというふうに考えております。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 行政サービスにおいては、デジタル技術を使える人と使えない人との間で、行政サービスに格差があってはならないことは当然です。多面的なニーズに応えるには、窓口での相談など対面サービスを拡充し、住民の選択肢を増やすことが必要だと思います。

これから先も両方使える。本当に使えない人もいらっしゃるわけですから、そういうふうなことも踏まえて、国からの押しつけとかいうふうなことだけでいろんなことを決めていくんじゃないくて、やはり住民のことを第一に考えて施策をしていただきたいと思います。

では、2番目の質問に移ります。

生理の貧困についてであります。田中議員が、生理の貧困について詳しく取り上げられておりますので、簡単にしていまいます。

コロナ禍における失業、収入の減少、また保護者による養育の放棄、ネグレクトや配偶者によるDVなどの事情から、生理用品の購入が困難になり、交換頻度を減らしたり、トイレットペーパーで代用しているといった声が上がっています。

ジェンダー平等の観点からも、生理用品の購入確保は、女性として生まれた者にのみ負担となる生理現象です。人類が子孫を残すために必要不可欠な生理現象にもかかわらず、本当の意味でのジェンダー平等を実現するためにも、女性の生理の問題の解決は重要です。

経済的にも、1人に1年間約1万円かかるとすれば、生涯約40年間使用するとしたら、女性は約40万円の負担となるわけで、母子家庭で女の子を2人、3人抱えていらっしゃる方たちは、本当に大変な出費となるんじゃないかなと心配しております。

私が加入している婦人団体で、半年前から、宮崎県その他各自治体に、学校のトイレに生理用品を置いてもらいたいと請願行動をしてきました。私も、本町の教育委員会に、7月初旬に婦人団体の会員数名と学校トイレに生理用品を置いてもらいたいという申出をし、話をしましたが、私の満足する回答ではなかったもので、もう1回、今回、議会で取り上げることにしました。

県は、11月19日、県内全ての県立学校に、12月上旬から女子トイレに生理用ナプキンを

置き、誰でも使用できるようにすると発表しました。本町でも、小中学校、また社会福祉協議会トイレにも設置することはできないのか、質問いたします。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） それでは、学校関係についてお答えいたします。

議員がおっしゃられたとおり、宮崎県教育委員会は、12月から全ての県立学校のトイレに生理用品を置くことを決定されました。これは、6週間の検証の中で課題はある程度ありますが、生徒が安心かつ健康な学校生活を送ることができるようにすることを目的として設置を決定したと伺っております。

今回、町が提案しております第2次三股町男女共同参画プランの改定の中でも、生理の貧困への対応が盛り込まれており、町教育委員会といたしましても、重要な課題であると考えておりますが、この取組のためには、児童生徒の発達段階に応じた対応が必要であると考えておりますので、まずは中学校において、この取組が可能かどうか、場合によっては、県教育委員会が行った検証等を行うなどして積極的に検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） それでは、社会福祉協議会、こちらについて生理用品を設置できないかということでお答えいたします。

社会福祉協議会の女子トイレに生理用品を、社会福祉協議会施設のトイレの利用状況等を考慮しながら、生理用品の設置の必要性について今後検討してまいります。

また、アウトリーチ型フードバンク事業のどうぞ便、先ほども言いましたけども、それを活用して必要としている方へ生理用品を配布できないか検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 前向きな回答をいただいていると私は思っておりますが、やはり生理のことは女性だけの問題じゃなくて、やはり人類が子孫を残すために必要不可欠な生理現象ですので、男性もまた考えていただきたい。本当の意味でもジェンダー平等を実現するためにも、やはりこの問題は重要じゃないかなと思います。

その意味で、今、教育長と福祉課長が答弁されましたが、町長はこの問題をどうお考えになれるのか、一言お尋ねいたします。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 田中議員のときにも、担当課長、教育長のほうでも回答いたしましたけれども、本町が今回議案としても提案しております第2次三股町男女共同参画プラン、そちら

の改定の中でも、生理の貧困に対する対応が盛り込まれておりますので、この件につきましては、教育委員会だけではなくて、先ほどの社協も含めて、公共施設、そういうものについてどうあるべきか、そのあたりについてはまた十分検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 私も女性共同参画の審議会に入っているいろいろ審議したところで、やはり一步一步、本町はそういう意味でいろいろ前向きに考えていただいているということはよく分かります。

本当にやはり、ヨーロッパのある国では、この生理用品というのは人類が子孫を残すためのあれだからということで、生理用品には消費税をかけないと、そういうふうな国もあると聞いております。

そういう意味で、やはり国みんながこの少子化になっている今のような情勢の中で、そこら辺を考えて、男性も女性も考えていくことが大事なのではないかなというふうに考えますので、よろしくまた前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、3番目の福祉灯油の支援についてお尋ねいたします。

今年も寒い冬がやってきました。今、ガソリン、灯油の高騰で庶民の生活は大変です。今、灯油が2,000円では20リットル1缶買えなくなっております。

18歳以下の人たちには、給付金がわたるというふうなことを聞いておりますが、高齢者、国民年金だけで生活されている方々は、もう寒い冬を灯油もたかずにというふうなことも聞いておりますので、そういう人たちを支援するために、この質問をしたわけですが、総務省は、11月12日に地方公共団体が原油価格の影響を受けている生活者や事業者を支援するために行う原油価格高騰対策に対し、特別交付税を講じると発表しております。

生活困窮者に対する灯油代助成、社会福祉施設などに対して暖房費高騰分の助成を検討できないのか質問いたします。

○議長（福田 新一君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） それではお答えします。

まず、先ほどおっしゃられましたように、世界的な原油価格の高止まり、その影響を受けて、灯油の価格の高騰が今、続いております。

私のほうでも調べたところ、店頭小売の消費税込みの価格、これを宮崎平均の灯油価格、これは令和3年10月の価格ですけれども、18リットル2,001円となっております。これは、令和2年10月、1年前の1,501円に比べると、1年間で500円の値上がりをしているということになっております。

生活困窮者に対する灯油購入等の助成についてですけれども、実施している市町村は主に寒冷地

の自治体でありまして、灯油消費量の多い地域で実施されているようです。

また、町内の社会福祉施設、そちらのほうについても、灯油についての状況を聞いたところ、光熱費について聞いたところ、ほとんどが光熱費については電気代を使用しているというふうに聞いております。

本町において、灯油購入の助成また暖房費高騰分の助成を実施することについては、暖房費の高騰がいつまで続くのか。また、生活困窮者とはどのような範囲なのか。そして、冬の期間において暖房費がどれぐらい経済的に負担になるかなど、社会情勢や事業効果を勘案した上で慎重に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 寒冷地方、寒い地方には灯油代の助成があっているわけですが、本町は昼間は割と暖かいんですが朝晩が寒いです。やはり、ある人が、もう夜はこたつに潜り込んで早く寝るとか、なるべく灯油をたかないようにしているとか、そういうふうな声を、これは年寄りなんです、そういうふうに言われております。

やはり、1缶買うときに2,000円と言われたときに、去年は千幾らで買えたのにというふうな方で躊躇したりするわけですが、やはり、三股は朝晩の寒さが酷いから、せっかく交付金、2分の1の交付税率があるわけですので、そう大変な額じゃないのではないかなと思って、せめて国民年金だけで生活している人とか、18歳までの人は交付金がもらえる人はまだいいとしても、それに該当しない人たちには何のメリットもないわけですので、そのあたりもうちょっと、せめて5,000円なり1万円なり、そういうふうなことが助成できないのかなと思いましたが、質問に挙げました。

そのあたり、どのように町長、お考えでしょうか。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど担当課長が回答しましたけれども、この暖房費の高騰分の助成関係、これについて、今言われましたように、この困窮者ちゅうのはどういう範囲なのかと、国民年金だけというんじゃなくて、困っている人はいろんな範囲に広がっていると思います。そのあたりの把握というのは非常に難しいと思います。

今回の18歳以下への給付金関係、国はやりますけれども、これについてもいろいろと議論があるわけです。世帯主の所得でいくのか、夫婦働いていると合算する等、その方たち、夫婦で働いてもらえて、1人だけが960万円以上の人はもらえない。こういう不公平というか何ですかね、公平さをどう保っていくか。

行政というのは、やはり公平さを皆さんに理解していただく努力が必要ですので、そういう意

味合いでは、この今回の暖房費が高騰だから、検討してすぐ実践できるような時間的余裕がないんじゃないかなという気がいたします。

課題として、今後のこともありますので、どうあるべきか。そのあたりは十分また検討させていただきたいなというふうに思います。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） ありがとうございます。やはり、これから先、毎年冬は来るわけで、本当に灯油、ガソリンが下がればいいんですけど、なかなか今のところ厳しいような世界情勢ですので、またそういう一人暮らしとか、一人暮らしの年配者とか、国民年金だけで生活していかなざるを得ないような人とか、そういうふうな人たちに対することも、いろいろ調査して、そのあたりをまた検討していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（福田 新一君） これより2時10分まで本会議を休憩します。

午後1時57分休憩

午後2時10分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位4番、楠原議員。

〔4番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（4番 楠原 更三君） 皆さん、こんにちは。発言順位4番、楠原更三です。

私は、このところ三股とは何かについて、三股の魅力の面から質問してきていますが、今回も同じような角度から行いますのでよろしくお願いいたします。

まず、9月議会に引き続き、ふるさと納税について質問してまいります。

ふるさと納税については、返礼品以外でも三股町に興味、関心を持ってもらえるようにすることも大切であると思います。それには、手前味噌の情報より、外部からの評価を活用することがより効果的ではないかと思えます。

本町は魅力ある町とはっきり言えることが幾つもあります。その1つが、人口が増加しているという現実です。

また、大東建託による自治体ランキングを挙げることができます。12月1日に幸福度ランキング全国版で第3位と報道されました。すばらしい外部評価です。そしてこの場合、PR料は無料です。全国第3位という情報は、本町が魅力ある町だという十分な外部評価であり、本町に興味、関心を持ってもらえる十分な情報です。

また、今朝は、矢ヶ淵公園の映像から始まったNHKBSの「こころ旅」が放映されました。そのとき思ったのが、めがね橋は、今年の11月がつくられて80年のちょうど節目に当たる。1941年の11月ということですから、ちょうどいいときに放映されたなと思った次第でありました。

ふるさと納税の面から本町の現状を見ますと、この追い風を活用しない手はありません。

資料の1をご覧ください。本町のふるさと納税について、町のホームページから抜粋しました。これまでの状況を見ることができます。下のほうには都城市、次のページには鹿児島県大崎町の同じ年度の状況を表しておりますが、本町におけるこのような状況が今年の年度当初にふるさと納税に一段と力を入れるという取組をスタートさせることになったと思います。

また、9月議会では、ふるさと納税は毎年年末に大きな動きが見られるとの答弁がありました。12月となりました。この月を準備万端で迎えられたことと思いますが、現況とそれに対する町長としての一言を伺います。

あとは質問席から行います。

○議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 三股の魅力について。ふるさと納税の現況とそれに対する町長の一言ということのご質問にお答えいたします。

まず、ふるさと納税の現況について、ご報告させていただきます。

昨年度の給付額については、8,394万円で、目標額の1億5,000万円を大きく下回り、県内で下位のほうに位置していることは、6月の定例会におきまして、ご報告させていただいたところでございます。

この結果を踏まえまして、本年度、ふるさと納税の収支について大きく4つの対策を打ち立て、目標額を達成するよう努めているところでございます。

なお、それらの対策につきましては、9月の定例会におきまして企画商工課長がご説明いたしましたので、この場では省略させていただきます。

その取組の成果が、ようやく9月の寄附額から現れてきているところでございます。

担当課におきましては、ウェブ広告などによる宣伝の拡大や返礼品の充実等に努めているところでありますが、私自身も、町の宣伝マンかつふるさと納税の推進役としまして、11月の初旬には、大阪、神戸の企業を訪問いたしまして、経営者に対しまして、企業版ふるさと納税への理解と協力を、そして社員の皆様に対する本町のふるさと納税へのPRをお願いする活動を行ったところでございます。

また、町外の企業、事業所にもお伺いするとともに、各種催しの挨拶の中でPRに努めている

ところでございます。

町長の一言ということですが、ふるさと納税の推進につきましては、町内はもとより、町外に在住する三股町ゆかりの方々へのPRも重要でありますので、引き続き様々な機会を使ってPRに努めてまいります。

先日は、これまでふるさと納税に協力いただきました皆さんに再度ふるさと納税への寄附をお願いする文書を送ったところでございます。

そして、企業版ふるさと納税については、積極的に企業訪問したいというふうに考えております。

また、議員各位におかれましても、挨拶の機会がたびたび、いろいろとあれば、町民の皆様へ、ふるさと納税へのご理解とご協力をお伝えしていただければ幸いです。

一緒になって力を合わせ、粘り強く、住みよい町を築くために、皆さんのお力添えをよろしくお願いしたいと思います。

以上、回答といたします。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ありがとうございます。9月議会で、課長のほうでいろいろ言われましたけれども、今、町長も言われましたが、まず情報発信として、ふるさと納税に関してウェブ掲載を予定しているということでしたが、されたのでしょうか。今のところ、ホームページで見る限りにおいて、それらしいものを私の技術では見れていないんですけどもいかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 前回の議会におきまして、ウェブ広告に力を入れたいということで答弁いたしました。

10月にですけれども、楽天のサイトでトップ広告を行っております。あと、返礼品を使った料理レシピ集を作成いたしまして、10月から公開いたしております。

そして、12月に入りまして、こちらについては、限定的なんですけれども、東京の港区、世田谷区、そして、神奈川県横浜市、こちらにつきまして、ヤフーサイトにおきましてウェブ広告を行っております。これは、1か月間限定ということで、今当該地域に住まれている方がウェブ開きますと見れるというふうなことで広告を送っております。

特に、関東の方々が多という実績もありますので、極力そういったターゲットを絞ったところの広告ということで掲載しております。

また、予算的などころもございまして、少ない予算を最大限生かすという観点で今、やっております。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ふるさと納税ですから、三股町民に対してじゃないというのは分かりますけど、ちょっと見てみたいなという気がしたものですから、確認で質問させていただきました。

それから、9月議会のときにいろんなサイトを、三股の場合は3つでした。それを増やしたらどうでしょうかという質問をしたときに検討するということでしたが、ちなみにこの間、全日空ANAのふるさと納税のサイトを見ましたら、宮崎県内14町に限定した場合、ANAのサイトを利用していないのは本町ともう1個だけ、2町だけなんです。14町のうちの12町はANAのサイトを使っている。飛行機を利用する人たちが見やすいというのもあると思うんですが、今さっき関東の人たちが多いと言われたわけですけれども、そういうのも考えていけば、もうちょっとサイトを増やしていただきたいなという気はします。

これも検討したいということでしたけれども、その後いかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） ご指摘のサイトを多く契約したいというところでは、確かに意義あるものと思っております。

今年度は、一応それぞれの今の方々から宣伝といいますか、いろんな方々から企画商工課のほうに出向いてこられまして、中身についていろいろお聞かせしていただいております。そういった中身を検証しながら、先ほどおっしゃいましたANAのウェブについての部分と、あるいは他社もございますので、そういったところも見比べながら、全てとは行きませんが、特に有力なところにつきましては、次年度に向けて契約を結ぶよう検討させていただきたいと思っております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 9月でも言いましたけれども、もっと購買単価の高い人たちが利用するサイトというのはいろいろありますので、このふるさと納税の金額を上げるためには、その高額な買物をされる方が多く利用されていると思われるところを、ピックアップして検討していただくことがいいんじゃないかと思います。

9月でも言いましたけれども、ふるさと納税の高いところは利用サイトが3つとか4つじゃなくてもっと多いと、12とか13とかあるというのをお示ししましたけれども、当然ご存じだと思いますが、その面についても、検討をお願いしたいと思います。

それから、ふるさと納税につきましては、もちろんいろいろな意見があります。ちなみに、この幸福度第3位ということでしたけれども、第1位でありました埼玉県鳩山町、これを調べま

したら、ふるさと納税が2,780万円なんです。それから、2位の愛媛県伊予市は4,800万円、3位の三股が8,394万、三股が一番高いんです。だから、幸福度が高いからふるさと納税が高いとはならないということがこれで分かるわけですけども、その分豊かだから、幸せだからふるさと納税に頼らなくてもいいというのが裏にあるかもしれませんけれども、しかし、私たちとしますれば、隣の都市の情報がどんどん入ってくるものですから、これでもかというぐらい耳に入ります。だから、うちの町はどうしているんだという声が上がるとするのは仕方ありません。

何かにすぎる気持ちで、今回の第3位という情報を役立ててほしいと思います。実際、昨日、私の知り合いの方が、娘さんが札幌に嫁いで三十数年たつと、そしてその娘さんから「三股はすごいね。大騒ぎになっていないの」というメールをもらったという情報をいただきました。そうでもないよというのを返しておりましたけれども。

町外に出た人を見る、そういう機会があればすごいと思われるんです。ふるさとに対する誇りというものを改めて感じる。それがふるさと納税につながると思うんですが、ですから、いろいろなサイトがありますので、どこかのサイトを見たら、三股が載っていたという機会を増やしていただきたい。くどいけど申し上げておきたいと思います。

このふるさと納税について、引き続き行きますけれども、資料の2をご覧ください。都市です。

もう、2年連続日本一、令和2年度は何と135億円というとんでもない金額ですけども、本町はその計算、金額で160分の1ですけども、信じられないほどの税収差なんです。信じられない理由の1つとして、平成25年度と令和2年度の実績を比較することによって分かると思います。

都市の平成25年度を見ますと、ふるさと納税の件数では、三股町の872件に対して20分の1の40件。これが都市なんです。金額は、三股用の約1,600万円に対して、都市は約6割の960万。スタートでは、件数も金額とも三股のほうが多かったんです。

今現在、日本一の都市が最初からすごかったということではないということがここで分かります。翌年からご覧のとおりです。今ではその足元にも及ばないということになっていますが、ローマは一日にしてならずと言います。都市においては、様々な工夫、開発などかなりの工夫があったものだと思いますが、まさにこの数字は努力のたまものだと思いますが、差が大き過ぎるんじゃないかなと思います。

単純に考えてみますと、スタートダッシュではリードしていたのに、いつの間にかこんな差がどうして生まれたのか。このような差をどのように思われますか。伺います。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） このような差につきましては、いろいろと検証をいたしております。前担当課長でございました方からもいろいろ聞いておりますけれども、三股町は以前、牛1頭を返礼品にするということで、当時は、寄附金の3割という制限がございませんでした。ですから、上限なしに返礼品を出すというようなことで、かなりいろんな取組ができたということでございます。

現在は、総務省の基準によりまして、3割程度ということをやっておりますので、現時点ではそういった冒険といいますか、返礼品のいいものを出すということについてはなかなかできないところでございます。

ちなみに、前お話ししましたように、都城市におきましては、1,100ぐらいの返礼品を用意しているということです。本町におきましては、残念ながらまだその品数においては追いついておりませんが、ただ以前、8月末現在あった品目ですけれども、107品目でございました。それを11月末現在、177品目、70品目増やしております。こういった地道な努力というのをやっけていながら、返礼品が多いには越したことございませんので、登録事業者の協力も得ながらそういったものを増やしていくということが、最終的には、この都城市までは行きませんが、県内の町村の平均レベルまでは、何とかそこまでは達したいというふうな目標を設けてまして頑張っていきたいというふうには考えております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 70品目増えたというのはすばらしいことです。

しかし、都城とはここが違うんだという理由が返ってくるというのは前もって予想していたわけですが、先日、よかもんやで鹿児島の大崎町の特産品が売られていました。私も行って買物しましたら、こんな立派な袋に入れて買物できました。すごく立派な紙、最近珍しいなと思うぐらいです。鹿児島県大崎、ふるさと納税は大崎町へとか、大崎のあちこちの写真がついているわけですけど立派です。

そこで、大崎町に興味を持ったものですからちょっと調べてみますと、大崎町、場所はお分かりとももちろん思いますけれども、三股よりも人口が1万人以上少ない、面積はほぼ同じぐらい、そういうような規模だったと思いますけれども、この資料の3で見ていきたいと思いますが、都城と同じように、平成25年度から令和2年までの数字を挙げてみました。平成25年度、件数が17件、金額が460万、そういう状況が現在ではこうなっているんです。ちなみに、大崎町は現在、全国でふるさと納税額が第12位ですか……となっています。

それから興味を持ちまして見にいけますと、大きな企業もないんです。隣が鹿屋、志布志に挟まれているという状況ですけど、そんなに特筆できる町ではない。あと、ふるさと納税の中身を見ますとウナギが多い。ウナギの多いところは、やっぱりふるさと納税率が高いです。都農

もそうですし、全国ほかを見ても似たようなことがあるようなんですけれども、それでもこの17件であったところが現在ではこうなっている。町の規模は三股よりも小さい、しかしこうである。

だから、この数字の違いというのを見ると、翻って三股はどれぐらいされてきたんだろうかと思うんですが、改めて聞きたいんですが、こういうような数字を見まして、これまでのことも言ってもしょうがないですから、今後どのような取組に力を入れていかれる予定でしょうか。お伺いします。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 確かに、議員ご指摘の返礼品の品目というところでなかなか厳しいものがあるということは考えております。

と言いますのが、やっぱり上位に位置するところというのは、先ほどおっしゃいましたウナギ、そしてお酒類、そういったものとあと、例えばカニとかそういった海産物というところあたりは非常に人気があるということでございます。本町は今言いましたところの部分は、残念ながらそういった企業もございませんし、そういったものを取り扱える状況でございません。

ただ、先ほど三股の特色というところで、何か魅力あるものはないのかということなどを今後探っていくということは考えております。

そういった意味では、今、登録事業者16事業所ございますけれども、新たにまだ開拓の余地はあるというふうに思っております。今も、3事業者と登録に向けての交渉を行っておりますし、また、三股町と関係のある企業とか、そういったところとタグできないのかということあたりも今後探っていく必要があるかと思っております。

いずれにいたしましても、品目が多くあればある程度挽回できるというふうに思っております。

ちなみになんですけども、この11月の時期だけをちょっと申し上げますと、昨年度1,122万円という実績でございました。今年度は、その部分が2,068万円ということで、946万円の増ということで、約倍増というようになっております。少しずつ、そういった取組をしていながら、増やしていけるということはある程度見込んでおります。

今後、様々な展開をしていくということで考えておりますけれども、それともう1つは、ウェブ広告です。やっぱりこのふるさと納税に関心を持つ方というのは、そういったサイトから登録する、申し込むという方が多いものですから、その部分の力を入れていくということは大事だというふうに思っています。

また、リピーターの確保、現在していただいている方々の懇切丁寧なPRということも大事だと思っておりますので、そういったところも、今後努めてまいりたいと思っております。

それぞれ上位に位置する自治体の取組ということも学ばせていただきながら、導入できるところ

はぜひやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 品目が少ないという面から、ちょっとこういうのも例として挙げたいと思いますが、小林市のふるさと納税の返礼品、圧倒的に肉なんです。同じ牛肉でも、どこどこ畜産の肉、どこどこ畜産の肉、私が知る限り4つぐらいの業者の肉が、同じようなものが並んでいるんです。それぞれの業者が、自分のところのコマースをちゃんとやっているんです。

全く違う品目かという、素人から見れば同じものなんです。ただ、どこの肉か、その違いがあるぐらいです。ですから、そこによっては競争をさせている。そういう面が強いんです。

だから、三股の場合に、107から177になったと、これは物すごい評価できると思いますけれども、同じものでも町内で競争させることができるものがあるのかなのか、そういう面も見ていただくと、また違った面ができるんじゃないかなと感じました。

その次です。資料の4をご覧ください。

三股、都城、大崎それぞれのふるさと納税での使い道、ホームページからそれぞれ出しましたけれども、このようになっています。三股と大崎は1、2、3、4、5とか数字で出ています。都城市は丸で出ています。数字は振っていないんですけども、赤で書いているのが、都城市の場合が中心市街地活性化に使うということです。大崎の場合が、にぎわいと活力あるまちづくりに使うというのが明記されております。

本町において、現在、拠点整備事業というのが課題となっているわけですが、この事業には上限を20億円としての計画が立てられようとしています。町議会としましては、7月の臨時の全員協議会で、この事業における基本計画の進捗状況及び検討内容の説明を受けましたけれども、それから議会として勉強会等を続けてきております。

この20億円という事業が、その内容とともに果たして身の丈に合ったものなのか。また、本当に持続可能な開発なのか。議会として、今のところまだまだ精査する必要があると感じているところではあります。

この事業を実施するとした場合に、最も肝心なことは、将来の町民の皆さんへの大きな負担とならないような事業にしなければならないということではないかと思いますが、それ以外でありましても、今後のこととして、公共施設の更新の時期とかを考えると、様々な整備事業というのは考えられます。

したがって、このふるさと納税の寄附金の使い道の中に、にぎわいと活力あるまちづくりを目指した交流拠点整備事業のような記述を追加してはどうでしょうか。伺います。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 今回のご指摘は、寄附金の使い道の中に交流拠点整備事業を明記できないかというご質問でございますけれども、現在のふるさと納税としてご寄附いただいている寄附金につきましては、6つの対象事業に活用させていただいております。

説明いたしますと、1つ目が物産館の支援に関する事業。2つ目が産業観光を振興する事業。3つ目が教育文化振興のための事業。4つ目が子育て、高齢者福祉事業。5つ目が自然環境法に関する事業。6つ目はその他町長が必要と認める事業でございます。

現時点では、今ご指摘の交流拠点施設整備としての明記はございませんけれども、特段もし、こちらにしてほしいということがあれば活用することは可能であります。ただ、明記してございませんので、実際のところできていないということでございます。

今後は、この交流拠点施設整備事業が本格的に始まり、供用開始後におきまして、これを活用するというで明記することについては検討させていただきたい。現時点では、まだそれを具体的に明記することについては、検討はしておりません。

先ほど言いましたように、供用開始後、ソフト面に対して利用していくということを現時点では検討いたしております。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今、私が言いましたのは、五本松以外の事業を想定して、今後のこととしてという意味で申し上げたんです。

大崎の場合にも、都城の場合にも、都城の場合には中心市街地活性化というのがもう、場所が特定できますから、大崎の場合にはないんです。それでも、こうやって書いてあるんです。三股の場合にも、にぎわいと活力あるまちづくりというのは五本松で終了するわけがないんです。これからもずっと続いていくべき目標だと思っておりますので、そういう意味で申し上げました。

供用が開始する、しないにかかわらず、今後の三股の将来像として考えたときに必要ではないかということを申し上げたところですがいかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 大変申し訳ございませんでした。先ほど、物産館の支援に関する事業ということで、1つ目が触れてあるということからちょっと取り違えをいたしました。

五本松交流拠点というところでの明記でない部分でのにぎわいを創出するとかそういったものの表現ということについてですけども、こちらについては、今後担当課として、関係課とまた協議していきながら、これについては設けていくかどうか考えたいと思っております。

いずれにいたしましても、この寄附金につきましては、三股町ふるさと未来寄附金実施要項の中で掲げるようになっておりますので、担当課だけじゃ判断できない部分もございまして、今

後それについては検討させていただきたいと思っております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ふるさと納税を考える人には内部のことは分かりません。

この寄附金の使い道につきましては、皆さん見ることができるわけなんです。そっちのほうで生かしてほしいということで、それでよろしく願いいたします。

時間もだんだんと押し迫ってきましたので、もう1つですが、冒頭で申し上げましたように、今、三股町には追い風が吹いているような感じがします。ただでいろいろ宣伝していただいています。

この追い風を加味していくならば、このにぎわいと活力あるまちづくりにクラウドファンディング型ふるさと納税のような在り方を考えてみてもいいんじゃないかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） クラウドファンディングにつきましては、まだ町のほうでやるかどうかということなども、今の段階では検討いたしておりませんので、そういった意見は理解できますので、今後協議の中で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 考えていただきたい項目ではないかと思っておりますので、よろしく願います。

次に移ります。

私は、もう長いこと同じようなことばかり言っていますけれども、ハート形の町生誕150周年ということなんですけれども、9月議会までに、何回か周知はしていきますという答弁をいただいております。

それにつきましてですけれども、先日、三股小学校の4年生全員に、三股のことについて話をさせてもらう機会がありました。4年生は10歳なんです。10歳の学年なんですけれども、この10歳の子供たちを前に、このハート形の話をしていく中で、この子供たちが還暦を迎えるときにハート形の町生誕200年なんだという思いが強くなってきたんです。ぜひ今、このときにこの子供たちに、150年というのを伝えておきたいという気持ちが強くなりました。

50年後にも三股があり続けるためにも、今の150年というのを伝えておかなければならないと思うわけなんですけれども、そういう仕事が、150年を生きている私たちの将来への責務じゃないかと思えます。そして、郷土愛というものを育むためにも重要なことだと思っております。

資料の5を見てください。

ご覧になった方はたくさんいらっしゃると思っておりますけれども、都城市が今回行いました都城県

設置150周年記念事業のパンフレットです。わずか1年二、三か月の命だった都城県ですけれども、それが設置されて、150年になるということで様々な催しが行われました。

私も、この左側にあります講演会に行ってきましたけれども、コロナの関係で入場制限はあったわけですが、ようやく入り込めるほどの盛況でした。

このパンフレットを見ますと、島津久寛、最後の都城島津家の殿様です。それから三島通庸さん、三股です。それから、桂久武、都城県の今言う初代知事です。その3人がパンフレットに出ておりますけれども、この講演会の中で、三島さんは全くと言っていいほど触れられなかったんです。その前後の人は触れられておりますけれども、三島公と都城中心部との関係というのは、あまり特筆するものはなかったなというふうに感じております。三島さんの胸像は、全国で三股小学校にしかないと聞いております。

やっぱりこう、いろいろと三島さんを調べれば調べるほど、三股と切り離せない人だなと感じております。三股が取り扱うべき偉大な人であるというふうに思っておりますが、2022年2月18日、何回も言いますけれども、三股がハート形の町となったその日です。

この都城県置県150周年で大きく取り扱われなかった三島公を取り上げた何かも含めて、記念行事とかを考えていいんじゃないかなと思っておりますけれども、9月議会までは、ハート形の町生誕150周年の周知を何らかの方法で考えるという答弁だったんですけれども、その後の経過をお伺いいたします。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 今回の提案でございますハート形の町生誕150年の周知というところでございますけれども、こちらにつきましては、移住・定住を推進するためにこのたびつくりました、ユーチューブを利用しましたPR用プロモーション動画、これにハート形の町生誕150年ということ、テロップで入れさせていただいております。

11月27日から公開しております、多くの方々がこれを見ていただいているようでございます。

そういった意味からも、周知という点では、このPRのプロモーション動画というところで活用させていただきました。

今後のことなんですけれども、その前に今、議員のご紹介がございました1872年2月18日、こちらは150年ということで議員のほうからご紹介いただいております。議員の所属されておられますが山王原では、ポロシャツにそれを「Since1872」ということで、それをあしらっていらっしやって、よく周知されているということは存じ上げております。

既に、ご承知の方も多いと思っておりますけれども、先ほど冒頭議員からもご紹介いただきましたが、大手建設会社大東建託におきまして、町の幸福度ランキング2021九州沖縄版におきまして、

先月17日だったんですけども、三股町が九州沖縄で第1位ということがランクされております。続きまして、12月1日、最近なんですけど、全国版におきまして第3位ということでランクインしまして、テレビのニュース番組でも取り上げられまして反響を呼んでおります。また、12月1日の町のホームページでもこのことをお知らせいたしております。

このハート形、つまり、幸福の象徴というふうにも言われておりますけども、この機会にこの幸福とハートという関連づけをしまして、同じように取り扱われるということもございますので、絶好の機会だと思ひまして、町をアピールしたいというふうに思っております。

つまり、三股町が幸福度で九州一、全国3位というのは、PRするには大きな材料だということで考えておりますので、いろんな仕掛けを今後講じてまいりたいと思っております。

あわせて、議員提案のハート形の町生誕150周年、あるいはハート形の町 Since 1872につきましても、併せて、宣伝の材料の1つとして活用できると思っておりますので、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 非常に前向きな答弁をいただきありがとうございます。それがはっきりとした形になることを祈念して、できることがあれば協力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

コロナ禍で開催できないという状況が続いておりましたけれども、梶山城跡整備調査委員会の今後の動きについて伺います。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 梶山城整備調査委員会の今後の予定ということでお答えいたします。

前回、6月議会でもお答えしましたが、新型コロナウイルスの第5波の影響もあり、委員会は開催しておりません。

なお、現在は、委員会の設置目的が梶山城跡を学術的に調査し、史跡の本質的価値を明らかにすることにありますから、文献資料調査の事前準備を進めているところであります。

梶山城に関する資料を最も所蔵している機関が都城島津邸であり、都城島津邸の学芸員が委員となっておりますので、協力を仰ぎたいと考えております。

その調査成果を文書やメールのやり取りによって、各委員に所見をいただき、さらに調査を進めていきたいと現在は考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よろしく願いいたします。

梶山城の整備についてですけれども、11月末のほうで、今年度の伐開作業が行われました。何回行っても、山城を味わうことのできるどころだなど思いながら見ているところなんですけれども、行くたびに1人でも多くの人に足を運んでもらう、そういうことはできないものかなと感じているところなんですけれども、今回の伐開作業につきましても、作業が行われますとか、終わりましたとかいう情報というのを何らかの形で周知することができないものでしょうか。伺います。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 伐開作業でございますけれども、実はブッシュチョッパーが入るということは、少しずつ文化財を破壊しているということでもございまして、どこまでやるのかというのは、今後の整備保存ということを考えると非常に悩ましいところでございます。

ただ、そうやっているということを、町民の皆様にご理解をいただくためには必要なことであろうと考えております。

それをお知らせするということなんですけれども、これはなかなか作業の状況等もございまして、難しいんですが、ただ、目に見えて梶山城の検討が進んでいる、行っているということをご理解いただくためには、例えば何らかの、梶山城等を中心とした出前講座をやってみるとか、何かそういったことを考える必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 重機が入るのは、本当に忍びない感じはしますけど、やぶになった状態では理解を得ることは難しい。毎年、予算が投入されていくわけですので、町の財産として見ていただくということは大事だと思います。危険性を除去するためには、伐開作業をしていただくというような意味から、作業が終わりましたというような情報は、町民の方々に与えて当然のことではないかなと思います。

実際に、前も言いましたけれども、今年の3月には、さようなら遠足で三股中学校の3年生が全員行っております。そういうときにも、何でこんなところに行くんだろうというような子供が1人でも少なくなるような、そういう事前の情報提供というのは、していかなければならないんじゃないかなと思っております。

そして、それ以外でもある程度の案内は、道案内板みたいな感じ、小さいやつ、そういう設置についても以前からお願いしておりますけれども、予定はありますでしょうか。どうでしょうか。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 今現在、関係課のほうと、あそこの伐開等を進めておりますけれども、伐開が済んだところで、そこに着くまでの道というところについては、以前ご指摘いただきましたように歩くのに不安があったりいたします。あと、方向の不安もったりいたします。

今後、看板をつけたりとかそういったご提案もありましたけれども、今のところはまだどのよ

うにやっていくかというところまでは話をしていないところでございます。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） それにつきましては、以前も言いましたけれども、調査をされました八巻孝夫先生という方が、同じくされたのが佐土原城なんです。あそこもちゃんとした説明板がありますので、参考にしていただくとすぐ分かるんじゃないかと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。文教みまたについて、いろいろお伺いしたいんですが、ここではまず、不登校の状況というのを聞きたいと思います。

不登校の現状。そして、この現状に対して、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 不登校の状況についてお答えいたします。

まず、小学校でございますが、本年度10月時点での不登校児童数は6名であり、町内の全児童数に対する割合は0.31%であります。平成29年度と比較いたしますと、児童数にして3名減少しているところでございます。

中学校では、本年度10月時点での不登校生徒数は40名であり、全校生徒数に対する割合は4.62%でございます。平成29年度と比較すると8名減少しているところでございます。

この数に対する見解ということでございますけれども、文部省の全国調査によりますと、小学校につきましては、全国が1.0%、県が0.76%ということでございますので、10月時点ではございますけれども、小学校については、三股では比較的少ないというふうに考えております。

一方、中学校でございますが、全国が4.09%、県が3.62%ということでございますので、比率から見ると中学校は多いなと感じているところでございます。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 全国及び県との比較で今、言っていただきましたけれども、通告のほうでは「数」というのを鍵括弧で出しているわけですがけれども、中学校は40と、1クラスということなんです。1クラス不登校。これを県の平均、全国の平均で言われましたけれども、1クラスという感じたらどう思われるかということをお聞きしたかったんです。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） これは、全学年で40名でございますので、3で割ると13ということでございます。そうすると、1学級が40名としたときに13名ということですから、決して少ないとは言えない状況だろうとは思っております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 不登校問題というのは、町の問題だけではなく、全国的な、そし

て現代的な問題であると思いますけれども、だからと言って教育委員会として、何もしなくていいという問題じゃないと思います。

現在でも、既に様々な対応を取られていると思いますけれども、現在把握されている中での問題点、どのようなものがあるでしょうか。伺います。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） まず、これも全国調査の結果になりますけれども、複数回答の中で、不登校となった主な要因というのが、中学生の場合は無気力、不安というのが46.9%、生活リズムの乱れ等という理由が12.0%、友人関係をめぐる問題が10.6%、親子の関わり方が8.9%、学業の不振が5.4%などとなっております。

これを三股町の状況で見ますと、無気力、不安が40.4%、生活リズムの乱れ等が23.4%、親子の関わり方が19.1%、友人関係をめぐる問題が10.6%などとなっております。

しかしながら、不登校というのは様々な要因が複合して生じる場合が多いと考えておりますし、全国でも三股町でも一番多い、無気力、不安。これは、こうなるには必ずその要因があると思っております。その1つとして学業、学力の問題もあるのではないかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 無気力、不安、これがどこから来るのか。何に起因するのかというところまで入っていくと解決の糸口が見つかるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう面で今、把握されている問題に対して、例えば最初の無気力、不安、どのような取組がなされているのか伺います。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） ですから、その無気力、不安の根本要因を見出して、それに対する対応をするというのが大事だと思っておりますが、これも文科省が行っている調査で、不登校になったことがある児童生徒に対するアンケート調査というのをやっております。これは、サンプル数は少ないものでございますけれども、この令和2年度の結果を見ますと、中学校2年生の場合、最初に学校に行きづらいと感じたきっかけというのが、これも複数回答でありましたが、身体の不調というのが32.6%、勉強が分からないというのが27.6%、先生のこと——先生と合わないといったようなことだろうと思っておりますが、それが27.5%、あと友達のことなどとなっております。

こうやって、やはり行きづらいきっかけというものの中で、勉強が分からないというのが相当大きな要因になっているのではないかと考えまして、これは学力向上とも結びつくことなんです

けれども、私としましては、教育長に就任以来、3つの目標を掲げております。

1つが、様々な児童生徒の理解等を深めることによる学力の向上、それから不登校対策、それから特別支援教育対策でございます。

細かく申し上げますと、いろいろな施策を行っておりますけれども、不登校といえは学校に対する教育委員会におけるサポートのほう、実際に伺って不登校の原因を聞いて学校にアドバイスをするとか、あと適応指導教室。令和4年度は、これまで中央公民館の狭い部屋で行っていましたが、建友会館の2階に移設いたしました。ゆとりのあるスペースで、教室を行ったりとか、そういったことを行っているところでございます。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 一応確認ですけれども、三股中は、県下で一番大きな中学校であると、それに起因するものは何か感じられたことはないでしょうか。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 確かに、生徒数で、県下で一番人数の多い学校でございますが、今年度から教頭が2名体制になりましたし、その生徒数に応じた教職員の配置がございますので、学校の体制としては、一応のものはちゃんとできていると思います。

ただし、やはり普段から学習の指導はどうであるかとか、生徒指導のやり方かどうか。本当に生徒のことが理解できているかという点につきましては、教育委員会としても、学校と意見交換をしながら、常に状況が改善されるように努めているところでございます。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 分かりました。そこで、この不登校と確実にリンクするのが、先ほどから言われています学力なんです。

次の質問に、この全国学力学習状況調査のことを挙げています。もう、たびたび挙げていますので資料には挙げておりません。

今年度のを見ますと、中学校におきまして、国語と数学ですが、2教科の平均正答率は、全国平均より……。資料の6に挙げています。一番後ろですけれども、全国平均より相当低く、県平均よりやや低い結果とあります。これは、本学の学力を調査した上での結果です。文教みまたというのが引っかかってくるんですけど、文教みまたの学校としてこれでいいのかと、毎回思っているんです。

この結果を見て、文教みまたの町の教育長としての見解をお伺いします。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 三股町に限らず、子供たちが将来力強く生きていくために必要な力を育てていくこと。それは、教育に携わる者として当然の責務でございますし、教育委員会として

責任を持って取り組んでいかなければいけないと考えております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） これでいいと思っていらっしゃいますか、どうですか。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 現状を分析し、常に向上するための施策を講じているところでございます。

現状より、より子供たちが、将来に向かって選択肢の幅が広がるような学力をさらに養っていくことが必要だと考えております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） なかなか答えにくい質問なんでしょうけれども、選択肢を広げるということは、例えば、高校を選ぶときにどの高校を受ける学力があるというのが選択肢を広げると思うんです。それ以外はないと思うんです。

どの学校でも受験できる力を備えさせるということを、文教みまたの教育長としてどう考えるかという意味なんです。現状を見て。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） さらに向上させる必要があると考えております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よろしく、ぜひ将来の三股を担う人材がかなり残ると思うんですけれども、そのためにもよろしくお願ひしたいと思います。簡単じゃないと思いますけれども、せめて、いつも言いますけれども、県平均、全国平均のほうがもっといいんですけれども、県平均が全国平均よりも落ちるわけですから、全国平均を目指すぐらい、ちょっと寂しいですですけども、とにかく向上を目指していただくというお答えでしたのでよろしくお願ひいたします。

最初のほうで取り上げましたけれども、本町が幸福度で、九州沖縄でナンバーワン、全国で3位という評価をいただいていますけれども、その理由の1つは、子育てに優しい町というのが挙げられることが多いようですけれども、子育ての中には、当然のことながら義務制の学校教育の在り方まで含まれると思います。

結果として、表面に現れやすいのは、部活動の成績と高校入学試験状況となります。この両方については、不登校と違って学校差というのが結果として表面に現れます。

今後のこととして、実効性ある具体的な対応策というのがなければいけないわけですが、何かお考えというのはありますでしょうか。伺います。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） まず、学校現場の教職員は、コロナ等の困難な状況にもかかわらず、

日夜、児童生徒のために働いているということをご理解いただいていると思っておりますけれども、学力を向上するための方策ということでございますけれども、これはもう、既に過去の全国学力学習状況調査を分析して把握しているところでございますが、やはり、三股の子供たちは基本的な読み書きの力から論理的に説明をする力。または、学力調査のような応用問題に十分慣れていないということが課題として挙げられます。

この課題というのは、小学校6年生とか、中学校3年生とか、テストを受ける学年だけの問題ではございません。

そこで、今年度も、三股町は幼保小中一貫した教育というのを目指しておりますけれども、まずは小学校下学年の段階で、基本的な読みの力を育成するということを考えております。これは、MIMという教材があるんですけれども、それを来年度は、小学校下学年において全小学校実施することといたしております。

これは何かといいますと、過去の調査の状況を見ますと、小学校の高学年になっても特殊音節、促音とか拗音とか、そういう平仮名を確実に読めないという子供が一定数おります。ということは、読解力とかの前の段階での措置が必要というふうに考えておりますので、まず小学校の下学年段階でそういった読みの力、読みの流暢性というものを養っていきたいと考えております。

また、その後の学年においては、論理力を育成するための教材、ドリルを長期休業中などの課題として取り組ませていきます。

また、学力調査の過去問題にも取り組ませることとしておりまして、実際、12月1日、2日に小学校5年生、中学校2年生を対象に、県の学力学習状況調査が行われましたが、その前の11月に、教育委員会で過去問題を対象児童生徒分、全部印刷、配布いたしまして、学校のほうで取り組んでいただきました。

これは、児童の観点からでございますけれども、この学力学習状況の調査は指導力の改善というのが大きな目的でございますので、指導者の視点からも、授業の中で学習内容を習熟させる時間が十分確保されていなかったり、児童生徒が主体的に問題解決をしていく授業になっていない。指導者が一方的に話す。また、児童生徒に対する個別の支援、それが十分でなかったりということで、困難さを感じながら授業の内容が分からないとか、そういった児童生徒がおります。

こういった問題に対しても、まず今、授業モデル「三股モデル」というので全学校やっているわけですが、これ学習指導要領の改定前につくったものですから、今の学習指導要領に合った、またICTの活用といった観点も盛り込んだ授業モデルに改定したいと考えております。

そして、児童生徒の特性を把握しながら、適切な学習支援ができるように、今、小学校の3年から5年生と中学校1年生でやっております認知能力を検査するもの、NINOというものがございまして、これを小学校2年から中学校2年まで継続して実施することによって、児童生徒の

認知能力の変容を確実に把握して、それを指導に生かしていくということを考えているところでございます。

このように、段階的に、かつ継続的に学力の向上のための手段を講じていきたいと考えております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ホームページのほうに出ています今回の学力調査の結果について、教育委員会として書いてあるのが、この結果を分析し、児童生徒の学力や生活習慣の向上に向け、取組の重点を定め、各学校の実態に応じて支援を行ってまいりますとあります。これが、結果として現れるように、5年後、10年後にどうのこうのじゃなくて、子供たちには1年1年が勝負ですので、とにかく即効性というか結果が全てですので、文教みまたと胸を張って言えるように、先生方にも文教みまたの先生なんだと、何というか自負心みたいなものを持っていただいでやっていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

次ですけれども、以前、台風で壊されてなくなってしまっていました看板、ここと向こうとの「文教みまた」の看板ですけれども、建て替えるという答弁をもらっていますが、1年以上そのままの状態が続いております。文教みまたの看板を本当に下ろしてしまったのかと感じるぐらいですけれども、どのようになっているのか伺います。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 看板についてなんですけれども、2か所ございました。まず、役場正門前、ちょうど正門前にある3面板ですけれども、それと、三股町の体育館前にもございました。

この2つにつきましてなんですけれども、確かに台風の被害に及ぶわけなんです、経年劣化によりまして、文面がもう見えにくいという部分もございましたので、この2か所の看板につきまして、いずれも3面ですけれども、修復ということで新設させていただきました。あわせて表示の文面も変更させていただいたところでございます。

今年度の予算に計上させていただいておりますので、9月7日に発注しまして、11月15日に完成したところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 文教みまたの看板が新しくなるということで、そして同時に今回、全国から注目されるような幸運を得ました。子育てに優しいとされている文教みまたが、看板倒れにならないようお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福田 新一君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、明日 9 日に行うことといたします。

○議長（福田 新一君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 3 時 18 分散会

令和3年 第7回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和3年12月9日(木曜日)

議事日程(第3号)

令和3年12月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君

高齢者支援課長 …………… 下沖 祐二君 農業振興課長 …………… 上原 雅彦君
都市整備課長 …………… 前田 勉君 環境水道課長 …………… 西畑 博文君
教育課長 …………… 福永 朋宏君 会計課長 …………… 島田 美和君

午前10時00分開議

○議長（福田 新一君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（福田 新一君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問をお願いします。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、内村議員。

〔8番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（8番 内村 立吉君） おはようございます。質問順位5番、内村です。通告したことに對しまして、質問していきたいと思ひます。

新たな変異株オミクロン株の国内流入を受けまして、第6波に備えての医療体制の整理、3回目のワクチン接種方針が言われております。コロナとの付き合いは今後も続き、昨年のように、年末から年明けにかけて流行が起きると、子供の学校生活に影響が出かねません。子供の心と体に影響を与えないことが大切ではないかと思っております。そのような中、国がGIGAスクール構想に基づき、1人1台の端末配備を進めました。コロナ禍で、オンライン授業に活用する狙いは理解できますけれども、急ぐあまり使い方や利用ルールを十分浸透させないということで、意見があるということでございます。本町におけるタブレット端末についての指導方についてはどのようなかということで、伺いたいと思ひます。

あとは、質問席にて質問していきたいと思ひます。よろしくお祈りします。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） タブレット端末についての指導について、お答えいたします。まず児童への指導でございますけれども、児童生徒の学習用タブレット端末使用に関する指導につきましては、学級担任を中心に、端末の取扱や基本的な操作方法、各アプリケーションの説明等を朝の会や帰りの会、学級活動の時間などに行っております。また、端末を使用する際のルールやマナー、情報モラル、デジタル情報や個人情報の扱いについての指導は、学級活動の時間を中心

に、学習支援システムの中にある情報モラル教材や、文部科学省関連のネット教材などを活用しながら、適宜指導しているところです。

さらに、児童生徒が端末を利用する時間が増えることによる健康への影響を考慮しまして、目への負担を軽減する画面フィルターを、三股町独自の対策として全端末に施してありますけれども、連続使用時間等についても指導するようにしております。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、教育長のほうからいろんなことに対しまして答弁がありましたけども、やっぱり、子供も個人差があると思うわけですが、それぞれに。いろんな指導方々されますけど、その中で一番困るということか、そういうデジタルの中でいろんなことを言われておりますけども、ネットを使って他人を傷つける行為ということが、一番問題になっているんじゃないかと思っております。先ほど、教育長のほうからルールについてというようなことでも答弁がありましたけど、その利用ルールについてのルールとかマナーとか、そういうことを指導すること、情報とかそういうことによって、早いうちからこういうことに取り上げる必要があるんじゃないかと思えます。

その中でトラブったり、視力の低下を招いたり、依存症というようなことも言われておりますね、長時間こういうことに対しまして、心身にも影響があるんじゃないかというようなことも言われております。その中で、東京の町田市立の6年の児童生徒12歳ですね、いじめを訴えて自殺した問題で、亡くなる半年前ですね、教育委員会が、学習デジタル端末のパスワードを学校側に見直すように求めていたことが分かっております。学校側は、通知を受けても、対策をしなかったりして、そのために、この女の子が中傷する書き込みを多くの児童が閲覧して、いじめが助長された可能性があるかと。

市の教育委員会によると、学校に対しまして、他人から指定されにくいパスワードを求めたが、学校側は変えなかったということと言われております。本町におけるこのようなことに対しましては、どのようであるか、お伺いしたいと思います。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） パスワードに関してお答えいたします。三股町教育委員会では、学習用タブレット端末について、端末自体のパスワードとアプリケーションのパスワードに大きく分けて方針を決めて、定めております。アプリのパスワードにつきましては、さらに二つの種類に分けて方針を定めております。一つは、アプリの使用、データの流れとかが学校の中で完結するものと、クラウド、データ等が外部に送信されたり、外部から受信する、そういったインターネットを介して活用するアプリの二つに分けて定めております。

このうち、最も厳格な対応が必要なのは、クラウドアプリのパスワードです。クラウドアプリは、児童生徒たち個々に配置された学習用タブレット端末以外からでも、その利用番号とパスワードがあれば利用可能だからであります。議員がおっしゃいました町田市の事例も、クラウドアプリのパスワードを単純な統一の初期設定で配付し、学校側に変更するよう求めていたものの、学校側が変更しなかったために、なりすまし利用等によるいじめが発生したものです。

そのようなことがないように、三股町教育委員会では、強固なパスワードを教育委員会で児童生徒個別に生成したものを、学校に初期設定として配付しています。学校側には、教育委員会生成のパスワードそのまま利用して児童生徒たちに配布する方法と、児童生徒たちにパスワードの大事さや作成方法を指導した上で、個々にパスワードを変更設定させる方法のいずれかを行うように通知しています。いずれにしましても、本町では一人一人に強固なパスワードを設定しているということでございます。

また、町田市の事例で問題の一旦となったものは、クラウドアプリのチャット機能、その児童生徒たちだけでの利用でした。このチャット機能でそういったいろいろないじめが行われたということです。三股町が採用しておりますオンライン学習支援アプリについても、ビデオ通話機能やチャット機能がありますが、全体の管理設定でそれらの機能は児童生徒たちだけでは使用できないように、制限設定を施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、非常に詳しく説明をしていただきまして、私なんかあまりこういうことは詳しくないんですけども、若い世代というのは、こういう子供から非常に簡単に操作できたりしていらっしゃいますから、年配、ある程度の年取った方は、これが苦手な人が多いわけですけども。間違いなくこういうことは嚴重にされているちゅうようなことを、今伺いましたけども、やっぱり、こういうことはないように取り組んでいただければいいんじゃないかと思えます。この中で、こういう指導側に回ってくるんじゃないかと思っております。

教職員について、私が言いましたように、スマートフォンやパソコンを使いこなしている児童生徒に対しまして、知識が、子供のほうが詳しいちゅうようなことですね、やっぱり、追いつかない教員もいるんじゃないかと思えます。そんな中で、教員研修の充実と課題ではないかという意見もあるということでもあります。安心して学べる環境を提供するのが、教育者としての責務じゃないかと思っております。こういうようなことで対しまして、指導体制、指導要請、研修実施、このようなことに対しまして、どのようなことであるか、お伺いしたいと思えます。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 教職員に対する指導、研修でございますけれども、三股町教育委員会

では、児童生徒の学びにタブレット端末を活用するためには、その指導を行う学校教員が、まず使いこなす必要があると考えております。そのため、学習用タブレット端末が、まだ10台程度の試験機のみであった平成29年度より、学校の全教員に1人1台のタブレット端末を配布しております。そして、授業での資料提示や校務処理での利用を進めることで、教員のタブレット端末等の情報機器活用能力を実践的に伸ばす体制を整えてきました。

さらに、平成30年度から令和3年度において、教員向けのICT研修実施のための予算を措置いたしまして、タブレット端末操作研修、プログラミング教育基本研修、電子ドリル活用研修、学習支援システム活用研修、オンライン学習支援システム活用研修といった、様々な学校ICT環境の活用のための研修を開催してきました。これらの準備を行っていたため、今年度、GIGAスクール関係で学習用タブレット端末が児童生徒に1人1台配置されたときも、基本的な操作方法などを児童生徒に指導することについては、大きな混乱は起きなかったと把握しております。

しかし、学習用タブレット端末の活用をどう実際の授業の中に組み込んで、個別最適な学びにつなげるかといったような、授業やオンライン学習での活用面においてはまだまだ課題がございますので、より一層の指導力を高めるため、引き続き研修等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、非常に詳しくいろんなことに対しまして、こういうふうに情報として大きく語った答弁をいただいたわけですけど、教員もやっぱり業務が多いために、多忙じゃないかと思っております。教える側と子供が聞く側ですから、いろんなことに対しまして、そこをうまく相互の、そこ自体もあるんじゃないかと思っております。例えば、トラブルが発生したときに、教員が対応に四苦八苦していたときには、授業が中断したり、いろんなことが起こったりするんじゃないかと思っております。

教育におきましても、学校ばかりの責任じゃないということを言われております。教育に対しましては、地区、学校、家庭というようなことが、みんなが協力していかなければ、いろんなことはよくなりません、昔から言われております。その中で、いろんなことのいじめがあったり、昨日の学校の登校拒否の問題でもあったり、不登校の問題でもあったり、そのようなことがあったりするちゅうことは、こういうところから始まって行って、昨日の教育長の答弁の中でも、初期的な読解力、本を読んだり、そういう理解力がなかったりするから、学校に行かなくなったりするとか、そういうようなことも言われましたから、教育的な立場として、私たちもなかなかそこ辺は専門家じゃないから、いろいろ難しい状況で分からないわけですけども、町からいろんなことが出ないように、切にお願いして、このことに対しましての質問を終わらせていただきます。

続きまして、児童生徒の通学路について、9月も質問をしております。本町でも、平成24年

度に緊急合同点検を実施しまして、毎年継続して開催しているということでありました。開催した8回の点検の結果、134か所が要対策箇所とされ、公安委員会や管理関係者が実施可能性なものから対策を講じている。対策が済んでいるのは97か所、未対策37か所、教育委員会ではこの通知を踏まえ、今年度開催する町通学路交通安全プログラムで、新たな鑑定を取り入れた危険箇所を把握できるように、その仕方を検討しているということでありました。この未対策37か所についての、学校区ではどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 通学路交通安全プログラム点検後の、学校区ごとの未対策箇所数をお答えいたします。9月議会で答弁いたしました未対策箇所37か所の内訳は、三股小学校10か所、勝岡小学校9か所、梶山小学校1か所、宮村小学校4か所、長田小学校7か所、三股西小学校6か所です。そして、9月28日に実施しました令和3年度の同点検で、新たに2か所が追加されています。この内訳は、宮村小学校1か所と三股西小学校1か所です。点検後は、道路等の改修に関わるもの、交通規制に関わるものなど、その内容により関係機関に対策をお願いしています。町が所管する箇所については、その内容や財源確保などを町関係課で協議をしながら進めていくところであります。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 三股が10か所、三股西が6か所、勝岡が9か所、宮村が4か所、梶山が1か所、長田が7か所で、追加にしてまた2か所ができたということですね。やっぱり、宮村と三股が1か所ずつですね。37か所の中で、それ以後に大きな事故とか危険が生じるようなことはなかったですか。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 過去2年間において、このプログラムで上がっている箇所で、登下校時に関する事故の報告はなかったということで、確認をしております。これも、昨日もありましたが、見守り隊をはじめとする児童の交通安全に関わってくださる方のおかげであると感謝しております。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 一般質問でいろいろ皆さんといろいろな質疑をされるわけですけど、やっぱり同じような学校関係、こういう状況がいろいろ注目されるわけですよ、いろいろな危ないところがあるというようなことで、そういう質問をされておるわけですけども、37か所、最終段階でいつ頃こういうふうに全部改良したいと思いますか。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 　いつ頃の危険と申しますか、プログラムに上がった以上、早くなくすことが一番であろうかというふうに思っております。

　毎年、このプログラムを開催していく中で、関係機関メンバーが集まりますので、その中で、昨年度の進捗状況とか、その辺もお願いし、確認しながらいかなければならないというふうに思っております。町としましても、それだけではなくて、先日も町長、関係課、都市整備課、担当課の教育課のほうで大きな点検箇所を実際見て、その後というのを確認してまいりました。

　例えば、新坂であれば、横断歩道を渡る手前の滞留帯がちょっと少ないということで、納骨堂のブロック塀をちょっと撤去して広げたりとか、あと昨日も出ましたけども、稗田団地前につきましては、今できることは、今年度今協議しておりますけれども、さらに根本的な解決はないのか、ということも確認いたしました。

　今年度出てまいりました、宮村小学校におきましては、小学生の1年生などが集まる場所は、トラックのスピードが出る場所と非常に接近しているということで、何とかそこに滞留するスペースを確保できないかということも、町独自にも確認をしてまいりました。昨日ちょうど、警察のほうからも電話がありまして、梶山小学校南側の交差点の信号機が必要かのどうかということについて、警察のほうも実態調査を始めるということで、連絡をいただいたところであります。

　以上です。

○議長（福田 新一君） 　内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 　昨日、新坂のところも前の議員の方がいろいろ質問されて、昨日は稗田のことを質問されて、また新たに今、梶山の信号ですか、そういう設置を警察署のほうから話があったということですが、やっぱり今年度に、何か所かそういう箇所的に直すような所は何か所と言えますか。

○議長（福田 新一君） 　教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 　箇所数の準備まではしておりませんでしたけども、大きなところを除いて、まずラインの引き直しとかその辺については、係る部分を関係課と協議しながら、早く進めたいというふうに思っております。ちょっと数字的なものまで、今準備しておりませんでした。

○議長（福田 新一君） 　内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 　ぜひ、子供が通学路がやっぱりそういう事故等がないように、あとから悔やんでも悔やみきれないようなことがないようにしていただきたいと思えます。

　次にいきたいと思えます。給食センターについて伺います。給食センターについては、目的として安心・安全な学校給食を提供して、食育を推進するというようなことをやっております。まづもって、食中毒が起こらないような衛生管理を持続するというようなことが図られております。

給食センターにおいて、夏に給食調理室が高温になるため、職員の体調や献立への影響が懸念されるため、抜本的な対策を取ることが必要であるというようなことが書かれておりました。このようなことに対して、どのようであるか、伺いたいと思います。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 給食調理室の夏季の対策についてお答えいたします。給食センターの業務は、文部科学省告示学校給食衛生管理基準に基づいて管理運営をしております。これまで、学校給食施設の構造及び各設備の配置などから、夏季や時間帯によっては調理室の温度が上がってしまうようなこともありました。この対策として、調理後の和え物は急速に冷蔵保管したり、コンテナ積み込み時に保冷材の上に配置するなどして、安全な給食の提供に努めてまいりました。また、調理員の体調管理のためには、スポットクーラーを利用し対応してまいりました。

本年度、このような状況の改善を図るため、コロナ関連地方創生臨時交付金や学校施設環境改善交付金を財源とする、令和2年度繰越し事業として、調理室空調設備設置工事を現在施工中であります。調理室内には、大きなフライヤー熱源や広範な採光窓があることから、設置後は、その効果を継続的に検証し、安全な衛生管理をしていくこととしております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 分かりました。それらに対策としていろいろと取られているというようなことですね。給食調理をする人も、今非常に夏なんかは暑くなってくるから、体調を壊したりすると大変ですから、そういうようなところで変な噂が立ったりしたら、すぐにもう広がったりして、いろいろマスコミがこうしたりしますから、いろんなことがありますから、そういうことのないように、それなりにやっつけていってほしいということですので、よろしくお願ひします。

その中で、感染症対策として、トイレを和式から洋式に替える必要があるというようなことが書かれております。このように対しまして、どのようであるか、お伺いしたいと思います。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） コロナ感染症対策として、トイレはどのようであるかについてお答えいたします。コロナ感染症対策として、給食センターのトイレ改修は令和2年度に施工しております。修繕内容は、和式便器3基を洋式化したものであります。この改修で便器を蓋つきの洋式便器に交換し、排せつ物の飛び散りが少なくなり、また、便器周りの床面の一部を湿式から乾式にし、菌が繁殖しやすい条件が減らされ、コロナウイルス感染症対策になったものと考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 分かりました。それなりに取られているっちゅうことですので、分かりました。

次にいきたいと思いますけども、コロナワクチン注射接種数ですけども、昨日の一番の原因が、接種率につきましても質問出されております中で、詳しく答弁をいただいております。その中で、いろんなことに状況にて国からの指針であったり、変わってくるようなことじゃないかと思っております。何かそんな感じですね。ここは質問はいたしませんので、その中で、なかなか私質問しませんけど、12月3日の日に、このワクチンを打った人と打たない人と、いろんなことに対しまして、打たない人のいろんな差別的なことが出てきたり、打たない人が気まずい思いをしたりして、そういうようなことが出てくるんじゃないかと思っております。

一時はそういうことが、いろんなことで新聞等に書かれたりしてございましたけども、その中で、テレビとかでもちょっとニュースでも見たときに、打たない人をいろんなところに行くときに、打たない人たち、ワクチンを打っていない人たちというのは気まずい思いをして、いろんなところにも行かなくちゃならないちゅうようなことで、打った人達が囲みこんで、4人ぐらいでくんだら、真ん中に打たない人を囲みこんでいろんなところに行くというようなことも話を聞きまして、その中で、そういうことに配慮しているんだなちゅうようなことも聞きました。

その中で、12月3日の日に、宮日新聞に守られるべき権利、被害者支援の今ということで、事件や事故による被害者支援に関する条例制定に向けてのというようなことが書かれておりました。今回、本町においては、今定例会で、三股町犯罪者等支援条例ということが付議されております。これ犯罪者、被害者等の支援に関する条例ということであります。やっぱり町民が、安全安心して暮らせることができる地域社会実現ということがあります。まさしくそのとおりじゃないかと思っております。

今、非常にこういう差別的な発言とか、誹謗中傷とかいうようなことが問題になっております。見えないことに対する嫌がらせであったり、違うことが、デマが本当になったりすることありますから、早くこういうことに取り組むちゅうことはすばらしいことじゃないかと思っております。このようなことはどんどん広がって行って、こういうこともみんなで取り組んで、協力していかなければならないと思っております。すばらしいことじゃないかと思っております。

続きまして、第63回の県の畜産の共進会、和牛の枝肉共励会が行われております。成績ということで、前年度の比較ちゅうようなことで、この内容についてということで、伺いたいと思います。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 第63回宮崎県畜産共進会和牛枝肉の内容、成績、前年度の比

較、単価格差との差額の内容について回答いたします。今回で63回目を迎える県畜産共進会枝肉の部は、10月26日に都城市にあるミヤチク高崎工場で開催され、県内から100頭の出品がございました。そのうち、JA都城管内からの出品は26頭となっており、うち4頭が本町からの出品となっております。結果を申し上げますと、JA都城管内からは唯一優等賞6席に本町の福永牧場が入賞し、枝肉重量515.1キロ、枝肉単価4,140円と、総額230万3,115円と好成績を収めております。

全体的な成績を見ますと、枝肉重量の平均は529キログラム、前年度より4キロ減っております。牛の霜降り度合いを示す基準であるBMS脂肪交雑の平均は10.8、枝肉単価の平均は3,321円と、前年度比196円増となっております。A4等級以上の上物率が100%、A5等級が100頭中97頭と、非常にレベルの高い共進会となっているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 枝肉単価が3,321円ですかね。196円の増ですね、去年からすると。原因はどういうことかちゅうことは分かりますか、上がった原因。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほども申しましたように、脂肪交雑のところは10.8という形で、去年より0.2ポイント上がっております。サシの入り具合が大変良好であったということも影響されていることと、コロナの影響が少しずつ解除されつつあるのかなというふうに考えております。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 3,321円ですね。私が、平成30年度が3,510円なんです。令和元年度が3,360円、2年度が3,125円ですね。やっぱりこういう枝の単価というのは、景気に非常に左右されやすいちゅうようなことが昔から言われておって、今、課長が言われたように、コロナ禍の影響でそういうことが、次第に影響がなくなってきたということのそれじゃないかと思っております。

その中で、今回から、オレイン酸というようなこと、不飽和脂肪酸というようなことで、これが審査内容に加わっております。これからもどんどん加わっていくんじゃないかと思っております。今までは脂肪の交雑が重視されていましたが、高齢化とか健康志向とか、赤身嗜好とかそういうことで、肉のうまみを出すうまみ成分というようなことを言われております。こんなことに対しまして、どのようであったか、伺いたいと思います。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 今回の県畜産共進会では、国の家畜改良増殖目標及び酪農及び

肉用牛生産の近代化を図るための基本方針にもありますように、不飽和脂肪酸に関する改良が推進されることから、食味に関する不飽和脂肪酸、オレイン酸等についての審査が新たに加わったところでございます。審査に当たっては、化学測定器を使用し、不飽和脂肪酸の予測値を用いて行われ、歩留り肉質等級がAの5等級であって、かつ不飽和脂肪酸の予測値が最高値の出品牛に対し、特別賞脂肪の質1点が交付されました。

来年、鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力推進会においても、新しく審査対象として脂肪の質評価群が新設されますので、おいしい和牛肉のさらなる追求として、不飽和脂肪酸の含有量については、今後の和牛改良における重要な項目として、より一層推進していく必要があると考えているところでございます。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今から先の和牛の在り方が変わってくると思います。やっぱり県の家畜改良事業団が、今までずっと種牛とかどンドン進めておったわけですけども、これからは肉もうまみ成分を出すおいしさが追求されていくんじゃないかと思っております。その中で、購買者も今から先はそのようなうまみを出す肉、種雄牛に変わっていくんじゃないかと思っております。これから、今回こういうような質問をしましたが、次回からはこのようなことに対しまして、また町の導入牛に対しましても、これに対しましても質問していきたいと思っております。

今回はこれで質問を終わります。

○議長（福田 新一君） これより、10時50分まで本会議を休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時50分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位6番、池邊議員。

〔6番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（6番 池邊 美紀君） 発言順位6番、池邊美紀です。通告にしたがい、質問させていただきます。長田峡のライトアップについて、お尋ねいたします。新聞やテレビの影響もあり、長田峡ライトアップは大変にぎわいの日もございました。長田峡のライトアップは素晴らしいと評価を得ているわけですが、現状と今後、継続の可能性をお尋ねいたします。

続きは質問席から行います。

○議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 長田峡のライトアップの現状と、今後の継続の可能性についてのご質問にお答えいたします。長田峡は、鰐塚県立自然公園の西の端に位置し、大八重地区の乱れ淵から梶山地区の矢ヶ淵までの長さ約10キロメートルに及ぶ峡谷であり、鰐塚山系の豊富な地下水、鳥のさえずりと新緑や紅葉など、季節の移ろいを楽しめ、心身のリフレッシュに最適な場所でございます。このような豊かな自然環境や景観を形成する峡谷において、本町の四季折々の景色や峡谷美、また紅葉やドングリなど、峡谷に自生する木を1年中楽しむことができるよう、長田峡公園として整備しています。

この長田峡公園において、長田地区の地域活性化を図る取組の一環として、住民団体長田峡きらめき隊が主体となり、宮崎をひかりで変える委員会などの関係団体、また町の協力支援により、平成30年から長田峡のライトアップが行われております。このライトアップは、紅葉の季節に色づく渓谷をライトアップすることで、自然の美しさを感じるよう、渓谷の対岸の夜を照らし、奥行きを出すことや滝と滝つぼへの飛沫をLED投光器で照射し、非日常的な光の演出を行うなど、長田峡の魅力向上に寄与しており、本年度で4回目となりますが、年々照明の数も増やし、観光情報誌やマスコミにも取り上げられ、来場者も年々増えている状況でございます。

これまでのライトアップは、美しい宮崎づくりに関する活動として、県や県関連団体の予算支援により地元主催で開催しておりますが、今後については定かではありません。しかし、本町の貴重な自然環境資源の保全や活用を推進していくため、地元や関係団体などと連携し、引き続きライトアップ継続について検討を進めてまいります。

以上、回答といたします。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 予算としては、これまで県関連の予算でなされてきたということで、次年度も、同じようにその予算がつけばいいわけですが、そこは分からないというふうなことだというふうに思います。これは課長になるんでしょうか、今後、予算がつく可能性というのはどんな感じなのかというようなところをお尋ねいたします。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） お答えいたします。この長田峡ライトアップにつきましては、今ほど町長の答弁にもありましたとおり、平成30年に、県の社会実験を契機として開始されておりまして、平成31年度から今年度までの3か年につきましては、県の関連団体であります宮崎県建設技術推進機構の、宮崎ひと・まち・みらいづくりに関する研究活動と助成事業に基づいて、今助成をいただいているところでございます。この助成事業につきましては、3か年ということで一応お話を伺っておりまして、来年度以降の予算はどうするのかという議論は出てまいります。

町といたしましては、地元主催ということもございまして、地元との話をしていきながらになると思うんですけども、できる限り予算を確保できるようなことで、いろんなところに情報、いろんなところとお話をしたりとか、情報を収集していきながら、検討していきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） そういうことになりますと、何らかの予算がつけばできるけれども、予算がつかなければできない可能性もあるというふうなことになるわけで、先ほど町長の答弁では、地元とのいろんな大事なところなので、今後検討するというようなことは、予算がつかなければ補正予算等も講じるような、そういうふうな考えになるのかということをお尋ねします。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この予算確保につきましては、いろいろなところとまた検討を重ねていきたいと思っておりますけれども、引き続き継続するという前提の下に進めるということでご理解いただければよろしいかと思っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 継続の形で検討するというふうなことで、安心をしたところです。やっぱりすばらしい観光地、長田峡自体がすばらしい観光地、しかもそのライトアップすることによって地元の人たちも、こんなにすばらしい演出ができるんだというようなことも再認識したようでもありますし、また今年度かなり多くの方々が来られました。ということは、また来年度も同じように足を運んでくださるという期待も持てますので、そういったところあたりもぜひ継続という検討をしていただきたいというふうに思います。

昨年もきれいで、今年もすごく充実して見事でありまして、先ほどの答弁等に、テレビ、新聞等の報道をもあって、かなりにぎわっておりました。日曜日の昼は、やっぱり駐車場にも入りきらないぐらい車も来ておりました。地元の有志でどれぐらい来ているだろうということで、カウントをされておまして、夕方5時から8時の3時間で、470名ぐらいの方が、これ駐車場ひっきりなしでという感じでありました。

私、夕方6時くらいに長田峡に行きまして、そのときだったんですけども、ちょっと薄暗くなってきたときに、トイレに女の子が走っていったんです。そしたらすぐ出てきて、お母さん、トイレットペーパーがないというふうなことを言って、お母さんが身障者のほうはって言って、身障者のほうに行ったらそっちもないと。車にあったということで、取りに帰りました。やっぱり、急に観光客が増えると、どうしてもそういったことが起こり得るんですけども、その辺りは椎

八重公園のように地元の方に何らかの願いをして、手だてをすとかそういったところではできないのかなというふうに感じたところでありませけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） お答えいたします。長田峡のトイレのトイレットペーパーの交換についてですけれども、現在、シルバー人材センターのほうに、週に4回、月、水、金、土という形でトイレ清掃を委託しておりまして、その都度トイレットペーパーは確認して補充をさせていただいているところでございます。今回、ライトアップの期間、11月1日から11月30日までだったんですけれども、シルバー人材センターによる補充でも間に合わないことがあるというふうに想定されたので、土日のどちらかで町職員の担当の職員が確認して、補充などを行っていたんですけれども、議員おっしゃるとおり、非常に大盛況でございましたので、なかなか対応できなかったのかなということがありました。

ライトアップ期間に当たり、来場者がかなり増えているところでございますので、その影響でトイレットペーパーの消費が早かったんだろうなというふうに考えております。今後は、来場者が多いライトアップ期間につきましては、職員にて確認時期を検討しまして、定期的に確認を行うとか、地元の長田峡きらめき隊のほうに確認補充をお願いするとかというのを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） それから、これは昼間の写真を撮る方からのことなんですが、橋のちょうど真ん中あたり広がって、写真を撮るスポットになっているんですけれども、長田峡の滝を見たときに枝葉も大分伸びてきて、写真がこれじゃ撮れんよねというようなことを言われました。県立鱒塚自然公園内にあって、なかなかいろいろ難しい面はあるというふうに思うんですけれども、その辺りもぜひ考えていただきたいというふうに思いますけれども、答弁できないければいいですけど、できれば。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） お答えいたします。長田峡につきましては、ご承知のとおり沖水川沿いに形成されておりまして、沖水川につきましては、河川管理者としては都城の土木事務所になります。今、議員のほうからご指摘があった樹木については、河畔林だというふうに考えられます。河畔林については、昨今の河川環境上も貴重な自然景観を形成するというので、伐採したりとかってするのもなかなか難しい部分もあるんですけれども、土木事務所のほうと協議をしていきながら、対応ができればなというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） それでは、次に移ります。不登校及びひきこもりについて、お尋ねいたします。コロナ禍で、不登校の生徒が増加していると、そういった報道がありました。三股町も影響を受けているのではないかなというふうに思いまして、質問をしております。まず①の小中学校の不登校の推移と現状について、お尋ねいたします。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 不登校の推移と現状についてでございますが、まず小学校の不登校児童数は、平成29年度が9名、平成30年度7名、令和元年度8名、令和2年度10名となっております。令和3年度10月時点では6名となっております。町内全児童数に対する割合は、それぞれ0.5%、0.38%、0.43%、0.52%となっております。10月現在では0.31%でございます。こういった数字で推移しているという状況でございます。

また、中学校の不登校生徒につきましては、平成29年度48名、30年度43名、令和元年度40名、令和2年度37名となっております。本年度10月時点では40名となっております。町内全生徒数に対する割合は、今年10月が4.62%でございます。平成29年度は6.05%ございましたので、減少して、直近3年間では4%台で推移しているところでございます。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 不登校は、いろんな複合的要因もあるというふうに思うんですけども、新型コロナによりまして、外にも自由に出られない。自宅にいなければならない、そういうことが多かったわけですけども、その辺りが起因するような不登校ということも考えられる事例というのはあるのでしょうか。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 顕著な例というものはございませんけれども、やはり欠席する児童生徒の中には、コロナ不安によって欠席をすると、これは出席停止という扱いにしておりますけれども、特にこの夏の後、そういった状況は見られたところでございます。ですから、顕著には見られないといっても、何らかの形で子供たちの心に影響を及ぼすということは十分考えられるというふうには思います。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） それでは、②の質問です。不登校について、どのような対策を進めているのか、お尋ねいたします。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 不登校に対する対策でございますが、まず実態を把握するために、各

学校より毎月、児童生徒の欠席日数や年間累計、不登校の要因や現況等の報告を受けているところでございます。また、4月、8月、3月を除く月に、生徒指導と特別支援教育に関する支援のために、各学校を教育委員会の職員が訪問しております。訪問時には、児童生徒一人一人の不登校の状況だけでなく、それぞれに対して行った対応についても報告を受け、それに対し助言等を行っているところでございます。

さらに、町教育委員会では、不登校に悩む児童生徒の居場所を確保し、様々な活動を行う適用指導教室を運営しております。適用指導教室では、入級生に対して学習支援を行ったり、定期的に教育相談を実施したりしながら、生徒一人一人の悩みや困難さに応じた支援を行っております。また、児童生徒について不登校等の悩みをお持ちの保護者の皆様からの相談については、学校だけでなく、教育委員会の専門的な知識を持つ職員等が電話や対面、それと昨年度からメールの相談も受け付けておりますけれども、相談を受けまして、必要に応じて学校や関係機関と連携して、対応しているところでございます。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） きめ細かな対応をされていることもよく分かります。適用指導教室というものを準備されて始まっているわけですがけれども、適用指導教室に行けない、そういう子供に対してはどのように考えるかなということが問題になってくるというふうに思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 不登校の場合は、やはり適用指導教室には行けないということで、自宅にいたりとかいう子供たちがいるのは確かでございます。そういった意味で、学校や適用指導教室以外の子供の居場所というのも、非常に重要だというふうに考えております。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 教育機会確保法施行から5年たっておりまして、多様な生き方を容認する今の社会、学校に行かなければならないという考え方が必ずしも学校に行かなくてもいい、休んでもいいというような社会になってきています。都会のほうではフリースクールもありますし、家庭のほうでインターネットを使ったりして多様な学びというものもあります。三股中なんですかね、小学校も適用指導教室、三股のほうでは適用指導教室を準備して、対応しておられるわけですがけれども、民間のタテヨコナナメがやっている、そういうものは出席扱いにはならないというふうになっているわけですがけれども、そこを出席扱いにできるような、そういう手だてというものはないのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 現在、三股町では、民間団体として児童生徒の居場所を確保するため

には、今のございましたタテヨコナメ、また、学習支援としてはすずむしの会が森の子学習会というのを運営しております。今の状況を見ますと、出席扱いをするというのは難しいというふうに考えています。しかしながら、状況に応じて内容が充実してくれば、検討しなければいけないと思いますが、その際には、やはり教育委員会としてどういう場合に、どういう基準を満たせば出席扱いするというルールをつくる必要があると考えております。

民間団体が発足するというので、2年前にも、我々も先進地の事例を参考に、そういったものをつくらなければいけないかなと考えていたんですけども、今はまだそういう状況ではないようでございますが、状況に応じて、その辺についても検討していきたいと思っております。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 出席扱いにするには、やっぱりある一定の条件というのは必要になってくるわけで、ほかの自治体の事例を見ても、なかなかその部分が難しそうですね。その出席扱いというところまでは至っていないというような現状もあるようです。逆に、三股町がそういうふうな事例を先んじてやれば、モデルケースとして注目されるような感じになるのかなというふうに思ったところでもあります。

それで、不登校において、中学生ぐらいであるとしっかりコミュニケーションが取れるので、不登校の原因であるとか、そういったものが明確になるというふうに思います。一方、小学校の児童の場合、言葉にしてなかなかコミュニケーションが取りづらかったりですとか、自分が思っていることを言葉にして伝えることが非常に難しかったりする場合があります。また、普通なのかどうなのかということの判断が難しいと言われているADHDであるとか、アスペルガーとか、そういったものに起因するもの、そういった子供かどうかというのが分からないという現場と声というのが、インターネットなんかでもよく出ているわけですけども、その辺り、三股町のほうではどのようになされているのか、答弁をお願いします。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 確かに、小学生についてはなかなか難しい部分がございますけれども、まず入学する時点でございますけれども、教育支援委員会というのを、三股町では設けておりまして、新しく入学してくる小学校の児童がどのような状況にあるかというのを把握するようにしております。その際には、夏に保育園等を訪問して、子供の様子を見たり、あるいは保護者の方からの相談を受けたりといったようなことを受けて、例えば、このお子さんについては特別支援学級が適当であろうとか、通常の学級でもいいけれども、それなりの配慮等が必要であるというのを、まず入学段階で見極めるようにしております。その後は、その経過を見ながら、小学校は学級担任制でございますので、学級担任等が子供たちの様子を見て、適宜判断するようにしております。

また、今導入をしておりますN I N Oという認知能力の検査等も、児童生徒がどのような状況にあるかというのを把握することができますので、そういったものも参考にしているところでございます。それから学校では児童生徒、あるいは保護者からそういったような相談があった場合は、生徒指導委員会といったようなところで、学校全体で情報を共有して、適切な対応ができるようにという体制を整えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 低学年の段階でなかなか見えないものが高学年、まだほとんど学力が上がっていくにつれて遅れが出てきて、初めて分かるような事例もあるようでございます。そういった段階において、しっかりとそこで手だてをしなければ、その子も保護者のほうも大変苦しむような感じになっていくように思いますので、その辺りをどのように手だてをするのかというのは大きな問題になるかというふうに思いますが、その辺りは何か事例としてあるんでしょうか。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 昨年度から、町の職員をスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとして任命いたしました。その職員は、20年以上、県や都城市等で子供関係の職務に携わってきた職員で、先ごろ公認心理士、唯一の国家認定の心理士の資格ですけれども、その試験にも合格した職員でございます。そういった職員が、先ほど申し上げました学校訪問の際に、児童生徒の様子を見まして、何かあるようであれば、どういった対応がいいのかというようなケース会議を行うということにしております。また、この職員は、福祉課にも併任になっておりまして、平成25年度からですが、そういった意味で三股町は、学校教育、福祉の面から子供たちに対する支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 子供の一人一人の特性というか、そういうもので、非常にコミュニケーション能力、普通にコミュニケーション取れるんだけど、文字をなかなか読むことができなかつたりとか、数字がすごく苦手だったりという子も、そういう特性としているようでございますので、そういったところを今おっしゃられたスクールカウンセラー辺りの方は気づいていただいて、取り残されないような、そういうふうなことにしていただきたいというふうに思います。

次の③の質問に行きます。教育委員会だけで対応できない場合、どのように対応しているのか、福祉課や社協など連携を取ることもあるのかという質問であります。不登校の原因は様々で、家

庭に問題があって、経済的な理由などの場合、その福祉課が情報を得ているというふうに思うわけですが、そのような事例の場合は連携が取れるようになっているのかということところです。先ほど出ました民間のタテヨコナメと教育委員会と社協などとの連携は取れているのか、というようなことをお尋ねいたします。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） まず市内の連携につきましては、先ほど申し上げたとおり、いち早く教育と福祉の連携に取り組んでいるところでございます。また、おっしゃられますとおり、不登校の原因は様々ございまして、その中で不登校の原因等に応じて、医療機関や社会福祉協議会、NPO、あるいは社会福祉法人、あるいは警察など、多くの機関と連携を図っているところでございます。また、福祉課、社会福祉協議会、町内の民間団体とは、おおむね1月に1回程度、情報交換を行っておりまして、連携を図っているところでございます。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 私たちの頃は、学校に行くのは当たり前というふうに思っておりましたが、現在の保護者の中には、学校には行かなくてもいいよというような、保護者の教育方針で、積極的不登校という児童もいるようでありますので、優秀で、学校に行かなくてもネットなどで学習して、学力も高水準で、芸術とか体験、そういったものを小さいうちに体験させたいというような保護者もおられる。これ1事例なんですけれども、お父さんが投資の仕事をしていまして、多拠点生活、住所も多拠点生活をされていて、小学校の娘さんと同じように一緒にずっと学校に行かずにやっていく。それがユーチューブでずっと配信されて、すごく楽しそうなんです。

そういう楽しい映像を見ると、生き方は何が正解なのか分かんないなというふうに考えさせられるわけですが、三股町には積極的不登校の生徒はいるのかなというふうに思いまして、それをちょっとお尋ねですけど。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 三股町にも、長期にわたって不登校の状態にある生徒はおりますけれども、今、おっしゃったような意味での積極的不登校という事例は把握しておりません。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 不登校といっても原因は様々で、大変複雑であります。でも、これは1人の人生に関わる大きな問題で、三股町に住んでよかったと親子が思えるような、そういう教育機会であってほしいなというふうに思います。

最後に、石崎教育長に不登校関係のことについて、一言、若干お願いします。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 不登校に限らず、学力もそうでございますけれども、三股町では、一人一人の子供の特性とか資質に応じて、それを十分に伸ばしていける教育を実践できたらと考えているところでございます。そのために、今後とも努力していきたいと思っております。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 次の質問に移ります。新型コロナワクチンについて、お尋ねいたします。新型コロナの感染状況は、日本では収まっているものの、世界では変異株が猛威を振っているわけでありまして。日本でも外国人の渡航禁止、3回目のワクチン接種が急がれている状況であります。オミクロン株に関しては、海外では小さい子供からの感染増加もあり、今後、日本でも、子供の感染が懸念されているところであります。そこで質問でありますけれども、関連がありますので、①の2回目のワクチン接種状況と、②12歳から15歳の接種状況を一緒に回答をお願いいたします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 1、2回目のワクチン接種の状況についてお答えいたします。

5月12日から集団接種を1日最大270人、週6回で開始し、8月からは1日360人、週3回として10月21日まで、95日間行ってまいりました。また、6月からは個別接種を開始し、現在も継続しているところでございます。都城市北諸県郡医師会、町内医療機関、町民の皆様等の協力により、ワクチン接種を円滑に行うことができしております。

2回目のワクチン接種の状況につきましては、12月5日現在、接種者数1万9,128人、接種率85.3%となっております。年代別ワクチン接種者数、接種率は、12歳から14歳、1回目547人、62.9%、2回目474人、54.5%、15歳から19歳は、1回目1,064人、82.4%、2回目1,024人、79.3%、20歳以上が、1回目1万7,821人、87.9%、2回目1万7,630人、87%となっております。12歳から15歳のワクチン接種は、個別接種を現在も継続しておりますので、接種者数は増えていく見込みとなっております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 12歳から14歳が54%程度、2回目ですね。今後、個別接種でどんどん増えていくだろうというふうに思われるというところなんですけれども、今回のオミクロン株に関して言うと、低年齢の人にかかるというふうなことで、ああいったものが入ってくると、学校関係も大変なことになるんだろうなというようなことが予測されるので、できるだけ希望者には早く打ってほしいなというふうに思うところであります。

3回目のワクチン接種の準備状況とスケジュールというの、質問させていただきます。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 3回目のワクチン接種の準備状況とスケジュールについて、お答えいたします。新型コロナワクチンは、感染予防効果が経時的に低下すること、また、高齢者においては重症化予防効果についても経時的に低下する可能性を察する報告があることを踏まえ、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、2回目接種完了者全てに対して追加接種を行うことになっております。まずは、18歳以上の人を対象として、2回目接種完了から原則8か月以上経過した人の3回目接種を行ってまいります。3月から5月に2回目の接種が完了した医療従事者には、11月24日に接種券を発送しており、12月から個別接種でワクチン接種ができる状況になっています。

高齢者の接種券は、1月から順次発送していく予定としています。接種方法は、集団接種と個別接種としており、集団接種は、1、2回目の接種と同じ多目的スポーツセンターで、令和4年3月から開始予定で準備を進めています。2回目接種を完了した1万9,000人の3回目接種を、令和4年8月までに終える見込みとなっております。現在、都城市北諸県郡医師会や町内の医療機関との調整を行っているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ちょっと確認ですけど、3月から始まって、8月に終わるといふ、集団接種に関して。いいですね、ありがとうございます。インターネット等で、新型コロナワクチン3回目というふうに検索すると、ほかの自治体では、3回目接種のスケジュールであるとか方法というのが出てきて、その中には分からないことは未定というふうに出ているんです。できるだけ早く町民が安心するように、準備状況とか予定というのをお知らせすべきだというふうに思っておりますけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 今、町のホームページで一部お知らせしているところがあります。医療従事者の接種券を郵送したことと、今後の接種券の郵送状況を、町のホームページでお知らせをしているところです。今後、今まさに毎週のように医師会と調整をしておりますので、はっきりしたことが決まった時点で、できるだけ早めにお知らせをしたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 今言ったのは、未定のは未定として載せるべきではないかというふうなことなんです。やっぱり調べる人は、意識をもってそこを見たいと思って検索していくので、そういうものがまだ決まっていないうんたという安心感につながるかなというふうに思っ

て、お伝えしたところですので、ぜひその辺りも検討していただきたいというふうに思います。

これは質問ではないんですけれども、ワクチン1回目、2回目を受けて感じたことでも、実に丁寧で、親切で、気配りがなされているなどというふうに、そういった現場状況でありました。間違いが絶対に許されない、そういう緊張感のある場所で、優しい表情であるとか、笑顔、そういったことで対応しておられました。本当に感動するぐらいのいい現場でありました。きっと町民のほとんどが、そういうふう感じられているというふうに思いますので、ぜひ接種会場のスタッフの方々にお伝えいただきたいというふうに思います。これは感想です。

最後に、町長のほうに、全体三つの質問に関して、一言お願いいたします。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回、三つのテーマでご質問いただきましたけれども、まず長田峡のライトアップですけれども、これはもうあくまでも地元主催ということで、それを前提にしながら、そして継続の方向で、今後関係機関と協議、検討していきたいなどというふうに考えています。

また、不登校、ひきこもり対策ですけれども、これについては、町のほうと教育委員会で構成する町総合協議会議というのがございまして、そちらのほうでこの情報の交換、意見交換をしているところでございます。不登校対策というのは、学ぶ機会の補償という観点からも重要事項というふうに捉えておりますので、今後も教育委員会、また社会福祉協議会、関係機関と引き続き連携して、取り組んでいきたいというふうに考えております。

ワクチン接種について、今課長がご説明しましたけれども、今現在、このワクチンの種類、ファイザー製と、それとモデルナ製、それが6、4の割合で来るということですから、それをどういう形で使うかと、また接種の量も違う。1瓶のワクチンの接種回数が違うということで、ちょっと今、整理中でございます。また医療機関と、それとまた医師会といろいろと協議しながら、このスケジュールを設定しているわけなんですけど、できるだけこの前倒しというお話もございまして、町としましても、できるだけ皆さんに安心できるような環境づくり、そして体制づくり、それに取り組み、一応、今のところ3月でしてはいますけれども、前倒しができないかどうかも含めて検討させていただきたいなどというふうに思います。今後ともご指導よろしく申し上げます。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 以上で、質問を終わります。

○議長（福田 新一君） これより昼食のため、13時15分まで本会議を休憩します。

午前11時32分休憩

午後1時15分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 7 番、堀内和義議員。

〔2 番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（2 番 堀内 和義君） 皆さん、こんにちは。発言順位 7 番、堀内和義です。午後からの 1 番目で、お腹も満腹になりましたので元気が出ました。よろしく願いいたします。それでは、通告にしたがいまして質問してまいります。まず、勝岡蓼池線、大原地区の沿道周辺整備についてお尋ねします。勝岡蓼池線は、国道 269 号線と交差して、都城インターチェンジ、高城、山之口方面に抜ける主要道路で、交通量も多く、小中学校、高校の通学路でもあります。大原地区は地目は田んぼですが、調整区域でもあり宅地にもなります。旭ヶ丘運動公園、勝岡小学校にも近く、住居環境に恵まれた地域のため、宅地開発が進み住宅建設が進んでいる現状です。一部で水稲作付もあり、水田の用水路と家庭用排水路が兼用となっている箇所もありますが、家庭排水が流れてくるため、耕作者のほとんどは田んぼに井戸を掘り、地下水を利用しての作付となります。

局所豪雨時においては、用排水路の容量不足のため、道路が雨水冠水し、場所によっては住宅の玄関先まで浸水することもあり、排水整備や交通安全の向上が緊結の課題となっております。そこで、この地区の雨水冠水対策の考えについてお伺いします。あとの質問は、質問席で行います。

○議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 勝岡蓼池線沿道の、大原地区の雨水冠水対策の考えについて、ご説明申し上げます。大原地区は、本町の蓼池用途地域の南側に位置した用途地域の指定のない区域で、住宅地などの開発により住環境の整備が行われ、土地利用の形態に見合った排水施設などのインフラ整備を行ってきておりまして、平成 24 年度から平成 28 年度には、既設都市下水路に接続するボックスカルバートによる排水工事を、また平成 31 年度には、既設側溝の断面拡幅を適宜行っているところでございます。

議員指摘のとおり、近年、頻発する局所豪雨などにより、こぼと保育園付近から大原地区六差路交差点付近において、排水機能の不足による道路冠水により、小中高生の通学や車両の道路利用などに支障を生じる機会がございます。今後、気象変動などに伴い、さらなる降雨量の増加が想定されることから、地区の詳細な調査測量を行った上で、道路側溝などの排水施設の整備検討を行い、地区の安全度を向上させる必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（福田 新一君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 雨水冠水対策については、公民館からも要望、また、豪雨のたびに住民からのクレームが来ていると思いますが、予算の関係で改良工事がなかなか進んでいない状況でもあります。令和4年度の予算編成時期でもありますので、早急な対策をお願いいたします。

別紙資料を見ていただきたいと思いますが、写真1は、都市整備課から提供していただいたものですが、勝岡蓼池線から三原に抜ける蓼池南三原1号線で冠水した道路です。玄関先まで浸水するときもあります。写真2は、令和2年6月30日に撮影したものですけれども、冠水した田んぼと道路であります。田んぼには井戸が掘ってあり、ポンプアップして水稻が植えてありますが、全く見えない状況であります。写真3は、勝岡蓼池線沿線にある用排水路です。用水路と排水路が別々にありまして、道路側の左にあるのが排水路で、右側の2段上にあるのが用水路となっております。現在、用水路は全く利用しておりませんので、宅地となっている箇所は埋め立ててあります。場所によって少し違いますけれども、用排水路は幅が約200センチ、深さが約100センチ程度あります。不要な用水路を撤去して、排水路として一体化しますと、排水能力が一段と良くなりますので、雨水冠水対策は可能であると思われます。このことについてはいかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） お答えいたします。今、町長のほうから答弁がございましたとおり、まずは、土地利用形態も変わっているということも鑑みまして、調査測量を行った上で、どの程度の現状の排水能力があるのかというのをしっかり把握した上で、検討していくこととなるというふうに考えておりますので、今現状として、十分にこの既設の排水施設が有効かどうかというのは、検証する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 調査中ということなんですが、結構広いですよ。今、大雨のときは、全てがその排水能力がないものですから、多分、私素人ですけれども、考えてみてあそこ、用水を撤去したらいいんじゃないかな。それと、中間辺りに本線につなぐ支線をつくったら、まだいいんじゃないかなと思うんですけど、そこは専門家ですから、十分に検討していただきたいと思うんですが、この支線についての考えはないわけですか。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先日、現場を拝見しまして、要するに近くに幹線がありますよね。そちらのほうに道路を横断してつなげないか。そうすると、相当な排水能力ができるんじゃないかなというようなことも、ちょっと検討したいなというふうに思っています。そういう意味合いで、

この用排水路のところも含めて、詳細設計しながら、冠水対策に取り組みたいなというふうに思っています。

○議長（福田 新一君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 町長も十分承知されているということであります。住宅建設が進んでおりまして、大雨が降るたびに、住民は不安を抱えております。4年度予算増額をしていただいて、1年でも早く改修工事を行い、冠水施策が完了するようお願いしたいと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど話しましたように、即工事とはいかないわけです。まずは詳細設計をしないと、どの程度の雨量があったときにどれだけの排水能力があるかを含めて、検討をまずはしなければなりません。それに基づいたところで、この対策を打つということになりますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（福田 新一君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 地域の長年の課題でもあります。住民の安心・安全な生活ができるよう、お願いしまして、次の質問に入ります。

雨水冠水対策後、側溝敷地を利用して、交通安全対策として歩道整備ができないか、お伺いします。用排水路を整備して、側溝と合わせますと、約2メートル幅になります。現在、側溝を含まない箇所もありまして、結構深くて幅もあります。特に自転車に乗っているときなどは、大型自動車が通りますと風圧がかかりまして、側溝に落ちないか不安です。非常に危険です。側溝として、歩道として整備すれば、交通安全対策としても大きな効果があります。この件についての考えがあれば、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） 雨水冠水対策後に、側溝等の敷地を利用した歩道整備について、お答えいたします。大原地区を南北に縦断する、議員ご指摘の勝岡蓼池線につきましては、地域の生活産業を支える重要な1級町道でございます。小中学校生の通学路として利用されており、周辺道路の整備や宅地開発などにより交通量が増加傾向にある道路でございます。当路線につきましては、現在、片側での歩道整備が行われていることから、雨水冠水対策の計画策定時におきまして、排水施設の敷地を歩行空間としての利用の可否について、検討を行えばというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 非常に交通量が多いということでありますので、事故が起こる前

に用排水対策と同時に、整備をよろしくお願い申し上げます。

次に、こぼと保育園と蓼池南交差点信号機の間には横断歩道の新設はできないか、お伺いします。先ほどから言いますように、大原地区は新興住宅地で、若い世代の新築が進んでおり、小中学生の児童生徒が多くいます。歩道は片側1車線のみで、住宅地の反対側にあります。また、横断歩道は蓼池南交差点信号付近にしかありませんので、勝岡小学校、三股中学校に通学する児童生徒は、一旦信号機まで行き、反対側の歩道に渡ってから引き返し、学校に向かわなければなりません。当然、学校から帰るときも同様であり、中には横断歩道まで行かずに、道路を横切る者もおります。大人の方のほとんどは、わざわざ信号機まで行く人はいないようでございます。

写真4を見ていただきたいんですけども、勝岡蓼池線から三原に抜ける蓼池南・三原2号線です。ちょうどこぼと保育園と蓼池南交差点信号機の間ぐらいに位置しますが、道路手前が歩道で、左に行きますと勝岡小学校方面に向かいます。信号機までは遠く不便ですので、こちら辺りに横断歩道の新設はできないか、お伺いいたします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 横断歩道の新設について、お答えしたいと思います。ご指摘の路線区間におけます横断歩道の新設につきましては、今年の8月5日に地区の要望を受けまして、警察署へ横断歩道の新設に関する要望書を提出したところでございます。経緯につきましては、既に今年の7月に警察と、そして地域住民の方による現地立会いを実施したというふうに聞いております。また、要望書に対する回答としまして、8月20日に警察署のほうから回答があったわけですが、回答としましては、設置は不可という回答でございました。その根拠としましては、交通量の多い路線におきまして、信号機と信号機の距離感が短い中に横断歩道を設置することで、横断者の危険性がさらに増すのではないかという判断によるものであるようです。

また、11月26日に、危機管理係職員と現地を確認させていただきました。大原地区の児童生徒が勝岡小学校方面に向かう場合に、右側歩道の幅が狭く、一部の箇所では約40センチ程度しかなかったというふうに見ております。また、郵便局前交差点信号機においては横断歩道がないことから、危険性が高いことを認識したところでございます。現状では、蓼池南交差点信号機へ迂回し、歩道幅の確保された左側歩道を利用するか、または郵便局前交差点信号機のある横断歩道を利用する通学路を確保するための対策を講じるかの検討を含め、安全な通学路の確認、意識付けが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 先ほど言ったように、側溝に蓋をしますと、かなり広くなりますよね。現在はやっぱり狭いです。なかなかそこを通るということは厳しいのかなと。ですから、

あそこの側溝蓋をしたとき、結構やっぱり3メートルぐらいになるんじゃないかと思うんです。ですから、当然信号まで行くにしても、なかなか通行が厳しいのかなということですよ。

当然、学校の近くですから、本来ならば両サイドに歩道があつてしかりなんですけれども、なかなか考えたときに、あれから郵便局にずっと行って、6地区分館まで行く、全てになってくると、相当な費用もかかると思います。それと、山もあるわけですから、なかなか厳しいのかなということでもありますので、最終的には側溝蓋をしてもらえば、そこから安全ですので、当然、信号に行くにしても割といいわけですから、やはり横断歩道がないと、特に大人もですけど、ほとんど向こうまで行かずに、近くで横切るんですよ。それはちょうどあそこが6地区分館から来るときは下りになるもんだから、そして直線ですよ。確かにスピードが出ているんです。

ですから、横断歩道があれば車は止まってくれます。横断歩道がなければ、止まってくれません。最近、車も非常にモラルがいいというか、交通安全に対する意識もありますので、横断歩道の場合は、軽く手を上げたら止まってくれますので、安全対策についてはもうそういうことですから、どうしてもやっぱり一体に地区の要望がそういうことで、強い要望がありましたので、再度、また警察のほうには、総務課のほうからもよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それで、大原地区は今後も宅地化が進むということで、雨水冠水対策、それから歩道整備、横断歩道新設をセットにした整備が必要だというふうに、私は思っているわけですけども、いかがでしょうか、セットについては。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほどお話しましたけれども、調査設計が必要だと。それともう一つ、用地買収まで必要なんです、幹線にこの溝を落とすには。そういう意味合いでは、ちょっと時間がかかる。それとともに、用排水ところですね、用水路、排水路、そのところに蓋をかけまして、そして歩道をつくったらどうかというお話で。それをつくっても、やはり信号機までは帰らなくちゃならないわけですね、横断歩道がない以上は。

それで現地をいろいろと見て、検討したところ、そっちのほうではなくて、旭ヶ丘運動公園のほうに行く途中の道をちょっと整備しまして、そちらのほうに横断歩道をつくったほうが子供にとっては、住民にとっては、そちらのほう为学校に行くには近いんじゃないかなと。そして利便性も高まるんじゃないかなというふうにも見ておりますので、それも可能かどうか、横断歩道かどうか、その辺りもありますので、ちょっと警察のほうとまた協議させていただいたりしながら、どの方法がいいのか、いろいろと検討させていただければというふうに思っています。

○議長（福田 新一君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 要は、利便性と安全ですから、そういうことで十分検討していた

だきたいというふうに思っております。

続きまして、次の質問に入りますけれども、みまたん霧島パノラマ馬拉ソン大会について、お伺いしますけれども、毎年多くのランナーが参加して、盛会に開催をされております。残念ながら、新型コロナウイルスの影響で、昨年、今年度も延期となりました。毎年1月の厳寒期の開催で、第1回大会は雪の降る中、風もあり、厳しい寒さの中での大会でありました。以降も毎年寒い中での大会で、参加者は、年末年始の練習や寒さ対策も必要で、体調管理が大変であります。私も令和元年度申込みをしておりましたけれども、ちょうどインフルエンザにかかりまして、棄権した苦い思い出があります。

ランナーに話を聞きますと、主催者、ボランティアの方も親切で、大会運営については申し分ないのにねと、いうことなんですけど、やっぱり寒さだけはどうにもなりませんねという声が聞こえます。そういうことで、開催時期を考えてほしいなという人もたくさんいらっしゃいます。また、選手ばかりではなく、多くのボランティア、大会関係者、沿道で応援する人も寒さの中で大変でございます。主催者の都合ではなく、ランナーに配慮し、楽しく走ってもらえる大会にするためには、少し暖かい時期に日程変更を検討する必要があるのではないかと思います。この件について、教育長の考えをお伺いします。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） みまたん霧島パノラマ馬拉ソン大会日程の変更はできないかとのご質問について、お答えいたします。このマラソン大会は、平成28年1月に第1回大会を開催しておりますが、この大会の開催日を決定するにあたり、県内及び鹿児島県内で実施されている大会の開催日や警察行事の重複など、関係機関参集の上で確認協議いたしました。近年、温暖化が進む中、開催時期によっては熱中症の心配などもあることから、寒い時期であります。ランナーにとっては走りやすいのではないかと判断しております。よって、主催者としては、これまでの5回の実績を踏まえ、開催日については現状がよいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 教育長、副町長も、毎年参加されておりますけれども、主催者としては難しい判断だと思っておりますが、仮に三股以外の大会に参加しようかなと思ったときに、1年の中で一番寒い時期に開催される大会についての違和感はありませんか。私は違和感があります。寒いですね。それについてはどうでしょうか。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 冬は、マラソンとか駅伝とか多くなります。特に新年、正月は箱根駅伝とかそういったものを、皆さん楽しみにしておられると思っておりますけれども、そういった時期で

ございますので、特段の違和感はございませんが、やはりいろいろな声があることは承知しております。ただ、現状では、ほかの大会との関係等を考えますと、この時期が一番参加者も多くて、三股町のPR等にもつながるのではないかとこのように考えております。

○議長（福田 新一君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 教育長はそういうことで言われるんですが、私はもうランナーといろいろ話をするんですけども、ランナーはそういう考えですよ。あくまでも主催者ですから、主催者本位で考えるといいと思うんですけど、確かに冬は駅伝大会とかあるんですが、それはプロですよ。当然、素人ですから。それとやはり、走った後の寒いときの対策ですよ、汗をかきますので、着がえをしたり、大変なんです。

私も過去に、青島太平洋マラソンとか、綾マラソンに行ったんですけども、気候的には非常にいいですよ。もう熱中症が起きるようなあれじゃないと思います。当然、そういうことから、やはり走るときもですけども、完走した後の寒さ対策ですよ。そこを十分していかないと、一番風邪をひきやすい、体調を崩すのは走った後なんです。ですから、そういうところも考えて、再検討をお願いしたいというふうに考えていますけども、どうでしょうか。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 各種の行事を開催するに当たっては、やはり参加者等の声を聞きながら、常に改善をしていくということは必要だとは思いますが、現在のところ、パノラマまらその期日変更については、変更するという事は予定しておりません。ただ、実際に運営の重要な部分を担います町の陸上協会とか、そういったあたりとも、そういったご意見があることは認識をして、今後とも話はしていきたいというふうに考えます。

○議長（福田 新一君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 現状では1月にやるということでしたけども、今後、検討するという価値が歩いたときの提案なんですけども、11月に三股町ふるさとまつり、また三股町剣道錬成大会もありますよね。ですから、11月は暑くもない、寒くもない、マラソンランナーにとっても最高の時期です。ふるさとまつり、また剣道錬成大会のいずれかと同日開催することによって、スポーツランド三股、三股町を町内外に広くPRすることもできます。特にふるさとまつりとの開催については、相乗効果も出るのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） ふるさとまつりとパノラマまらその同時開催、もしくは剣道錬成大会とパノラマまらその同時開催ということで、ご提案いただいているところであります。現行のみまたん霧島パノラマまらその大会は、町職員を含むボランティア及び480人が運営に携わっております。そして三股町ふるさとまつりは、同じようにボランティアや町職員およそ

120人が運営に携わっております。運営内容がほぼ異なるこれら二つのイベントを同時開催するには、スタッフが相当数必要となる上に、会場も同じ場所での開催は無理があると思っております。

また、マラソン大会の開催には道路規制が必要となるため、ある時間帯、祭り会場付近に進入できず、交通上の混乱を生じさせてしまうようなことも想定されます。併せて、来場者の駐車場確保も難しい状況です。このようなことから、同日開催することは難しいと考えております。ふるさとまつりについては、以上でございます。

また、剣道錬成大会と同日開催の話もありました。これについても、この大会、剣道錬成大会のほうは会場としてメイン会場に町の武道体育館、控え会場に町体育館を使用し、駐車場は周辺の体育施設駐車場及び役場の駐車場まで使用している状況であります。霧島パノラマまらそん大会との同日開催は難しいのではと判断しているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 大きな祭り、大会をまとめるわけですから、確かに主催者は大変だと思います。できると信じればできるし、できないと諦めればできません。要は、企画の問題だと思います。担当課、大会関係者と十分対策を取れば、私はできるんじゃないかなというふうに思っておりますし、確かに駐車場の確保、これも大変だと思います。ですから、駐車場については、若干遠くなるときには、くいま一なり、また臨時バス辺りを利用してもいいんじゃないかなというふうに思っているんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） ふるさとまつりだけでも、かなりの駐車場が必要となっております。その上に、前回のパノラマまらそんでも若干ではありますが、シャトルバスを走らせたところまでの経緯もあります。ということは、かなりの台数が必要でありますので、同時開催すると、もう駐車場運営だけでも、かなりの確保、数が必要となり、大変ではないかと判断しております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 先ほど言ったように、大変は大変ですよ。ですから、そういう企画も考えてもいいんじゃないかな、最初からだめだよということであれば、何もできないんですよ。やはり、できるという確信をもって検討していかないと、何も最初から検討しなければどうなのかなと私は思いますので、やはり一定に、1月の大会については非常に寒いということで、ランナーのことを考えて大会をしようじゃないかと。そして、せっかく三股に来てもらえませぬ、町内、県外からも来られると思うんです。そういうことで提案したわけですけども、これを

最初から否定するのではなくて、検討はしてください。

せっかく三股に来てもらえるんですから、そういう時期も考えた大会がいいんじゃないかなと私は感じましたので、あくまでもこれは私の提案なんですけれども、そういうことで役場には企画力のある方がたくさんいらっしゃいますので、そういうところを十分検討して、これが来年、再来年でなくてもいいと思うんです。やはり各地区のタイプを読みながら、今、綾マラソンも中止になりましたよね。できればそういう時期辺りもいいんじゃないかな。ほかの大会もありますので、ほかの大会と重ならないような時期を考えればどうなのかなというふうに思っておりますので、今後、十分検討していただきたいというふうに思っております。

いい回答は得られるんじゃないかなということで、次の質問を考えていたんですけれども、もうこれ以上言っても始まりませんので、経済効果なり、祭り等の云々も考えていたんですけど、もうここは省略します。

次の質問に入ります。3番目の質問に入りますけれども、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策について、お伺いします。昨シーズンは、国内で過去最多となる52件が発生し、本県でも2番目となる12件が発生をいたしました。全国では987万羽の鳥が殺処分されております。大陸から飛来する渡り鳥がウイルスを持ち込むのが原因とされておりますけれども、渡り鳥は10月から翌年5月頃まで続きます。

今期、国内においては11月10日、秋田県で初の発生を確認して以来、鹿児島、兵庫、熊本、千葉、埼玉、広島の7県で8例。鹿児島では2例が確認をされております。県内においても、野鳥のふんなどでウイルスが確認されており、寒くなるこれからは本番で、どこで発生してもおかしくないというふうに言われております。野鳥の監視強化にも努めなければなりません。本県は、ブロイラー飼養戸数、羽数ともに日本一でもあり、最大限の警戒が必要です。そこで、県内、町内における家畜防疫体制について、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 町内における防疫体制について、回答いたします。防疫体制といたしましては、今年の2月に三股町特定家畜伝染病防疫対策マニュアルを策定いたしまして、本町または隣接市において、特定家畜伝染病高病原性鳥インフルエンザ等の事案が発生した場合の初動対応等、及び患畜または疑似患畜と判断された後の町としてすべき防疫体制を定めております。それに伴いまして、本町職員を対象に防疫作業の要領について学ぶ演習を11月30日に実施し、今年度は鳥インフルエンザ等といった特定家畜伝染病が発生した場合における、作業要領及び防護服の着脱訓練、消毒ポイントにおける車両消毒の手順などの実技訓練を取り入れながら、より実践に近い形で防疫処置の迅速化と強化に努めているところでございます。また、県との合同研修という形で、北諸管内で年に2回演習等を行っているところでございます。

○議長（福田 新一君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 職員の実技辺りもされたということでもあります。やはり、非常に怖いですね。その中で、本町の養鶏農家戸数と飼養羽数はどのくらいになりますか。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 戸数については12戸でありまして、飼養羽数については、しません、今ちょっと手元に資料がなかったものですから、一応12戸の農家がいらっしゃいます。

○議長（福田 新一君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 農家の指導もされているということですね。それで、指導はいいんですけども、直接農場に出向いての、鶏舎への野鳥の侵入を防ぐ網の調査なり、またウイルス媒体のネズミ侵入対策等の実態調査はされているのか、どうなのか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 養鶏農家への防疫体制の指導についてでございますが、町が毎月発行している回覧には、町内一斉消毒の日、10日、20日、30日などを掲載し、発生予防対策の徹底と養鶏農家への注意喚起をお願いするとともに、野生動物を介して、病原体であるウイルスが侵入するケースがほとんどでございますので、防疫、防護ネットの定期的な点検、修繕についても文書などにより指導を行っております。

また、今年は、昨年度に都城市で、3件の鳥インフルエンザが発生した反省を踏まえ、7月から9月にかけて、都城家畜保健衛生所、北諸県農林振興局、本町職員において、養鶏農家の防疫体制の点検、消石灰の散布、踏込み消毒槽の設置、訪問記録簿等の確認状況とネット状況など、及び埋却地の現状の確認という形で指導を行い、宮崎県防災メールへの登録のお願いなど、各種情報提供を行ったところでございます。仮に、都城市などで鳥インフルエンザが発生した場合には、緊急性を伴いますので、直接、養鶏農家へ電話連絡にて情報を届けるなど、さらなる農場防疫体制の徹底に努めてまいっているところでございます。

○議長（福田 新一君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 現場にも足を運んだということで、毎回発生しますと網が破れておったとか、ネズミが入ったという情報が入ってきますので、やはり単なる指導じゃなくて、現場に出向いて見ていただければ、また農家も意識が違ふと思いますので、よろしくお伺いします。

先ほど疑似患畜が発生した場合の初動防疫体制については、シミュレーション等が確認されているということでもありますので、詳細については質問しませんが、防除機、または消毒材の確保はされているのか、また農家への消毒剤の配付はなされているのか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 防除機、消毒剤の確保につきましては、まず、畜舎や車両消毒に使用する防疫用動力噴霧器を6台所有しております。また、家畜の疾病には蚊やアブ、サシバエがウイルスを媒介するものがありますので、畜舎用殺虫剤噴霧器を21台保有しております。その他、踏込み消毒用に使用する薬剤及び車両消毒用の薬剤、消毒用タンク、タイベック等といった消毒ポイントの運営に必要な資機材を各種備蓄しているところでございます。養鶏農家への消毒材につきましては、10月25日に、本町の養鶏部会員12農家へ、鶏舎用の消毒材クリアキルと殺鼠剤、ネズミ等の薬剤になりますが、2種類を配布し、全畜種の農家には、防疫及び消毒用として消石灰200袋の配付を計画しているところでございます。

○議長（福田 新一君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 仮に発生しても、防除機なり消毒剤は十分あるということですのでよろしいですね。養鶏農家は、防疫に対する意識が非常に高いわけですけれども、万全の対策は取っていただきたいというふうに思っております。また、警戒は来春、春まで約半年ほど続きますので、農家の精神面の負担が重くならないよう、メンタルケアについてもお願いしたいというふうに思います。

最後になりますけれども、今回3問ほど質問しましたけれども、全体を通して、町長より総括でお願いしたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回は三つのテーマについて、このご質問をいただきました。勝岡蓼池線大原地区の支援整備ですね、これについては、町としましてもこの都市下水路関係のところの工事、そしてまた、排水関係についても平成31年度に実施しております、以前からすると大分緩和されてきたというふうに思っております。ただやはり、集中豪雨等になりますと、いつとき、数時間冠水する場もありますので、その点については大変住民の方にご迷惑をかけますので、しっかりと対応するように検討させていただきたいなというふうに思っております。

また、霧島パノラマまらそのの日程につきましては、これを始めるときに相当議論をいたしました。いつやるのか、ちょうど3月頃にやろうかなということで、いろいろ検討したんですが、ちょうど鹿児島市の市民マラソン、鹿児島市がやるということで、3月も諦めざるを得ないと。12月は青太がありますし、いろんなどころと議論しまして、やっとこの1月が、開いているというようなことです。ただ、これもちょうど日南のほうの女子駅伝とちょっと重なるものですから、その点がちょっとやっぱりマイナス要因なんですけれども。

なかなかこれは日程を同時にやる事は……。今回、この1月に決めたときに、ほかの町から何でうちの町の、小さなマラソン大会ですけど、何で一緒にバッティングさせるんだという苦情も来ました。いろいろと日程と非常に難しいんですが、今のところこの日程で、とりあえず進め

させていただきたいなというふうに思います。ご意見はご意見として、受け取っておきたいなというふうに思います。

それとほかのイベントとの合同開催ということですね。本当に先ほど課長が言いましたように、駐車場問題ですね、これ非常にやっぱり大きいです。パノラマまらさんも早朝から、6時頃から、三股小学校とか駅前とか、消防団が出て、交通整理をしながら迎え入れている状況なんです。本当にこのほかのイベントと一緒にやると、どうやってこの交通整理をしていくのか。またマラソンは、先ほど言いましたように、道路を使いますので、そちらのほうとどうバッティングさせないで運営できるか、大変いろいろと難しい問題も出てくるんじゃないかなというふうに思います。そういう意味合いでは、大変厳しいのかなという感じは受けております。

また、鳥インフルエンザ、これについては、この地域はやはり鳥のブロイラー、そして採卵鶏含めて、参集してございますので、十分対応をできるように対策を練っていききたいと、また準備していききたいというふうに思っています。いろいろとご指摘、ありがとうございました。

○議長（福田 新一君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） ありがとうございます。以上で、質問を終わります。

○議長（福田 新一君） これより2時15分まで本会議を休憩します。

午後2時03分休憩

午後2時15分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位8番、指宿議員。

〔9番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（9番 指宿 秋廣君） 発言順位8番、指宿です。今回12月議会では、4点の質問を通告いたしております。1番目に、防災対策について、2番、投票率の改善対策について、3、鳥インフルエンザの対策について、4、みまはあと便について、であります。

まず、1番目の防災対策についてを質問いたします。日本中の至るところで地震・台風・集中豪雨など、毎日のように報道されています。今日も鹿児島県で、5強の地震が報道をされておりました。本町には、近年目立った大きな災害は発生しておりませんが、備えあれば憂いなしと思いき、質問いたします。地震などの災害が発生した場合のことを考えて、家族で、家庭内で集合場所を事前に話し合っておくことが大切だと言われております。その話のきっかけづくりや、地域住民の啓発のためにも、避難場所に目立つように大きめの看板が必要だと思っておりますが、その避難場所について設置することができないのか質問をし、あとは質問席から行います。

○議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 防災対策についての質問で、避難所、避難場所の看板設置についての質問にお答えいたします。まずは現在行っている避難所、避難場所の周知について、町ホームページの防災ポータルサイトや、風水害発生時期に合わせ、回覧や町広報誌を通じて行っているところがございます。また、最近発行されました2021年みまたん暮らし便利帳の防災情報において、避難所、避難場所を掲載しております。情報の提供に当たっては、スマートフォンの普及に伴い、QRコードを活用し、三股町防災アプリを登録できるように工夫しているところがございます。

最近の大雨、台風の猛威や南海トラフ地震の災害リスクが高まる中、町民の災害への備えの関心度は高まってきておりまして、避難所や避難場所の看板設置も周知する手段の一つというふうを考えております。取組につきましては、地域防災会議の各地区の防災委員等の意見を聞きながら、町防災会議等において検討してまいりたいというふうを考えているところがございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 全てを見たわけではないんですが、避難所、地区公民館ですね、分館ですか——というところにはソーラーパネルがあつて、防犯灯があつて、そこには小さく避難所、こんくらいのが10センチくらいですか、シールが貼ってあります。ところが、あとは玄関にもないし、入り口にもないんです。避難所のところに行って、それを見つけようとした結果、先ほど言ったソーラーのところ貼ったというわけですけども、その28ですか、中で、この看板が設置してあるところは何か所ですか、教えてください。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 看板の設置してあるところということですけども、そういった日常的に町民の目から見て避難所であるという看板については、今先ほど言いました指定避難所28か所については、していないというところがございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） どこにもないということであれば、年次的に28か所の、急ぐところからやってもいいでしょうし、集中豪雨が予想される等も事前に避難にされるところもありますよね。そういう優先度の高いところからでもしてほしいなというふうに思っています。でないと、知らない人も結構いらっしゃる。調べれば出てきますよ、確かに調べれば出てきます。しかし、調べなくても出てくるような方策を考えてほしいというふうに思っています。

そこは年次的に、12月今議会が一番ベストだというふうに思って、質問をいたしております。何でかっていったら、町長査定がまだ終わらんとお思いますね、来年度予算。要するに、28か所

全てを同時にということではなくても、滑り込ませて、どうにかしてほしいというふうに思っております。検討するということですので、設置する方向でお願いをしたいと思います。

それから、広報塔ですね、前も言ったんですが、聞き取りづらい。特に台風なんか来たら、もうほぼ聞こえない。私のところは、特に上新の児童館の広報塔なんか、自分ところの床の高さぐらいのところしかないわけで、とてもじゃないけど聞こえない。ボリューム上げたら近隣がうるさいでしょうし、そういう設置場所の関係もありだと思うんですが、そういう関係で改善、ここはこう改善をしつつあるとか、考えているところだというのが、三股町内をこうひっくるめて、あれば、教えてほしいと思います。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、広報塔の改善が図れないかということにつきまして、その改善の考え方について、お答えしたいというふうに思います。災害予防及び災害時におけます住民への情報伝達におきまして、広報塔は重要な役割を担っているところでございます。しかし、近年の住宅環境、住居構造の変化に伴い、聞きづらい等の支障をきたす場面が多々発生している状況でございます。それを受けまして、拡声器の向き、高さ、音量等の改善、及び放送の内容を再度電話で確認できるように対応しておりますが、効果的な改善には至っていない状況にあります。

しかしながら、近年の災害に関する情報量や緊急的かつ正確な情報の伝達を行う上で、広報塔と、それ以外の新たな情報伝達手段を確立することが必然であることから、現在、検討を進めているところでございます。その一つとしましては、スマートフォンの普及に伴いまして、このLINEというアプリを使って、これをうまく瞬時に情報伝達できないかというところで、今、検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） それを具体的に言うと、他に質問しておった3番と4番にほぼ同じだろうと思いますので、ひっくるめてお聞きします。それは、今アプリという話がありましたけれども、地震等とあれば関係なく鳴りますよね。さっき、教育長のが鳴ったように、鳴りますよね。それはどの程度は何をを考えて、例えば三股町内、もしくは0986管内、もしくはどこに、そういう形を想定して検討されているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、その一つの方法として、LINEという、そういったアプリを使って情報伝達できないかということで、これは今、防災上の視点からそれに取り組んでいるところでございます。一つは、やはり防災上、緊急的な情報提供ということは、非常に情報量も多

く、かつ的確に迅速に伝えなければいけないというところがありまして、その迅速に伝えるということで、広報塔を使った場合、非常に時間帯、またその時の環境に応じて伝えられにくいというのがありますので、このLINEのアカウントを使いまして、まずその必要な方々、例えば自治公民館長、皆さんには、全てそのアプリに登録していただいて、こちらの情報を更新するたびにそちらにもう情報が自動的に発信されるということ。

もしくは、自治公民館長が防災上のほかのアプリですね、例えばいろんなごみ収集についての情報のアプリとか、そういったものに自ら登録してもらって、必要な情報を入れてもらう。それが瞬時に届いていく。受けていただく。そういったものに、また防災上以外にも活用できないかと含めて、検討を進めているというところであります。広報塔を全てなくすというわけではなく、広報塔も活用しつつ、もう一つといったLINE等を使って、そういった情報発信、情報伝達を行っていきたいという計画でございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） イメージとすれば、広報塔で放送を流したものが、そのLINEで同じような、例えば文章として流れるというふうにイメージしてよろしいんですか。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、指宿議員がおっしゃったとおり、広報塔で流した内容がLINEでも同じように伝達されると、情報を伝えるというような考えでございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 災害防災上と言えば、人的な防災もありますので、いろんな使い方が広がっていくんだろうなとは思いますが、イメージ的なもの、例えば三股町独自でそれをやっていく、都城としたらあまりにも情報量が多くなり過ぎるというふうに思うんで、そういうことも踏まえた上で、検討してもらえればありがたいというふうに思っております。

次にいきます。5番目のAEDについて、絞り込みは28か所ですね。28か所の避難所について、全てついているのかどうか、ちょっと調べてないので、教えてほしいと思います。何か所ついているのか、全てついているのか、お願いします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 公共施設における指定避難所等のAEDというところではなくて、今現在、公共施設等に設置していますAEDの設置状況を報告させていただきたいと思います。まず、役場に1台あります。あと中央公民館、あと小中学校ですね、こちらにそれぞれ。それとテニスコート。それと2地区交流プラザ、そういったところを合わせまして16か所あります。それとあと、イベント持ち出し用に1台と、あと機動本部の車両に1台ということで、計18台を今設置というか、整備しているというような状況でございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） どういうことになるのか分かりませんが、AEDそのものもメンテナンスもひっくるめて、費用も大分かかるとは承知をしているんですが。これも避難所という指定されれば、メイン的にそういうのもつけていっておく、要するに避難所ということですから、三股町内に均等というか、散らかっているわけですから、そういう地域のいろんなイベント、もしくはそういうときにも大丈夫ですよと言えるように、2地区と1地区は大分ありますけど、ほかはほぼありませんよではなくて、そういう考え方に立たずに、満遍なくあるんで、それがどれほどの効果があるのか分かりませんが、やっぱり、少しAEDについての検討もしてほしいと思うんですが、再度質問します。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） AEDの設置につきましては、先ほどの避難所の避難場所に対する看板の設置ということで、常日頃から、町民の方々が目につくものでなければいけないというふうに考えています。またこのAEDについても、やはり常日頃、町民の方々が、日常的に意識できるような場所に表示すべき、設置すべきではないかというふうには考えております。そこで事業所との関連もあるんですが、事業所じゃなくて行政として、せっかく公共施設に設置するという事は、今後非常に重要なのかなと。

避難所の看板設置と併せて、そういったAEDも設置してある、そういった表記も含めて、同時に取り組んでいければなというふうには考えていますし、一応、今段階的に考えていますのが消防団詰所ですね、そちらのほうにも各地区消防団がいまして、地域の方々はご存じかと思えますので。また車庫という中で、一般の方でも準備だけしておけば、シャッターを開けて取れるような状況にも、段取りをすれば、いざというときには使えるということも考えまして、とりあえずは、あくまでもまだ計画でございますけども、消防団詰所のほうに、まずはこのAEDというのを設置してみてもどうかという事では、今考えているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） さすが消防団に長くおられた総務課長、いろんなことを考えられているなと感心をいたしました。とりあえず、各地区に満遍なく置くということは必要ではないかという観点から質問しているわけですし、災害には消防団は常に何人かは出ていくという、防災の観点からも台風等々でも見回りもひっくるめて出ていますので、そういう観点でもいいことではないのかなと思えますので、検討して、そのときに改めて、ここにAEDがありますよという表示ですね、道路から見えるような、インターネットで調べて、慌てているときは大変なので、119番を何番けて聞いた人もいらっしゃるぐらいですから、そういう慌てていることを想定し

た上で、表示の大きいのをしてもらえればありがたいなというふうに思います。

それでは、最後の6番の問題に入ります。児童館や集落館の名称の変更や増改築の考えがありますか。要するに防災という観点から、今これ聞いているわけですがけれども。我が集落は、1年に1回防災の訓練らしきのをやっているんです。そのときに、児童館に来てくださいと、ここが集合場所ですということで、この問題をつくりました。そしたら、いやそこは違うよと。町はそれ認定していないよという話しになって、28か所見てくださいと、載ってないでしょうと。それはどういう位置づけですかっていったら、自主避難場所だというふうに言われて、それどういうことだということもあります。

そういう考え方が、またほかにもあるのか。私が住んでいる上新ですね、児童館でいうと新馬場児童館ですけども、というところだけ町内を見てみると。何か似たようなところがあるのか、ちょっとお聞きをいたします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 町のほうで指定している避難所というところにつきましては、資料でお示ししましたこの28か所であります。それに加えまして、今、建設中でありまして5地区の防災センターが新たにまた加わってくるということになりますが、まだ完了しておりませんので、実際まだ載せておりません。この指定場所につきましては、これは町の地域防災計画にも既に掲載されている指定場所でありまして、これはもう災害時にこの防災教育にのっかって、我々は動いていくわけですがけれども、その中で先ほどありましたとおり、ほかのこれに載っていない児童館等なんですけれども、これらの利用につきましては、基本的には利用できない、行政的にはいざ災害とか発生したときにはタッチできないというか、なかなか手助けできないような状況にあります。

ただ、方法としましては、先ほど一つありました新馬場児童館等の使い方、確かこの地域には自主防災組織がつくられておりますので、その自主防災組織の中で地区防災計画というのをつくることができます。これはその自主防災組織の中で、その地域の住民の方々の独自のルールづくりというか、そういったものができるのが地区防災計画であります。その地区防災計画の中に、近くのそういった新馬場児童館を避難所に指定しますということは入れられますけれども、あくまでこれはその上の、町の地域防災計画会議の中に上げて、その中に承認を得なければならないということになっておりますので、単独でその地域の方々が勝手にそこを避難所ということとはできないようになっております。そういった状況であるので、できないことじゃないんですけども、そういった段取りを踏んでいけば、避難所としての設定はできるということでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 行き違いが少しあるようですから、総務課のほうで、危機管理係の関係も対応してほしいなというふうに思います。1点目。

2点目。質問したように、新馬場児童館と同じような形で、自主防災組織が指定したようなところが町内にありますかという質問はどうですか。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、自主防災組織につきましては、令和2年度までに8か所ですか、立ち上げされていますが、その自主防災組織の中でも、避難場所につきましては、この指定している28の避難所、ここを利用されているというふうに計画上にしてありまして、これに載っていない場所を避難所としてされているところは、今のところございません。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 勘違いがあるようですから、よろしくお願ひしたいと思います。

ここに、避難所を指定するという形でいただいているわけですが、資料を。28か所の中で、維持費、水光熱費を含めた維持費ですね——は、ここの施設管理者が全部しているのかどうかもひっくるめて、もし違うところもあって、不当だということであれば、教えてほしい、28か所全て、よろしくお願ひします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 28か所の、まず屋形の光熱水費等の維持運営の立場から大きく分けますと、四つに分けられます。28のうち一番多いのが、所管が教育課であります、お手元の資料の番号で言わせてもらってよろしいでしょうか。番号でいきますと、28のうち20か所です。番号で言います。1、3、4、5、6、8、9、10、11、12、13、17、18、19、22、23、24、25、26、28、以上20か所でございます。（「20か所」と呼ぶ者あり）20か所。続きまして、二つ目です。次に多いのが、所管としましては、福祉課でございます。番号で言います。2、7、14、20、以上の4か所でございます。次に多いのが、管理責任者、言わば防火の責任ということで、施設の責任者は農業振興課長になっておりますけれども、そういった光熱水費の運用をされているということで、自治公民館が運用をしているものというのが3か所ございます。番号を申し上げます。15、16、27、集落センター及びコミュニティセンターです。この3か所でございます。最後に、番号でいきますと、21番、殿岡生活改善センターにつきましては、所管としましては、農業振興課でございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ここに書いてある中で、再度確認ですけど、15番、轟木集落セ

ンターは、自治公民館ですか。もう1回、ちょっと詳しくお願いします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 再度申し上げます。ナンバー15、16、27につきましては、管理責任者といったところでは、農業振興課長がなっておりますが、指宿議員が言った光熱水費、そういったものの費用につきましては、地元自治公民館のほうで負担してもらっているということでございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） この公に出しているものですよ。自治公民館が水光熱費払ってというのは、少しおかしいと思うんですけど。例えば、自主避難しました、行政が避難しなさいといった。そこで使った水、電気、全て自治公民館で払え。ほかはいいですよ。役場が払いますよ。何かこう、バランスが取れないような気がするんですけど、本当に公の施設として見ている以上はですね。建てた経緯はいろいろあると思います。自分たちが好きで建てたという人はいないんでしょうから、必要にかられて建てたわけでしょうから。管理をする課が予算措置をして、そして、そこで水光熱費を払う、もしくは、老朽化して修繕するときは修繕するみたいなことは必要ではないかと思うんですが、もう1回お願いします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 確かに、防災上、こういった避難所の管理、運用というのが行政上の業務で当たり前なのかなと思っています。そこの中に、通年の維持管理といいますか、光熱水費は地元公民館というところにつきまして、私のほうも、なぜそういったところの経緯になっていったのか、ちょっと認識しておりませんので、再度その辺をもう1回確認させてもらった上で、また回答させていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） よろしく願いをします。要するに、自主避難、もしくは避難命令、避難指示でしたところの水光熱費、電気料、水、トイレ、使ったのは自分たちで払えよって、ほかのところについては町が持つからよって言ったら、やっぱりその地域の人、えっと思われると思うんです。よろしく願いをします。この問題を一応終えて、次の2番の問題にいきます。

投票率の改善についてということで、投票しやすい期日前投票の改善をすべきところはないかということで、指摘をしておきました。まず、不在者投票、期日前投票、似たようなのが二つあるんですが、根本的に違うと私は認識しております。これについて、何か選挙管理委員会の中で議論されている、改善をここはしたほうがいいよなというのはありますか、教えてください。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 指宿議員、申し訳ないんですけども、その点について、検討された、期日前投票についての検討はなされているかということによろしいでしょうか。分かりました。それでは、事前にありました、この期日前投票の改善すべきところというところの議論はされているのかという点を踏まえて、回答させていただきます。まずは、今指宿議員のほうからありました、この期日前投票と不在者投票、何がどう違うのかということについて、まず説明をさせていただきたいと思います。

どちらも、投票日当日に投票に来られない人に、投票の機会を与える事前投票制度であります。その不在者投票と期日前投票の使い分けでありますけれども、まず期日前投票につきましては、投票日当日に名簿登録地の投票所に来られない人が、その期日前投票の期間中に名簿登録地の期日前投票所で投票するもので、理由としましては、仕事や冠婚葬祭、旅行等により当日来られない事由を宣誓書により申し立てることが定められているのが、期日前投票でございます。

次に、不在者投票についてでございますけれども、不在者投票は、名簿登録地における投票日当日の投票や期日前投票ができない人が、それ以外の方法で投票日前に投票できる制度でございます。具体的には、仕事、あと旅行などで名簿登録地以外に滞在している人が、滞在先の選挙管理委員会を通じて投票すること。また、重度障害で投票所に行けない人は、郵便で投票すること。最近では新型コロナウイルス感染症も含まれます。また、入院している病院で投票する、こういったものを示すものでございます。

質問にもありました期日前投票の改善すべきところでございますけれども、この点につきましては、三股町明るい選挙推進協議会におきまして、例年投票率の改善が大きな議題となっているところでございます。その課題の一つとして、期日前投票における宣誓書の記入、提出が阻害要因として上げられております。特にその宣誓書の理由項目の記入、こちらのほうに抵抗を感じる意味で、その必要性があるのかというふうによく問われます。そういったことも踏まえまして、期日前投票制度というのが、現在、投票者にとっては都合のよいとか、便利なという意味での認識が浸透しておりまして、宣誓書の改善が要点ではないかなというふうに考えているところでございます。

それとあと宣誓書は、改めて投票日に投票に行けないことを宣誓してもらうという意味合いがありまして、公職選挙法により、これはもう義務づけられているとありますので、省略することはできません。ただ、工夫といえますか、三股町選挙管理委員会のほうでは、この宣誓書に記入すべき、法で記入すべき住所、生年月日、そして氏名なんですけど、これは自署になっているんですけど、基本的には、本町の選挙管理委員会におきましては、この住所、生年月日を印字したやつをプリントアウトいたしまして、名前だけを書くように、若干の工夫ですけれども、自署で願

いしているということで、受付時間等の短縮につなげたいということで、工夫はしているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今、言われたように、理由ですよね。その日がいけないから、理由があるから期日前を、特にこのコロナの時期やったら、その辺行きたくないっていうのもいらっしやると思うんです。結構、詳しく聞かれたと。何でって、やっぱり期日前投票を浸透すればするほど、期日前投票と不在者投票がなって、不在者投票じゃないっちゃからという話しがやっぱり聞こえてくるんです。

だから、不在者投票と同じような形でするのではなくて、何か簡略化ですよね。何かこう方法を練ってほしいなと思って、これを上げました。再度、もちろん、不在者投票と勘違いするぐらい詳しいような形になってしまうのではなくて、その日は気が向かんからでも、何でも理由はあるわけですから、何か丸でもできるような形ででもして簡略化できるように、ぜひともお願いをしたいと思います。

次にいきます。それを踏まえて、投票用紙の内容の変更は考えられませんか。例えばですが。丸式ですよね。要するに、候補者が少ない場合ですよね。投票用紙に印刷してある。それに丸をつけるだけ。そしたら開票も早いと思うんですけど。判読もそんなにせんでいいですよ、丸がもう書いてある。要するに、自署で何の何べえって書くのは大変かもしれんけれども、この人やったら丸すればそれでいいんじゃないかというふうに思うんです。それは可能ですか、不可能ですか、お答えください。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） そういった自署式以外の、例えば記号式ということについては、地方自治の選挙においては、条例で定めれば可能というふうになっております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 条例で可能ということで出たわけで、改めて言質取れたことをしゃべりました。であれば、例えば都城市役所、今度市議会議員選挙がありますけど、あれ物すごい広いので、全部書いたらどれがどれか分からんというようなのはあります。例えば、小さい選挙、例えば衆議院でもそうだったでしょう。そんなに人間がいっぱいいるわけではないわけですから。その条例で定めて、そしてそっちに移行する。違うときだけ、今回は違いますよと、候補者を書かないかんですよ、普通は丸ですということを、ぜひとも検討してほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 選挙管理委員会の事務局として、選挙管理委員会のほうにもこのことにつきましては検討を持ちかけて、話をさせていただきました。その中で、実際、県内でも美郷町ですね、こちらほうが調べたところによると、平成30年から町長選があったときに、そういった記号式でやったと。記号式、丸の記載です——でやったということの情報を得ましたので、1回、そういったところを視察というか、勉強をしにいこうということで、選挙管理委員会の中で話をさせていただきました。そういった現地の勉強会、研修を含めた上で、三股町としても、できるのかできないのか。どういった工夫ができるのか、その辺を検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ぜひ、条例で定めればできるということであれば、選挙管理委員の人たちも助かると思うんですよね、開票のときに、これは何を意図して書いたんだろうか、名字と名前が一字ずつしか入っていないけど、これこの人を書いたという意識をせざるを得ないなという疑問票がほぼなくなる。境目に丸をしたときどうするかちゅう話ぐらいなものでしょう。そういったときに、そういう考え方で立って、そしたら代理記載もほぼなくなりますよね。字が読める、この人と指さしてくださいというわけやから、指さすちゅうことは名前が読めるわけですから、そうなるとその人に丸するだけです。そうすると、代理記載の数がぐんと少なくなるということも踏まえて、ぜひとも前向きに検討してほしいなというふうに思いましたので、すばらしい決定をお待ちいたしております。

それでは、次にいきます。鳥インフルエンザについては、前回の質問をされました。私の主観的なのは、農業振興課長に対して、これが備えてあります。すばらしいことですが、出る前に、例えば出たと同じような形で、例えば宮崎県内も、隣の都城にも出たちゅうことですから、過去にです。三股も過去には出たかな。出る前に消石灰というのは、もう配布して、もう最初からまいてもらおう。そうすることによって、本人さんたちも意識が違うと思うんです。防護ネットについての考え方の意識も違うと思うんですが、事前にそういうふうに出る前に配付して、もう出さない努力をするということではできませんか。一言お願いします。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほども、堀内議員のほうで回答させていただきましたけども、本町の養鶏部会のほうには、10月25日に鶏舎用の消毒液と殺鼠剤、ネズミ等を処分する薬を配付しているところでございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 消石灰と書いてあるんで、お願いします。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 消石灰については、現在、在庫がどこも手薄で、12月中に配付する今段取りで農協のほうと協議中で、12月末にはそろえられるという形で、11月のときから打合せをやっているんですけど、なかなかその在庫がないという状況が続いているということで、12月にはそろえられるという形で、配付予定でございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ぜひとも、要するに出してからしとったら、消石灰はありませんよちゅう話になるんですかっていう話、質問の内容が変わってしまいますので、そうじゃなくて、出る前に新型コロナのワクチンを打つのと一緒に、先に消石灰をやって、その12戸の農家の人たちの意識づけも違うと思うんですよね。我々も入り口に消石灰がまいてあると、おっと思うですもんね。やっぱりそういうことは踏まえた上で、ぜひとも早目の配布方をしてもらったほうがいいのかないというふうに思いましたので、よろしくお願いします。

最後の問題にいきます。みまたはあと便について、インターネットにこう書いてあったんです。11月19日金曜日23時59分締切りで書いてあったんです。三股の役場で、こういう時間の23時59分って書いてあるのは初めて見ました。普通は日にちですよ。何日。なぜこういうことをされたのかなというふうに思いながら、これをつくりました。まず、23時59分までの実績を教えてください。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） ふるさと三股学生応援事業みまたはあと便の実績について、回答させていただきます。今回は、先着300人を予定していましたが、227人の申込者でございました。率にしまして、75.7%ということでございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 改めて聞きます。この23時59分とした理由は何ですか、教えてください。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） ほとんどの学生が電子申請ということで、今なっております。つまり、電子申請ですと、パソコン開いて、あるいはスマホを見て申請するわけですけども、その期限ということで時間を設定したと。実は、10月11日月曜から開始しておりますが、その開始時間も午前6時ということでさせていただきました。と言いますのが、その時間を過ぎると、申込みできないというところをしっかりと認知してもらうために、そういった時間を設定したということでございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 申し込みの開始時間は、それは必要かもしれませんがね。零時零分からでもいいんでしょから、そうなるといっぱいでもいいのかもしれませんが。ただ何かこういう23時59分とかいうのは違和感を感じるんですよね。そういうところの、今から先は、行政の締め切り日はこういうことになるのかな。例えば、14時59分とかですよ。ということを考えてしまったんです。そういうことではないのではないのかなというふうに思って、これが物すごくしゃくし定規な、例えば10億円本人にやりますというんなら、これでいいと思いますよ、厳しくて。だけど、困っている人にやりましょうと、応援、だからあとでついてやるんだらうと思うんで、それが期日を超えてもやれよということを行っているんじゃないんです。そういう厳しい数字を出してよかったのかなというふうに思いました。

この申請者が、インターネットの申請ということになっていたんですけれども、この点について、改善すべき点が、これは終わったわけですけども、何かあれば、検討されていれば教えてください。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 電子申請をするということで改善というのは、今のところ考えておりません。ただ、今回の申込みの中で、電話での問い合わせがあったんですけども、昨年度応援いただきました。今回、申込みはできませんよねというお問合せがありました。これは、紛れもなく勘違いでございますので、これを払しょくしようということからホームページ、あるいは町のフェイスブック等々でお知らせしたところでございます。

また、既に申込みを済んだ学生に対しまして、情報拡散をしていただきたいということで、こういった学生から他の学生へ勘違いがないようにということで、お願いをしたところでございます。そういったところは1点、今回事前に、最初の告知のときに、昨年度もらったから今回もらえないというような勘違いをしないようにということでの注意喚起というのができなかった。この点が1点あるというふうに感じております。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 私が言わんとする大きな内容は、これは学生さんが申請するようになっているんですよね。親が三股に在住して。これおかしくないかなと思ったんです。要するに、汗をかくのが学生でいいんですか。そうじゃなくて、親御さんに申請して、親御さんだってインターネット使う人いっぱいいるわけで。親御さんが努力した結果、三股町でご努力した結果、自分の親が努力した結果、自分に送ってきたというふうに、親御さんありきに考えるべきではなかったのかなと。申請者、子供さん、僕が汗をかいた結果、三股町から送ってきた。親要らんわけですよ。これ親が汗をかいた結果、品物が送ってきたという形に改善すべきではないのかな

と思うんですけど、答弁をお願いします。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 議員ご指摘のようなやり方も確かにあるというふうに思っております。ただ、今回、申込みした学生の方々227人にアンケートということでいたしました。そうしたときに、今回のこの情報をどこから得たかということなんですけれども、227人中131人が親から連絡があって、申請しましたということです。また、ご指摘の親が汗をかいてといった、親がそういうことなんですけれども。実はこの電子申請の中に、親の同意と、保護者の同意というところを設けてあります。

つまり、親が知らなかったということのないようにというようなことで、先ほど言いましたように、131人親から聞いた。それ以外の方は友達から聞いた。あるいは町の広報を見たとかというようなことで、ホームページを見たということで、情報を知ったということなんですけれども、こういった意味では、親も知っていただきたいというところで考えております。先ほど親が申請するということなんですけれども、実際、親からの申請もございました。ただ、それは数件ということであります。そのようなご意見につきましても、本事業の効果等をまた検証する意味で、今後どうしていくかということについては検討させていただきます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） この制度ちゅうか、三股町がはあとって名前をつけたぐらいですから、暖かみがあるということだろうというふうに、わざわざ平仮名ではあとって書くぐらいですから、というふうに勝手に思うと、例えば、よそに高校生が行っているって人たちもいらっしやるでしょうし、いろんな想定はできるわけで、三股町と多く関わってもらう、三股町の行政に関心を持ってもらうということをするためにも、高校大学生の親っちゅうたら、まだ40代ですよ。そういう観点から言うと、三股町というのをよりよく分かってもらうためにも、やっぱり、町が親御さんを通じてやる、もしくはその中に親御さんの便りでもあれば、それを入れてもらうとかって話しも踏まえた上で、何かこうするような方法があったほうがよかったんじゃないのかなというふうに思うんですが、そういうところについて、これはもう終わったことですから、今後のところに改善ってということで、今言っているわけなんですけれども、それについてはどう思われますか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 先ほど、最後に申し上げましたが、そういった意味合いというものも今後、親の感謝とか、親が汗流したとかいうようなところでの部分でさらなる効果があるということであれば、そういったものも今後申請の段階でそういう手法も検討すべきかと思って

おりますけれども、現時点におきましては、まだ検証段階でございますので、今後の議員のご指摘、ご提案というものについては重く受け止めて、生かせる部分は生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 改めて、話を聞いた中で、入り口が300名だったんですね。現実的にはどれぐらいいっちゃうというふうに把握して、300名が全部ということではないんでしょう。お願いします。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 数のほうは、なかなか調べづらいと言いますか、例えば学生にいたしましても、4年生大学、あるいは大学院、あるいは予備校とかいうようなことで、いろんなパターンがございます。ですから、具体的な数字というのは把握いたしておりません。また、高校生におきましても、寮に入っている子とか、いろんなパターンがあるというふうに思っていますんで、現実的にはその数字については把握できておりませんが、昨年の実績が281人ございました。この数字を基に300人というところでの申込者を一応想定いたしました。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 制度的な見直しもひっくるめて、知らなかった人もいっちゃうのかもしれないし、情報が常にその学生さんが三股町のホームページを見たりしているわけではないでしょうから、親御さんは親御さん同士の話じゃなくて、子供に終わるかもしれないけれども、第2弾を行うとすれば、残された人をどうするかとかちゅう話もひっくるめて、1回目で断られた高校生の人とかいろいろあって、今回はだめかって思われた人もいっちゃうと思うんで、引き続き、このはあと便は地場製品のPRにも、これ結びつくと思うんで、だからそういう意味合いも含めて、段ボールの中に何を入れるかっていう検討も踏まえて、再度改めて検討してほしいというふうに思うんですが、町長、この点はどうですか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 今、中味についての部分なんですけども、実は今回、大学生、昨年、この品物をいただいた方々、三、四人だったんですけども、内容についてどういったものかというところで、いろいろ伺いました。そういった中で、要望はそれを生かしたというところがございます。それと今回、これは質問ではないわけなんですけども、実際、この227人ということで、非常に少ないというふうにも思いました。ついては、昨年度申込みして、今回していなかったという学生2人ほど聞いてみました。そうしたら、今、11月期にバイトも安定的にできると、そして、特に困っていないというところから、自ら辞退するというような意見

も2人ほど聞きましたので、そういったところもあって、この227人、前回281人というところが少なくなったと、そういった要因もあるというふうに思っております。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 時間が、議員申合せで1時間という、60分ということですので、締めたいというふうに思うんですが、今回、四つのものについて、いろいろお聞きをしました。早急にしてほしいこと、それから検討せにゃいかんこと、いろいろあると思いますが、いずれも町民困っていること等々あると思いますので、検討した結果も、我々に教えてもらうということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（福田 新一君） これより3時20分まで、本会議を休憩します。

午後3時10分休憩

午後3時20分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位9番、新坂議員。

〔3番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（3番 新坂 哲雄君） こんにちは。通告より、9番、新坂哲雄です。本日の質問は、農業対策と2番の防犯灯設置について、お伺いをいたします。

1番目の農業対策について、担い手不足、育成新規就農状況と取組をお伺いいたします。あとは、質問席で質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 農業対策についての担い手不足、育成新規就農状況と取組について、お答えいたします。農業従事者の減少や高齢化対策として、本町農業の進歩を図る上で新規就農者の確保、育成が極めて重要であると認識しております。このため、本町でも国の農業次世代人材投資事業、49歳以下の新規就農者や、県の農業人材投資事業、親元就農3年以内を活用しながら、就農に対する支援及び北諸県農業改良普及センターを事務局とした、新規就農者支援部会での相談体制の整備を図っているところでございます。新規就農者の相談の状況でございますけど、令和元年度は8件、2年度は7件、令和3年度は4件という状況でございます。

以上、回答といたします。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 町長より答弁、ありがとうございます。担い手の希望者が受付辞

退でなかなか厳しい判断で、受入れが大変問題になっていると思うんですが、もうちょっと詳しい説明などやって、担い手を増やす考えはないのか、お伺いいたします。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 相談に来られた新規就農を希望される方におきましては、どういう品目をしていきたいのかということをお伺いしながら、経営の方向性及び北諸県農業改良普及センターと一緒に同行していきまして、経営計画のシミュレーションというのを立てて、実際、本気で農業に取り組む意欲があるかどうかという方じゃないと、やはり将来的に、経営破綻という形にもなりかねませんので、その辺りは十分、ちょっと厳しいという意見はございますが、そういうところを含みながら、ご相談に乗っているところでございます。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 先ほども話をしましたように、やっぱり新規の人たちは分からないわけですよ。マニフェストなんかもつくって、詳しい説明を事前にしないと、いきなり受付行って、はねられたということを聞いておりますが、やっぱり担い手を育てないと、1地区から7地区まで担い手がいない地区もあります。荒廃地ですよ、結局。農業委員会で頑張っても、限界があると思うんです。やっぱり担い手を増やさないと、もう目立ちますよ、荒廃地が。こういうのにある程度努力をしていただかないと、認定農家は増えないと思うんです。そこら辺もお願いします。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） やはり、相談に来られる方には、こちらとしましても経営方針というのを、確固たるものを持っていただかないと、なかなかその後の経営について生活ができるのかというところがございますので、県のほうと一緒にしながら、懇切丁寧な指導はしているつもりでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 農家も不満をいっぱい持っておられるんで、行政とちょっと接点になかなか難しいような状況であります。やっぱり本県の農業対策については力を入れないと増えていかないし、農業も衰退化していくわけですから、こういうところも力を入れてほしいと思います。

次に、担い手協議会活動について、伺いをいたします。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 都城地域担い手育成総合支援協議会というのがございまして、これは平成17年、国・県において担い手確保育成に伴う各種事業が創設されたことにより、都

城地域農業振興センターより平成21年度から独立した組織として参入された協議会でございます。その中には、四つの専門部会がございまして、認定農業者支援部会、集落営農推進部会、農地利用調整部会、新規就農者支援部会等がございます。中には一部休止している部会もございまして、こちらのほうで新規就農者の相談等も受けているところでございます。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） やっぱりこういう協議会は活力あるように持って行くわけですから、こういう集会が数年何も行われていないという話しも聞いております。全国サミットなんかにも、本町から誰も出席していないと。町の在り方が、進め方がもうちょっと頑張ってもらわんと、農業関係はどんどん閉鎖気味になってくるんですよね。やっぱりいろんなことで汗をかいてもらわないと、農業者は非常に行政のほうに不満を持ってくるわけですから、そんなことで厳しいことも必要ですけど、育てることが大事だと思います。いかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 一応、サップグループとか、畜産の和牛研究グループという若手の主体となるところを、そういうところにはいろんな相談に乗りながら、今後の新しい発展をしていく取組については、できる限りやっていきたいと考えているところでございます。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 本町も、周りの市町村に負けないぐらいの活力ある行動を取っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） ほかの市町村に負けないというところではなくて、町独自としても人材育成という形では、三股町としてはそれなりの力は入れているというふうに考えているところでございます。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） それでは、3番目の第3者就農者への国の支援事業の現状状況に伺います。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 第3者就農者への国の支援事業現状状況につきまして、回答いたします。それは多分、この前宮日新聞に載りました国の新規支援策として回答させていただきます。こちらにつきましては、令和5年度までに40代以下の農業従事者を40万人に拡大目標と、国のほうが示しているところでございます。現段階で公表されている事業内容の概要は、経営開始時に49歳以下の認定新規就農者に対して、経営開始金として最大1,000万円を公庫から無利子で融資の上、その償還金を支援する内容となっているところでございます。主な要件

は、経営開始時に、49歳以下の認定新規就農者であること。人・農地プランに位置づけられていること。親元就農は、親とは別に自らの経営部門を立ち上げ、親元就農後5年以内に親の経営継承をし、経営発展をさせるなどがございます。事業負担割合等も含め、概算要求の段階でございまして、詳細について、まだ国のほうから示されていない状況でございまして、この1,000万円というのが、多分さきに新聞報道されていた内容でございまして。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 現在、申し込みはあるんでしょうか。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 現在は、先ほどありました次世代農業者支援事業ですね、そちらのほうの国の事業は動いておりまして、今、お話ししました来年度からの事業については、まだ要綱・要領等が示されておきませんので、受付の段階には至っていないところでございます。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 1番目に申し上げました担い手不足と兼ね合いが出てきておりますが、今後、三股町としては、農業政策にもうちょっと力を入れて、農家が喜ぶような政策を取っていただきたい。切にお願いをいたします。

次に、防犯灯設置について、お伺いをいたします。文化会館前、植木公園付近、夜間ジョギング等道路確認ができないということで、お伺いをいたします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、防犯灯の設置に関する考え方について、まずはご説明をさせていただきたいと思っております。防犯灯の設置につきましては、地区内、つまり自治公民館が管轄する地域内における設置につきましては、三股町LED防犯灯設置要綱を設け、自治公民館、支部単位での要請に応じて設置しているところでございます。要綱では、住宅地区での買物、通学、通勤で利用される生活道路において、夜間の犯罪防止及び地域住民の通行の安全を図ることを目的とするものであります。また、自治公民館の活動の一つとして、地域の防犯、防災、安全に関する活動があり、防犯灯は行政と自治公民館の共同事業と位置づけられているものでございます。

ご質問にあるジョギング等に供する道路の安全性を確保することを目的とした防犯灯の設置につきましては、目的にそぐわないものと考えられますし、また設置については、地区、地域の方々との十分な検討が必要かと考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 答弁ありがとうございます。私が聞いたところでは、文化会館前、

植木公園辺りは住宅が近くないわけですよ。もう真っ暗ですよ、はっきり言って。昼の間は別に問題はないんですけど、夜に人目の少ないところでジョギングをされる人がいるわけですよ。いろんな女性の方が相談があるんですけど、1人では歩けない、怖い、それと犬を連れちゃかんと安全とかが確保できないちゅって、心配をされて、あっくら辺を歩いている人が多いんです。

こういうところをもうちょっと、この場所ばかりじゃないところも、結構防犯は要望されている場所はあるんですけど、防犯灯を。ここはかなり広いところで、いつ襲われるか分からんちいうような方もいらっしゃるんですよ。やっぱりここ辺をもうちょっと遠回しにしないで、早く防犯灯をやるとか、そういう皆さんに分かるような、即答のできる防犯灯はできないものか、もう1回、お願いいたします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほど申しましたとおり、基本的な防犯灯の設置につきましては、住宅地区での買物、通学、通勤での利用する生活道路においてということが一つの前提でございまして、例えば、そういったジョギング、歩行の目的でその場所が暗いから、そこに付けてくれというのは、ちょっとまた視点的に違うのかなというふうに思っております。また、もし生活道路として、防犯灯をどうしても必要ということであるのであれば、先ほど申しましたように、自治公民館、地域の方々とまた要望等上がった場合につきましては、我々も現場等を確認いたしまして、その設置については、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 本来は公民館長ルートで上げないといけないんでしょうけど、これは公民館からも要望を聞いたりするんですけど、なかなか要望が通らないという話を聞くんです。聞こえる、ここはだめ、申請が上がったまま、これはどういうことでできないとか、最終的な予算がなかったということで、簡単に逃げられることも、ちょっと不思議かなと思っています。やっぱり安全とか、それを確保するためには、必要なところは早く手を打ってやる必要と思いますが、いかがですか。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今のその各自治公民館、もしくは支部からの防犯灯の新設という分についての要望について、うちのほうからここはだめって言ったことはございません。地域の方々と現場に行って、その必要性、その地区の方々が、1人、2人の意見ではなく、地区としてどう考えているのか、総合的な意見を踏まえて話をしながらやっています。また、毎年度、予算も限られておりますので、要望のあった中から優先度を決めた上で、設置を決めたところは設置

をしていくというような段取りを踏んでいますので、一切私たちのほうから必要ないとか、そういったことを断言したことは一切ございません。

以上です。

○議長（福田 新一君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） それであれば、前向きに検討させていただきたいと思います。

最後になりましたが、今年度最後の締めとなりました。そこで、町長にちょっとお伺いをしたいと思います。ここ1年間を振り返って、今まで成果が上がったものと、これだけは残したということがあれば、何かちょっと失礼ですけど、お願いいたします。

○議長（福田 新一君） 新坂議員、申告の中にありませんので、これは受け付けません。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（福田 新一君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

○議長（福田 新一君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時38分散会

議事日程(第4号)

令和3年12月10日 午前10時00分開議

日程第1 追加議案第97号の取扱いについて

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会付託

追加日程第1 議案第97号上程

追加日程第2 質疑・討論・採決(議案第97号)

本日の会議に付した事件

日程第1 追加議案第97号の取扱いについて

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会付託

追加日程第1 議案第97号上程

追加日程第2 質疑・討論・採決(議案第97号)

出席議員(11名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	西村 尚彦君
教育長	-----	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	-----	白尾 知之君
企画商工課長	-----	山田 正人君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長	-----	渡具知 実君
高齢者支援課長	-----	下沖 祐二君	農業振興課長	-----	上原 雅彦君
都市整備課長	-----	前田 勉君	環境水道課長	-----	西畑 博文君
教育課長	-----	福永 朋宏君	会計課長	-----	島田 美和君

午前10時00分開議

○議長（福田 新一君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 追加議案第97号の取扱いについて

○議長（福田 新一君） 日程第1、追加議案第97号の取扱いについてを議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告いたします。

去る12月3日、議会運営委員会を開き、本日追加提案されます議案第97号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第7号）」の取扱いについて協議をいたしました。提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、委員会付託を省略し、本日、日程第3の常任委員会付託を行った後、全体審議で措置することに決定しました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（福田 新一君） お諮りします。本日追加提案されます議案第97号については、議会運営委員長の報告のとおり、委員会付託を省略し、本日、日程第3の常任委員会付託を行った後、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、本日追加提案されます議案第97号については、議会運営委員長の報告のとおり決しました。

それでは、これより日程を追加した議事日程表を配付しますので、しばらくの間、本会議を休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時03分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第2. 総括質疑

○議長（福田 新一君） 日程第2、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会に提案された全ての案件に対しての質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、常任委員会の場で行ってください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第3. 常任委員会付託

○議長（福田 新一君） 日程第3、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は本日配付しました常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。

よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査のほどよろしく申し上げます。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局へ提出して下さるようお願いいたします。

追加日程第1. 議案第97号上程

○議長（福田 新一君） 追加日程第1、議案第97号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。本日、追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第97号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第7号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、子育て世帯への臨時特別給付金につきまして、所要の補正措置を行うものであります。歳入歳出予算の総額115億6,534万5,000円に歳入歳出それぞれ2億8,548万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億5,083万3,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金2億8,548万8,000円を増額補正するものであります。

次に歳出についてご説明申し上げます。

民生費は、子育て世帯臨時特別給付金2億8,315万円などを増額補正するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（福田 新一君） 補足説明があれば許します。福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） それでは、今回の補正予算について補足説明をさせていただきます。

皆さんのお手元に、1枚紙で資料をお渡ししているところなんですけども、タイトルが令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金、想定する日程のモデルというタイトルの資料をご覧ください。

まず、今回の補正の背景としましては、令和3年11月19日に閣議決定されました、皆さんもご存じだと思うんですけども、コロナ克服新時代開拓のための経済対策において、子育てに関しては児童手当、本則給付を受給する世帯に対して、その対象児童1人当たり5万円を上乗せする、臨時特別の給付金を支給するということが今回の背景になります。

資料のほうをご覧ください。

これを受けて、まず整理させていただくと、1、対象です。先ほども言いました児童手当の基準日における所得制限限度額未満の児童手当の受給者、中学生以下の療育者ということになって

おります。

2番の内容としては、児童1人当たり5万円で現金給付ということになっています。

3番目が給付期限の年内ということになっております。

4番として、主な対応です。今回の給付金に当たり、大きく3つの対応をやっていくということで、まず1番がシステムの改修です。これは、給付金の対象者の抽出とか、それと給付金をお支払いしますという、お支払いをする予定ですよという通知書などを出すために、既存の児童手当のシステムを回収するというこの手続きが必要になってきます。

そして②です。給付対象への通知、受給拒否の受付です。受給者の方に対して、私はこれを受け取らないということが、この中で必要になってくるということになります。ですので、受給者の方がそれを考えるための通知を受けてから、一定期間を確保する必要があるということで、通知の発出を必要とするということです。

それと③支払処理です。ご存じのように、12月のスケジュールとして、年内の給付可能の日付というのが12月の27日になっております。役場は28日までやっているんですけども、27日振り込んで、またその振り込みのできないものとか、そういったものの対応をするために27日が最終の支払い期限というふうになっております。併せて審査及び金融機関、会計課等の事務処理のために17日までが早期期限ということになっております。これを受けて、今回スケジュールのとおり準備を進めているところです。

まず、スケジュールの一番上ですけども、システム改修。それとその下の金融機関、振込手数料の契約です。これについては、予備費で対応させていただいて、今準備を進めております。そのシステムの改修をして通知書を作って、その下、通知書出力と郵便というか、封筒に入れる準備作業をしているということです。その後、その下です。通知書の発出です。これが今回の②に当たるところです。こちらで、12月中にこの給付金を支払いする予定ですよというようなことのお知らせと、それと受取りを拒否をする場合は申し出てくださいというお知らせが必要になってくるので、その郵便を送りました。それが通信運搬費で予備費で対応ということをしていただいております。受け取り拒否の通知の受付を開始して、口座登録等の情報を整理しているということです。その下です。それを受けて受け取り拒否の受付を締め切って、その後データを作成して、伝票を切って、最終的に一番下から2番目です。27日の振り込みまでには5万円の給付をやりたいということです。

今回、補正をさせていただく部分というのは、13日月曜日と書いてありますけども、そのところに事務費と書いてありまして、12月補正です。それと、実際扶助費で、先ほど言いました5万円を支払うというのの扶助費が、今回の補正に上がっております。ですので、今回の補正の内訳としては、事務費が49万6,000円です。扶助費が2億8,315万円、これは

5,663人の人を、児童を給付するという予定で補正を組んでおります。

私からは以上です。

追加日程第2. 質疑・討論・採決（議案第97号）

○議長（福田 新一君） 追加日程第2、議案第97号の質疑、討論、採決を行います。なお、質疑は会議規則により、前回審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力のほう、よろしくお願いします。

それでは、議案第97号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第7号）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 二、三あるんですが、大きく、この今、スケジュールをいただいて見たんですけど、この17日の会計課早期期限と書いてあって、その下に審査って書いてあって、あと空欄になっている。これについての説明がなかったんですけど、別に採決までは間に合わんから早くしてくれという中で、この空欄は何にその審査がかかって、この1週間というのがとってあるのかということかという説明をお願いします。

○議長（福田 新一君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） まずは、これあくまでも、案なんですけれども、まずは伝票を切るときに、前もって予算がないといけないので、それまでに起票をするというのが、14とか15とか16ぐらいです。そこぐらいまでには予算の確保が必要です。伝票を切るということです。当然、その伝票を切るまでの確認も必要なんですけれども、その後、会計のほうに送って、会計のほうもそのいろんな金融機関等のそれぞれの振り込みとか、そういうのが必要ですので、大体伝票を会計に送ってからこれくらいの期間が必要ということで、審査というのは会計の審査といろんな金融機関のデータなどのやり取りと確認などで、ここの期間があるということとっております。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 答えが分かったような分からんような答えだったんですけど、審査をこれだけ1週間とるということは、今まで例えば、児童手当を振り込んでいる口座とかいろいろありますよね。それを生かすということになってくれば、対象者がぐっと少なく、口座というだけとればです、口座というのだけとれば。要するに、行政が持っている個人の情報というのを個人向けに使うということであれば、それは許されると思うんです。

だから、例えばその口座の同意書みたいなのとってくれば、今まで振り込んでいるわけだから、それに対する口座の確認はいらないわけですよね。そういうふうに短縮短縮としていって、こんな1週間、早い話、1週間早く採決してくれとこう言っている、あと1週間とっているというこ

となので、やっぱり開会中に提案をしたやつ、今、開会中も採決もなっていないものの中にこれを入れるというわけですから、私そこら辺、そういうところは丁寧に説明をしてもらわないと。

今までないと思うんです、こういう事態は。あったらいかんわけですけども。専決でもない、専決はできないですよ、開会中やから。という形でいうと、こういうふうなこういう審査というのは、こういうことですよ。例えば、口座の登録の情報というのはこういうことをしても、やっぱりこのくらいかかるんですよとか、そういうのを少し丁寧にしてもらって、2,250世帯というのは多いような少ないような、中途半端やなと思いつつながら、数的に、その中の口座は何件くらい情報がありますよとか、例えば1,000件くらい持っていますと、あと1,000件ちょっと部分が新たに口座が必要ですよとかっていうところは、説明をした上でどうしても間に合いませんよと。

だからこれを出したらいかんという話をしているんじゃないでなくて、これだけとられざるを得なかったということの説明がもう少し必要やなというふうに思ったということです。ストーンと胃のほうに落ちるような、説明をよろしくお願いします。

○議長（福田 新一君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） すいません、ちょっと説明が足りなくて申しわけありません。

振り込みの期間というのが、今言われた1週間ぐらいかかるというのは、結局、会計に送致してから、やはりいろんな作業をするに、1週間はかかるということで、遡って今、予定を作っているところです。

データに関しましては、今のところなんですけれども、給付金のデータとして大体受給者数で4,440人ぐらいの給付金の対象者というか、そういうところを今、やっております。また、既存の口座を使うのではあるんですけども、要は既存のシステムというか、口座を使う、あと人の動きというのがありますので、そういうところでまた時間も要するというので、確認作業も必要になるということで、これだけの日程をとらせていただくということで、予算の計上が、今回10日に計上しないと、この日程が作業が間に合わないということになっております。

○議長（福田 新一君） ほかにありませんか。楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 私は、議運メンバーではありませんので、今日初めてこのプリントを見るわけですけども、基本的なこと知識がないものですかからお伺いします。

まず、1の対象者の基準日というのは何なのかということと、それから、その行の一番最後のほうの、中学生以下養育者とありますけれども、中学生以下ずっとゼロ歳までなのか、そこら辺ちょっとお伺いします。

○議長（福田 新一君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） まず基準日については9月30日です。

中学生以下というのは、おっしゃられた子供、いわゆる中学生以下ですので、その子供たちも含まれます。

あともう一つ、今回の12月までの支給の対象者です。それについては、高校生がいるんですけども、18歳以下ですので、いわゆる高校生の年齢もいるんですけども、今回は中学生の兄弟のお兄さん、お姉さん、いわゆる、高校生だけの世帯は1月以降に申請によって支給になるんですけども、今回は中学生、小学生も含むんですけども、その児童手当をもらっている子供の付随している高校生、お兄さんとかお姉さんまでは12月中に払います。

これはなぜかという、児童手当の情報というのは持っていますので、そこで支給すると。それを使って高校生、お兄さん、お姉さんの分も今回支給できると。ただし、高校生だけだとそういう情報がないので、これは申請でちょっと、これはもう1月以降にその申請を受けて支給すると、今そういうような予定になっております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） はい、分かりました。

あと2番の内容のところ、児童1人当たりとありますが、この児童と、その前の児童手当の児童と意味が違うわけですね、そうなる。ここいらをはっきりしていただかないと、児童1人当たりというのでいくと、幼児は入らないのかということになるかと思うんですけど、言葉的に。そうすると、小学生以上、中学生以下の範囲なのかというふうに受け取ったものだから、基準日がいづなのかということにも関係してくるわけです、4月1日から3月31日までの間なのかとか、そこちょっとははっきりとお願いします。

○議長（福田 新一君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 児童という言葉でひとくくりしているんですけども、要は乳幼児から中学生、先ほど言いました中学生に付随している高校生。今回支払いの対象はまでの間になっております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） もう一回確認ですが、9月30日までに生まれた子ということで、お腹にいる子とは関係ないわけですね。9月30日までに生まれた子、誕生日が9月30日の子までということが1つ。

そして、今高校生が出てきたのがちょっと分らないのですけれども、9月30日の時点で中学生の兄弟がいる高校生も含まれるということなんですか。

○議長（福田 新一君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 生まれた子に対しては、ちょっと基準日と児童手当の支給の関係があって、生まれた子に関しての範囲というのは、今回は、8月30日まで生まれた子が12月中

に支給になると。それ以降の生まれた子、その子は1月以降にはなりません。当然支給にはなるということです。

それと、高校生です。高校生だけの世帯というのは、先ほど言いました手続きが必要で、1月以降です。中学生とか小学生、幼児も含めてなんですけれども、それのお兄さん、お姉さんです。そこは今回12月の支給の対象になると、支払いができるということです。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） この支払い支給対象者は、高校生まででということですね。支給日が、12月に支給される対象者と1月に支払われる対象者に分かれるという認識でよろしいんですか。

○議長（福田 新一君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） はい、そのとおりです。12月に支払う方、12月以降に支払う方、2種類いるということです。

○議長（福田 新一君） いいですか。楠原議員、5回目です。

○議員（4番 楠原 更三君） はい、5回目です。表現は、児童という言葉はいろんな解釈があると思うんです。福祉的な児童と学校教育的な児童と、年齢の制限の仕方が違いますから、頭のほうに子育て世帯へのとありますよね。こここのところを重要視していかないと、捉え方があちこちなってしまうと思うんです。一律児童という言葉でははっきりしない部分が出てくるということとを申し上げて、最後の質問とします。

○議長（福田 新一君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） すいません。児童という言葉、これについては今言われたように、誤解を招く表現になると思うので、ここはいわゆる児童という言葉ひとくくりではやらないほうがよかったのかなというふうに思っております。

○議長（福田 新一君） 質疑もありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第97号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時28分休憩

〔全員協議会〕

午前10時31分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

----- . ----- . -----
○議長（福田 新一君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時31分散会

議事日程(第5号)

令和3年12月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 追加議案第98号の取扱いについて
日程第2 常任委員長報告
日程第3 質疑(議案第81号から第92号までの12議案)
日程第4 討論・採決(議案第81号から第92号までの12議案)
日程第5 質疑・討論・採決(議案第93号から第96号までの4議案)
日程第6 質疑・討論・採決(発議第3号)
追加日程第1 議案第98号上程
追加日程第2 質疑・討論・採決(議案第98号)
日程第7 閉会中における議会運営委員会の活動について
日程第8 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
日程第9 閉会中における議会正常化調査特別委員会の活動について
日程第10 議会正常化調査特別委員会の経過報告について
日程第11 議員派遣の件について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 追加議案第98号の取扱いについて
日程第2 常任委員長報告
日程第3 質疑(議案第81号から第92号までの12議案)
日程第4 討論・採決(議案第81号から第92号までの12議案)
日程第5 質疑・討論・採決(議案第93号から第96号までの4議案)
日程第6 質疑・討論・採決(発議第3号)
追加日程第1 議案第98号上程
追加日程第2 質疑・討論・採決(議案第98号)
日程第7 閉会中における議会運営委員会の活動について
日程第8 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
日程第9 閉会中における議会正常化調査特別委員会の活動について

日程第10 議会正常化調査特別委員会の経過報告について

日程第11 議員派遣の件について

出席議員（11名）

1番	田中	光子君	2番	堀内	和義君
3番	新坂	哲雄君	4番	楠原	更三君
5番	福田	新一君	6番	池邊	美紀君
7番	堀内	義郎君	8番	内村	立吉君
9番	指宿	秋廣君	10番	上西	祐子君
12番	山中	則夫君			

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	西山	雄治君	書記	馬場	勝裕君
			書記	佐澤	やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫	辰生君	副町長	西村	尚彦君
教育長	石崎	敬三君	総務課長兼町民室長	白尾	知之君
企画商工課長	山田	正人君	税務財政課長	黒木	孝幸君
町民保健課長	齊藤	美和君	福祉課長	渡具知	実君
高齢者支援課長	下沖	祐二君	農業振興課長	上原	雅彦君
都市整備課長	前田	勉君	環境水道課長	西畑	博文君
教育課長	福永	朋宏君	会計課長	島田	美和君

午前10時00分開議

○議長（福田 新一君） おはようございます。時間前ではありますが、ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 追加議案第98号の取扱いについて

○議長（福田 新一君） 日程第1、追加議案第98号の取扱いについてを議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

昨日12月16日、議会運営委員会を開催し、追加提案されます議案第98号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第8号）」について協議をいたしました。この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、議案第98号につきましては、委員会付託を省略し、本日既に提案されている議案全てを議了後、全体審議で措置することに決定いたしました。

以上、当委員会の報告を終わります。

○議長（福田 新一君） お諮りします。本日追加提案されます議案第98号については、議会運営委員長の報告のとおり委員会付託を省略し、本日既に提案されている議案全てを議了後、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、本日追加提案されます議案第98号については、議会運営委員長の報告のとおり決しました。

それでは、これより日程を追加した議事日程表を配付しますので、しばらくの間本会議を休憩いたします。

午前10時03分休憩

午前10時04分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第2. 常任委員長報告

○議長（福田 新一君） 日程第2、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○総務産業常任委員長（指宿 秋廣君） おはようございます。総務産業常任委員会の審査結果を三股町議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第82号、第83号、第88号、第90号、第91号、第92号の6件です。

以下、案件ごとに説明いたします。

議案第82号「三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」です。

道路法施行令の改正に伴うもので、県に準じて改正及び字句の訂正を行おうとするものです。

改正の内容は、固定資産評価の下落と九州統一の単価にし、自動運行補助施設の項目を新たに設けようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第83号「三股町犯罪被害者等支援条例」です。

国が、平成16年法律第161号に犯罪被害者等支援基本法を制定し、県も令和3年7月に施行されたことを受けての条例案です。

基本法の前文——前の文に——国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まって、今こそ犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、この権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな第一歩を踏み出さなければならないと規定しています。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号「令和3年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」です。

歳入歳出予算の総額8億6,764万円に、歳入歳出それぞれ23万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億6,787万3,000円にしようとするものです。

歳入は、一般会計繰入金23万3,000円です。歳出の主なものは、共済費23万3,000円です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号「工事請負契約の変更について（令和3年度（仮称）三股町5地区防災センター建築工事）」です。

世界的な建築用木材不足により、木材価格高騰によって工事請負約款第25条第5項の規定に基づく請負金額の変更請求がされ、同条第7項の規定に基づき、請負代金の変更をし、今村建設との請負金額を228万3,000円増額し、7,794万1,000円にしようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第91号「三股町公共下水道三股中央浄化センターし尿汚泥処理棟築造工事に関する基本協定を締結」しようとするものです。

日本下水道事業団は、地方公共団体の長及び学識経験者が発起人となり、当時の建設大臣の認可を受けて設立された法人であります。日本下水道事業団法に基づいて設置されている地方公共法人です。この日本下水道事業団と、令和3年度から令和6年度の完成予定で、三股町下水道事

業中央浄化センターの建設工事を15億5,500万円で契約しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第92号「第2次三股町男女共同参画プラン（三股町DV防止基本計画を含む）の改訂について」です。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の内容を含めたプランにすること、現行のプランの策定から6年が経過し、プラン全体の見直しを行い、今までになかった達成度の評価を行い、公表すると位置づけています。そのために、住民意識の反映のために町民意識調査、役場職員意識調査、企業意識調査を実施しております。

審議の過程で、役場職員のアンケートの対象者数及び有効回収者数が少なく、男女共同参画社会を推進する町の代表的職場の調査として不十分である、また、今回のプランは画期的な内容が盛り込まれている、絵に描いた餅に終わらせることなく、本当の意味での男女が共同参画してまちづくりに参画し、一人一人の人権が尊重される町を形成してほしいなどの意見がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

すいません、議案第83号の中で、議案第83号の「三股町犯罪被害者等支援条例」の中で、審査の過程のところを飛ばしていました。

説明資料として配付された三股町犯罪被害者支援金に関する規則（案）と条例の説明資料において、字句等で訂正や指摘がなされました。

以上、追加をお願いをいたします。

以上で、総務産業常任委員会の報告の結果を終わります。

○議長（福田 新一君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 堀内 和義君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（堀内 和義君） おはようございます。文教厚生委員会の審査結果を三股町議会会議規則76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第81号、85号、86号、87号、89号の5件です。

以下、案件ごとに説明いたします。

議案第81号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」。

本案は、出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、出産育児一時金の額の変更を行うため、所要の条例の改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第85号「令和3年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額29億7,700万9,000円に歳入歳出それぞれ145万

4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億7,846万3,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正するもので、歳出については、総務費及び諸支出金を増額し、予備費を減額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第86号「令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額3億988万8,000円に、歳入歳出それぞれ29万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億1,018万1,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正するもので、歳出については、総務費及び保険事業費を増額し、予備費を減額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第87号「令和3年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額24億6,250万1,000円に、歳入歳出それぞれ145万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億6,395万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫負担金を増額し、県負担金を減額補正するもので、歳出の主なものは、保険給付費を増減額補正し、地域支援事業費を増額補正するものであります。

審査の経過において、保険給付費の委託介護サービス費が増額し、施設介護サービス等給付費が減額となっておりますけれども、要因としては、新型コロナウイルス感染症に伴い委託介護が増え、施設介護が減少したためと思われま。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第89号「指定管理者の指定について」。

本案は、上米公園パークゴルフ場の指定管理期間満了に伴う指定管理者の指定について、地方自治法第244条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（福田 新一君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（内村 立吉君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第84号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第

6号) 」であります。

以下、説明させていただきます。

本案は、予算の総額114億9,219万6,000円に、歳入歳出それぞれ7,314万9,000円を追加し、予算の総額を115億6,534万5,000円とするものです。

歳入の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策休業要請等協力事業補助金などを増額するものであります。歳出の主なものは、公共施設等適正管理推進事業などを増額し、交流拠点施設整備設計委託料などを減額するものであります。

債務負担行為については、3回目接種における新型コロナワクチン接種事業を追加するものであります。

地方債については、事業の追加に伴い限度額を変更するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員会において意見が2点ございました。

まず、1点目、審査の過程において、企画商工課より、報告事項として、宮村小学校児童が増加傾向にあり、宮村地区の過疎地域定住促進奨励金を、段階的に取りやめるという内容の報告がありました。それを受けて、教育課に質問したところ、内容が伝わっておらず、横の連携不足ではないかという点が、まず1点。

それから、もう1点は、昨年から既に宮村小においては、兄弟がいるというような特殊ケースを除き、特認校の新入生の受入れをやめているということ、委員会内でのやり取りの中で議員が知ることになりました。議会に対しての報告がなされていなかったことを重く受け止め、改善してほしいということであります。

以上、報告を終わります。

日程第3. 質疑（議案第81号から第92号までの12議案）

○議長（福田 新一君） 日程第3、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は、1議題につき1人3回以内となっております。常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 文教厚生常任委員長にお聞きをいたします。

議案第89号「指定管理者の指定について」であります。この指定を行うということに対して言ってるんじゃないかと、これについては金額が発生しているのか、いないのかという議論はされましたでしょうか、お聞きいたします。

○議長（福田 新一君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（堀内 和義君） 金額についての内容については、議論をいたしておりません。

○議長（福田 新一君） ほかにありませんか。ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

日程第4. 討論・採決（議案第81号から第92号までの12議案）

○議長（福田 新一君） 日程第4、討論・採決を行います。

議案第81号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第81号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号「三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第82号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第83号「三股町犯罪被害者等支援条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第83号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第84号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第6号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第84号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議案第85号「令和3年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第85号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 6 号「令和 3 年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 8 6 号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 7 号「令和 3 年度三股町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 8 7 号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 8 号「令和 3 年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第88号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号「指定管理者の指定について（上米公園パークゴルフ場）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第89号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

議案第90号「工事請負契約の変更について（令和3年度（仮称）三股町第5地区防災センター建設工事）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第90号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

議案第91号「三股町公共下水道三股中央浄化センターし尿汚泥処理棟築造工事に関する基本協定の締結について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第91号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号「第2次三股町男女共同参画プラン（三股町DV防止基本計画含む）の改訂について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第92号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 質疑・討論・採決（議案第93号から議案第96号までの4議案）

○議長（福田 新一君） 日程第5、議案第93号から議案第96号の質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は会議規則により、全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力のほうよろしく願いいたします。

それでは、議案第93号「教育委員会委員の任命について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第94号「公平委員会委員の任命について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第95号「公平委員会委員の任命について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第96号「公平委員会委員の任命について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

日程第6. 質疑・討論・採決（発議第3号）

○議長（福田 新一君） 日程第6、発議第3号「三股町議会会議規則の一部を改正する議会規則」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

追加日程第1. 議案第98号上程

○議長（福田 新一君） 追加日程第1、議案第98号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 令和3年第7回三股町議会に追加上程いたしました議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第98号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第8号）」についてご説明申し上げます。

本案は、子育て世帯への臨時特別給付金につきまして、年内一括給付を行うため、所要の補正処置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額118億5,083万3,000円に、歳入歳出それぞれ2億8,426万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億3,509万6,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金2億8,426万3,000円を増額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

民生費は、子育て世帯臨時特別給付金2億8,315万円などを増額補正するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（福田 新一君） 補足説明があれば許します。福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） それでは、補足説明をさせていただきます。

国のほうから、年内の先行分の5万円の給付と合わせて10万円の現金を一括で給付することも可能という方針が出されたことを受けて、町としても、今回追加の5万円の予算を計上したということになります。

それでは、予算の説明をさせていただきます。

予算書の11ページをご覧ください。

まず、歳出から説明させていただきます。

歳出は大きく2つあります。今回の追加の5万円給付と事務費の2つです。

それでは、具体的な内容ですけれども、まず、今回の5万円の追加給付、それについては扶助費に計上しております。2億8,315万円。で、参考までに人数の内訳が、中学生までが4,770人、高校生が893人、合わせて5,663人となっております。この給付に併せて、

事務費 111万5,000円を計上しております。

続いて、歳入についてご説明いたします。

ページは、9ページをご覧ください。

この事業に対する国からの補助金ですけれども、補助率が10分の10となっております。

まず、上のほうの事業費分、これが2億8,315万円。続いて、事務費分、これが111万3,000円を計上しております。

そして今回、12月、今日の補正を計上しても、年内支給が間に合うことについてご説明させていただきます。

先ほども上げました、国からの、年内の先行の給付分の5万円と合わせて10万円の現金を一括で給付することも可能ということが国のほうから打ち出されまして、それを受けて、町としても、子育て世帯への年内に一括給付できないか検討しました。

で、10日の補正予算の議決を頂いた、そのときのスケジュールですけれども、議決後の次の週の12月14日から17日にかけて作業をして、振込データ等を作成し、決裁を得て、17日までは会計課に伝票を送る予定でした。

今回は、17日、今日の議決を頂いたら、作業としては、土日でも必要であれば含めて、17日から19日までにデータを作成して、20日に決裁を行う。そして、会計課も20日中に伝票を受け取れば即日に審査をしていただき、27日の支払が可能という確認が取れました。これを受けて、年内の先行分の5万円の給付と合わせて10万円の現金を一括支給する補正予算を計上することとなりました。

今回は、いわゆる先行給付、こちらのほうの準備ができていたため、今回の追加の5万円も短時間で作業ができると、そういうことが可能であると判断して、今回計上させていただきます。

私からは以上です。

追加日程第2. 質疑・討論・採決（議案第98号）

○議長（福田 新一君） 追加日程第2、議案第98号の質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は会議規則により、全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力のほうよろしく願いいたします。

それでは、議案第98号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第8号）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今上程された議案について、反対という形でしゃべるんじゃないんですが、今さっきあった日程について、採決をしたから大丈夫だというふうに言われましたけれども、もともとの日程も、例えば、通知発送はもう12月6日に行われているわけで、要するに、

追加で提案をする前の補正の話ですけども、そのときもらった資料にですけど、ということは、今日でも間に合うと言ったら、何か整合性がないわけですよ。その前に、緊急で採決してくださいよ、総括質疑のときをお願いしますよという形で採決したわけだけど、国が変わったら、いや、また大丈夫ですよ。

私は5万、5万という、年明けで5万というふうに三股町はするんだらうな、要するに、日程が合わないと言っているわけだからという形で、自分では感じていました。それが、この日程がいやいや大丈夫ですよと言われるのは、最初に提案されたときと、説明と、間に合いますでは整合性が取れないと思うんですけども、再度説明をお願いします。

○議長（福田 新一君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 先ほど、通知の件を言われましたけども、児童手当の口座をそのまま使うということなんですけども、児童手当の支給が、前回は10月8日でした。それから、約2か月ぐらいたってますので、いろんな変更がある方がいらっしゃる。その変更があったりとかそういうところの確認ですね、それが、いわゆる日程が必要ということになります。

で、先行給付が、その10日の議決を受けてから、その作業をずっと潰して行って、今週にはもう固めるということができますので、で、2回目の今回の補正の予算はそれをそのまま利用できますので、ですから短期間でできるということで、年内支給をやりたいということで今回予算計上しました。

以上です。

○議長（福田 新一君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第98号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 閉会中における議会運営委員会の活動について

○議長（福田 新一君） 日程第7、閉会中における議会運営委員会の活動についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、議会の会期、日程等の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査及び審査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び調査を認めたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び調査を認めることに決定いたしました。

日程第8. 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

○議長（福田 新一君） 日程第8、閉会中における広報編集常任委員会の活動についてを議題とします。

広報編集常任委員長から、会議規則74条の規定によって、議会広報編集について閉会中の編集活動の申出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中に議会広報編集活動をするということについてご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中に議会報告編集活動をすることに決しました。

日程第9. 閉会中における議会正常化調査特別委員会の活動について

○議長（福田 新一君） 日程第9、閉会中における議会正常化調査特別委員会の活動についてを議題とします。

議会正常化調査特別委員長から、会議規則74条の規定によって、本特別委員会が所管する調査等について閉会中の活動の申出があります。

お諮りします。議会正常化調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中に本特別委員会が所管する調査等の活動をするということについてご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。よって、議会正常化調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中に本特別委員会が所管する調査等の活動をすることに決定しました。

日程第10. 議会正常化調査特別委員会の経過報告について

○議長（福田 新一君） 日程第10、議会正常化調査特別委員会の経過報告を議題とします。議

会正常化調査特別委員長。委員長。

〔議会正常化調査特別委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○議会正常化調査特別委員長（指宿 秋廣君） それでは、議会正常化調査特別委員会——以下、特別委員会と言いますが——から、3回目の経過報告をいたします。

令和3年9月議会以降の改正や協議事項の主なものを報告いたします。

令和3年9月29日に、第8回特別委員会を開催しました。

最初に、前回の協議事項を確認した後に、三股町議会会議規則の改正の確認及び行政不服審査の進捗状況等を協議いたしました。

10月29日の臨時議会で、ハラスメント根絶条例、会議規則の一部改正を行いました。

臨時議会終了後に、第9回特別委員会を開催しました。

前回の協議事項の確認をした後に、行政不服審査の進捗状況や今後の議会の対応について協議をいたしました。

11月29日、第10回特別委員会を開催しました。

前回の協議事項を確認した後に、議会会議規則第110条の委員会の議員の構成について協議いたしました。懲罰特別委員会については、原則、議会運営委員会が、その委員を兼ね、動議提出者や処分要求者で欠員が生じた場合は、議員経験の長い議員から順次補充することを申合せ事項に追加することを決定いたしました。

議員全員の特別委員会へのご協力に感謝し、第3回目の議会正常化特別委員会の経過報告をいたします。

日程第11. 議員派遣の件について

○議長（福田 新一君） 日程第11、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。

お配りしております議員派遣資料のとおり、研修等にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、配付資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

お諮りします。先日先議されました議案第97号と、本日議決されました議案第84号の数字等の整理をはじめとした、今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。よって、議案第97号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第7号）」は「（第6号）」と改め、これに伴い、議案第84号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第6号）」は「（第7号）」と改め、整理いたします。

なお、両議案に係る補正前の額、補正後の額など、数値の整理につきましては、議案第97号の議決後に提出された資料のとおり整理することといたします。

以上で、全ての案件を議了しましたが、9月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時53分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時58分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（福田 新一君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和3年第7回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前10時58分閉会
.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 福田 新一

署名議員 田中 光子

署名議員 指宿 秋廣